

※取扱注意

**第7期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
【素案】**

平成 30 年2月

赤穂市

はじめに

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	5
5	介護保険制度改正のポイント	6

第2章 赤穂市の高齢者等の現状と将来見込み

1	人口構造	7
2	世帯構造	9
3	高齢者等の現状	10
4	平成37(2025)年の社会像	40
5	高齢者層の社会参加	43

第3章 計画の理念

1	基本理念	44
2	基本目標	44
3	施策の体系	46

第4章 地域全体で支え合う、心ふれあうまちづくり

1	地域包括ケアシステムの推進	47
2	認知症支援と権利擁護の推進	56
3	医療との連携や住まいの基盤整備	59
4	介護に取り組む家族等への支援の充実	61

第5章 健康で生きがいをもって、すこやかに暮らせるまちづくり

- 1 介護予防と生活支援の充実 62
- 2 生きがいづくりや社会参加の促進 80

第6章 安心して介護・福祉サービスが受けられるまちづくり

- 1 介護サービスの充実強化 85
- 2 介護保険事業の適正な運営 98

第7章 計画の推進にあたって

- 1 住民との協働及び関係機関との連携の推進 110
- 2 推進体制の整備及び計画進捗の把握 110
- 3 計画の周知 110

資料編

- 第7期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿 112
- 第7期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱 113
- 第7期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会協議経過 114
- 用語説明 115

※本計画における元号の表記について

平成31年5月で改元されますが、現時点で元号が未定ですので、平成で表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、高齢者の増加が諸外国に例をみないスピードで進んでおり、内閣府の平成29年度版高齢社会白書によると、平成28（2016）年10月1日現在、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は27.3%となっています。

高齢者人口は、「団塊の世代」が65歳以上となった平成27（2015）年に3,387万人となり、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37（2025）年には3,677万人に達すると見込まれています。その後も高齢者人口は増加傾向が続き、平成54（2042）年に3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。

また、厚生労働省「公的介護保険制度の現状と今後の役割」によると、要介護認定率が高くなる75歳以上の方は、平成37年（2025）には2,179万人と総人口比約18%になると見込まれていることから、現在の介護保険水準を維持した場合、今後、介護保険料、介護給付総額はともに上昇し、大幅に膨らむと予測されています。

このような背景から、国ではこれまでに地域包括ケアシステムの構築に努めることが示されてきましたが、今回、平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

本計画においては、地域包括ケアシステムを一層深化・推進することとし、これまでの取組みを引き継ぎつつ、これからの高齢者があらゆる世代の市民とともに豊かにいきいきと暮らせる地域共生社会をめざして、第7期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

この計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づく、「高齢者保健福祉計画（法律上は、「老人福祉計画」）」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定することで、介護保険及び福祉サービスを総合的に展開することを目指すものです。

また、国の定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、兵庫県が策定する「介護保険事業支援計画」、「保健医療計画」、「医療費適正化計画」、「地域ケア体制整備構想」、赤穂市が策定する「赤穂市総合計画」、「赤穂市地域福祉計画」などの関連計画の内容を踏まえたものとしします。

(2) 計画の性格

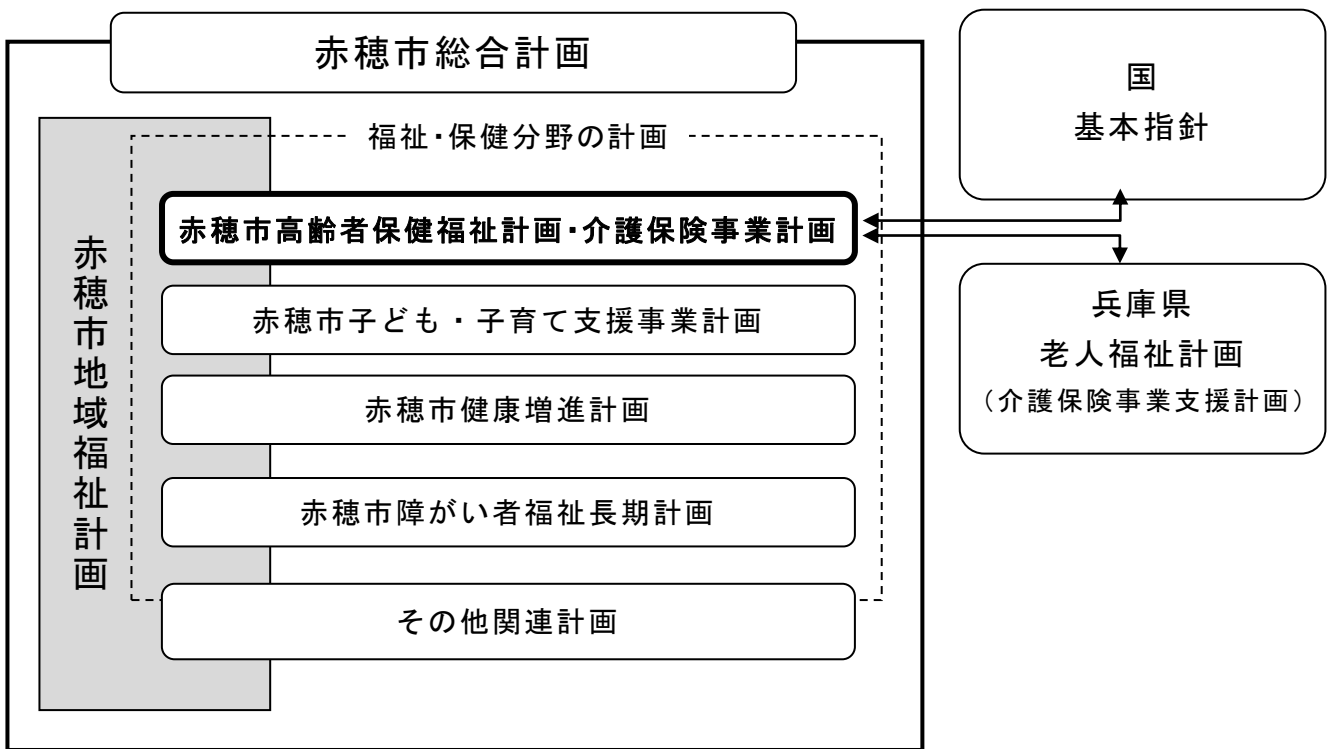
第7期計画は、「2025年を見据えた地域包括ケア計画」により地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、地域包括ケアシステムを一層深化・推進するものであることから、「第6期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の後継計画として、理念や考え方を引き継いで策定するものです。

「高齢者保健福祉計画」は、本市における高齢者の保健福祉に関する施策全般にわたる計画であり、高齢者に対する保健福祉事業における総合的な計画です。

「介護保険事業計画」は、高齢者保健福祉計画のうち、介護・支援を必要とする高齢者及び要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対する部分など、介護保険事業において実施する施策を担う計画です。

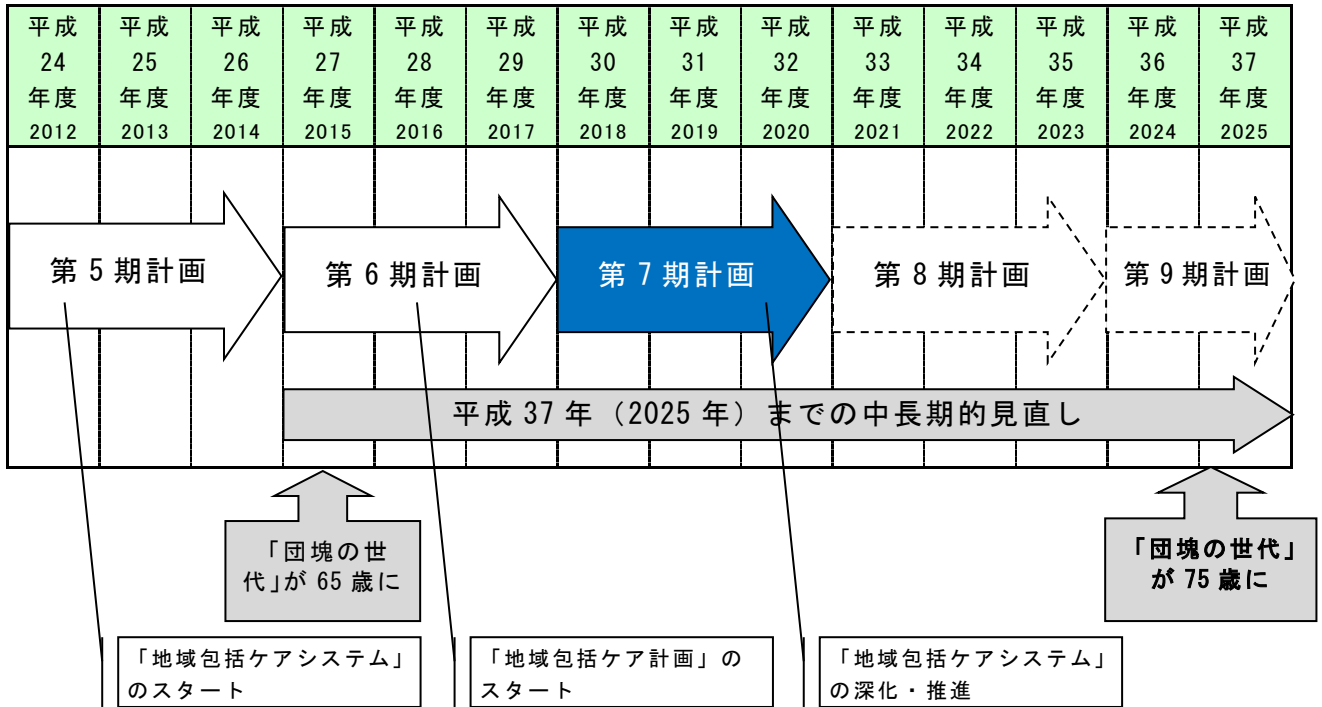
(3) 上位計画・関連計画との関係

本計画は、本市の総合的な行政運営の方針を示した赤穂市総合計画を上位計画とし、その方針に沿って策定されるものです。また、赤穂市地域福祉計画をはじめ、高齢者保健福祉に関連する他分野の計画との整合を図りながら策定するものとしします。



3 計画の期間

第7期介護保険事業計画の期間は平成30年度から平成32年度までの3年間となります。平成37（2025）年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



4 計画の策定体制

本計画の策定は、赤穂市介護保険等事業計画策定委員会のほか、各種アンケートなど、市民や関係者の参画により策定しています。

(1) 赤穂市介護保険等事業計画策定委員会の開催

赤穂市介護保険等事業計画策定委員会においては、学識経験を有する者、保健・医療・福祉関係者、介護保険事業者、市民代表等に委員を委嘱し、計画内容について協議いただきました。

(2) 各種アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、65歳以上の「高齢者の生活に関するアンケート調査」及び「在宅介護実態調査」を実施し、高齢者の現状について把握しました。

(3) 赤穂市生活支援・介護予防サービス体制整備協議体の開催

本計画の策定にあたっては、赤穂市生活支援・介護予防サービス体制整備協議体の提言を反映しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画は、平成29年12月15日から平成30年1月15日の期間中、パブリックコメントを実施しましたが、期間中のご意見・ご要望はありませんでした。

5 介護保険制度改正のポイント

介護保険制度を取り巻く状況が大きく変化している中で、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年や、高齢者数がピークを迎える平成54(2042)年も見据えつつ、引き続き、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、医療・介護の連携、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進することにより、財源と人材とをより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することで、制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

○「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の主な改正内容

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

- ・全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ・「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- ・医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする

第2章 赤穂市の高齢者等の現状と将来見込み

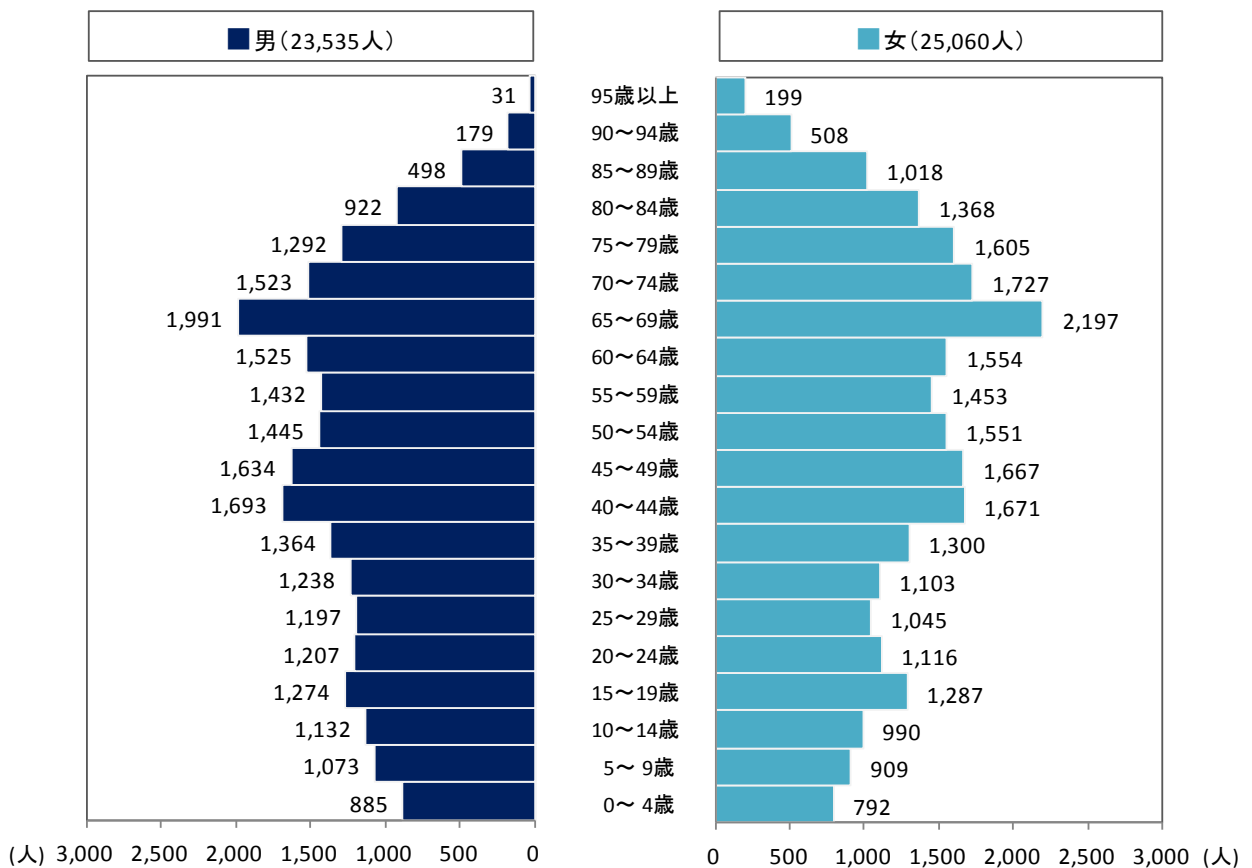
1 人口構造

(1) 現在の人口構造

本市の平成29年9月末時点の人口は、48,595人となっています。

男性、女性ともに65～69歳の人口が最も多くなっています。また14歳以下の人口は少なく、少子高齢化は今後も進行していくものと考えられます。

◆性別年齢5歳階級別人口ピラミッド

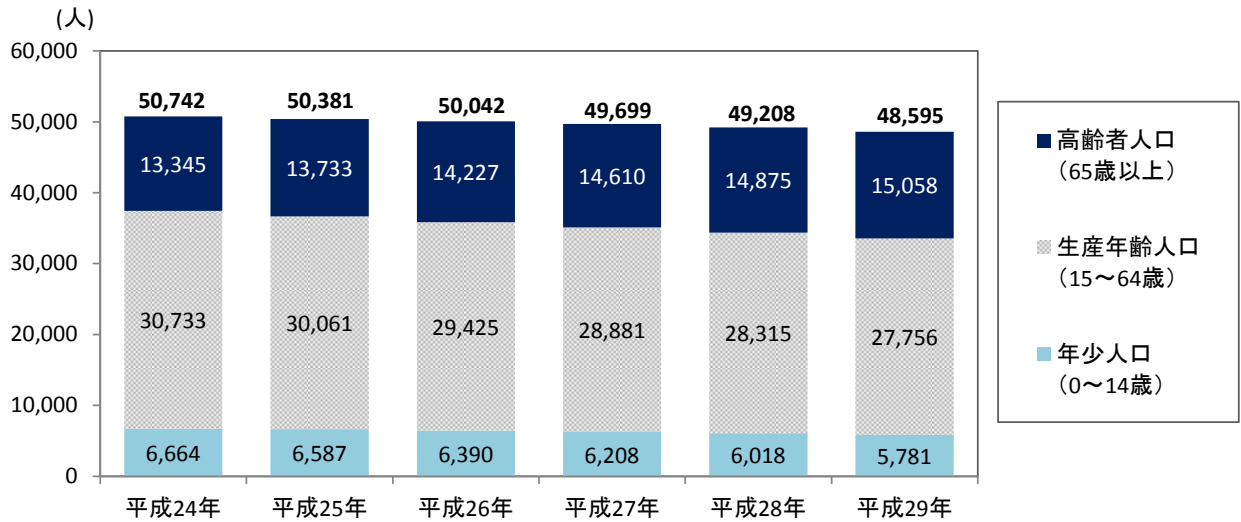


資料：赤穂市住民基本台帳人口（平成29年9月末現在）

(2) 年齢3区分別人口の推移

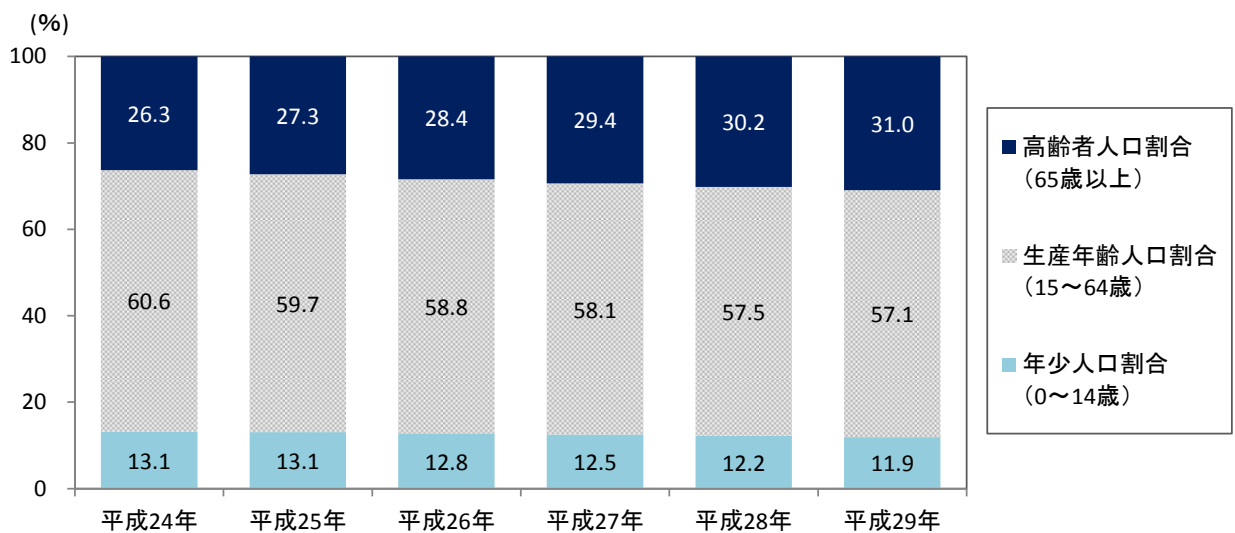
本市における近年の年齢3区分人口をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあります。一方、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、平成29年に15,058人となっています。これにともない年齢3区分人口構成比も同様の傾向がみられ、高齢者人口割合は平成29年9月末時点で31.0%となっています。

◆年齢3区分別人口の推移



資料：赤穂市住民基本台帳人口（各年9月末現在）

◆年齢3区分別人口構成比の推移



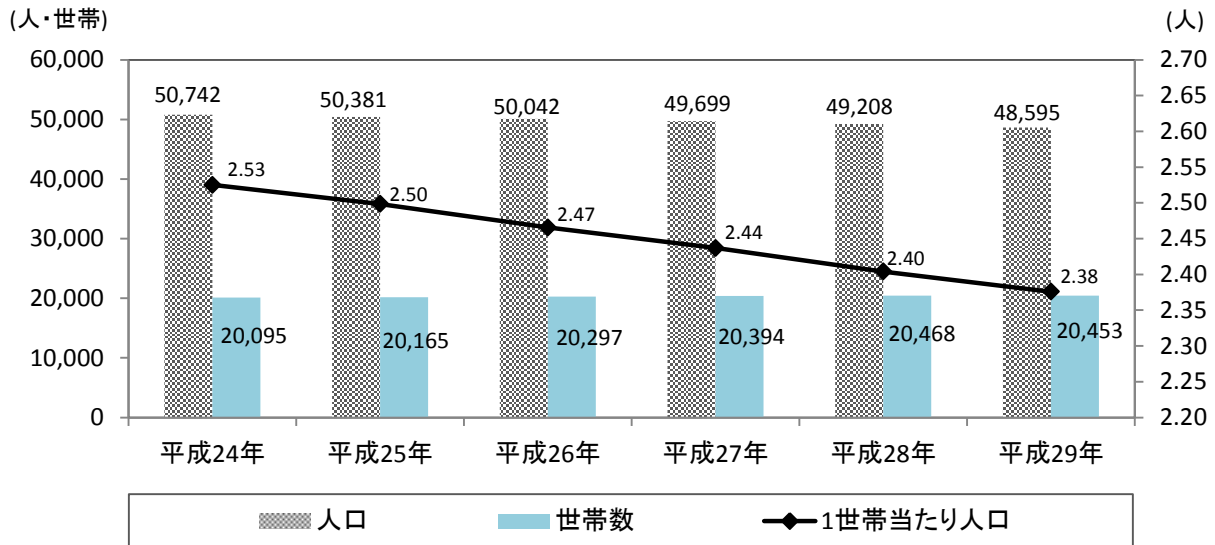
資料：赤穂市住民基本台帳人口（各年9月末現在）

2 世帯構造

世帯の状況をみると、近年の世帯数は概ね増加傾向にあり、1世帯当たり人数は減少傾向で推移しています。

国勢調査による65歳以上高齢者のいる世帯では、親族人員が2人の世帯が最も多く、次いで親族人員が1人の世帯が多くなっています。また、60歳以上の単身世帯数は2,569世帯で、女性の単身世帯が多くなっています。

◆人口・世帯の推移



資料：赤穂市住民基本台帳（各年9月末現在）

◆65歳以上の親族のいる一般世帯

区分	親族	親族人員が1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
65歳以上の親族のいる一般世帯(世帯)	9,224	2,219	3,941	1,538	698	428	266	134
世帯人員(人)	18,686	4,846	5,906	3,513	2,815	1,097	351	158

資料：平成27年国勢調査

◆60歳以上の高齢単身世帯数

区分	総数	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
60歳以上の高齢単身世帯数(世帯)	2,569	350	466	433	454	435	431
男	765	181	198	129	107	71	79
女	1,804	169	268	304	347	364	352

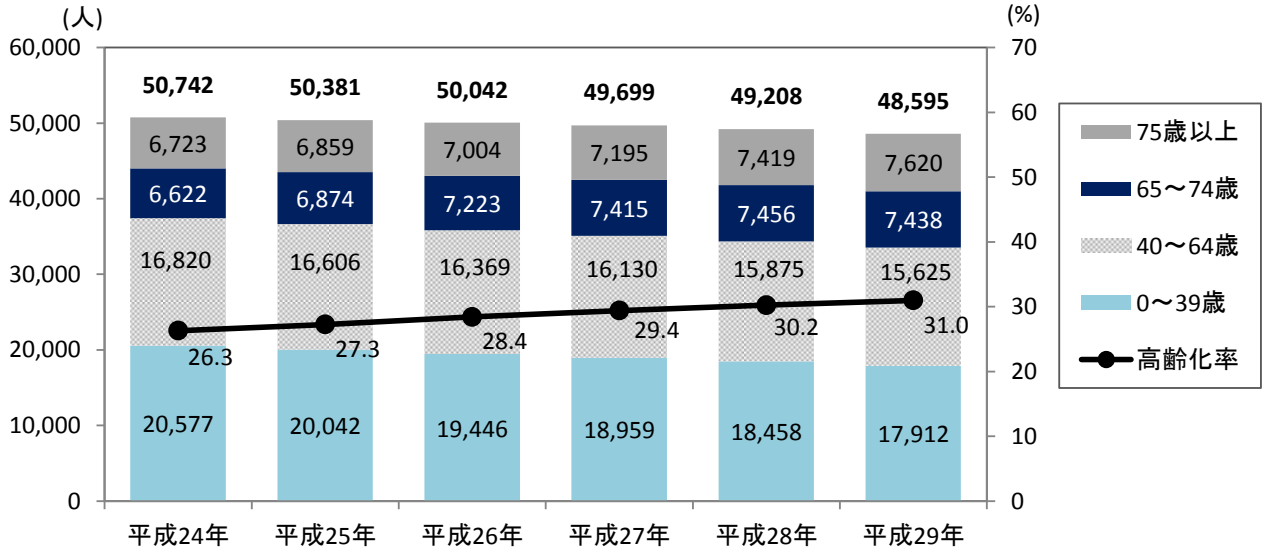
資料：平成27年国勢調査

3 高齢者等の現状

(1) 高齢者人口の推移

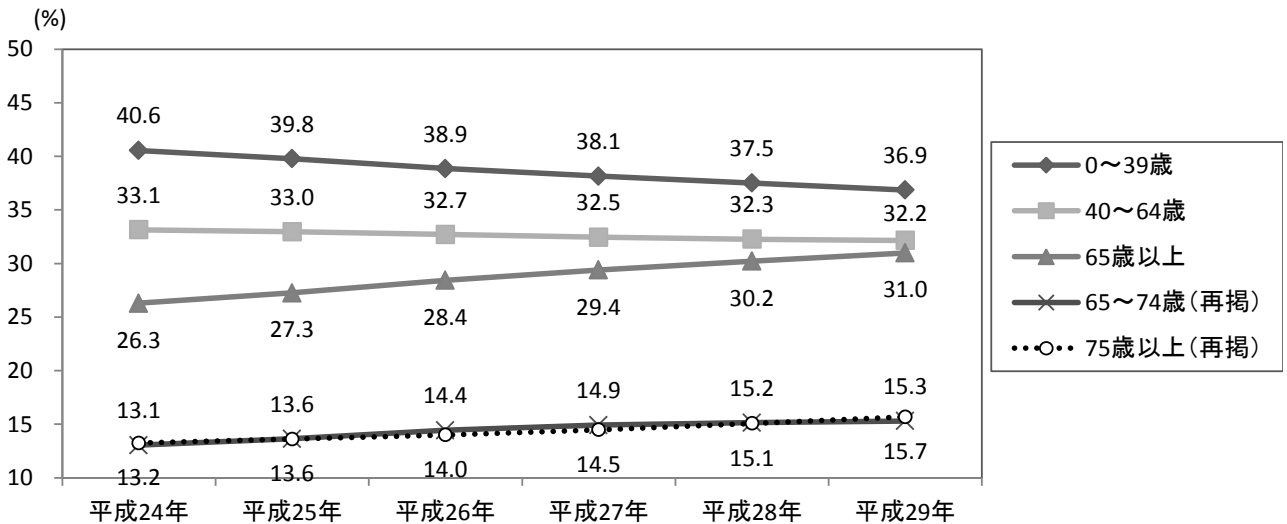
本市の65歳以上の人口は増加傾向で推移しています。前期高齢者（65～74歳）及び後期高齢者（75歳以上）は、ともに増加しています。また、人口総数に対する年齢4区分の割合をみると、65～74歳、75歳以上は上昇傾向にあります。

◆年齢別人口の推移



資料：赤穂市住民基本台帳人口（各年9月末現在）

◆年齢別人口割合の推移

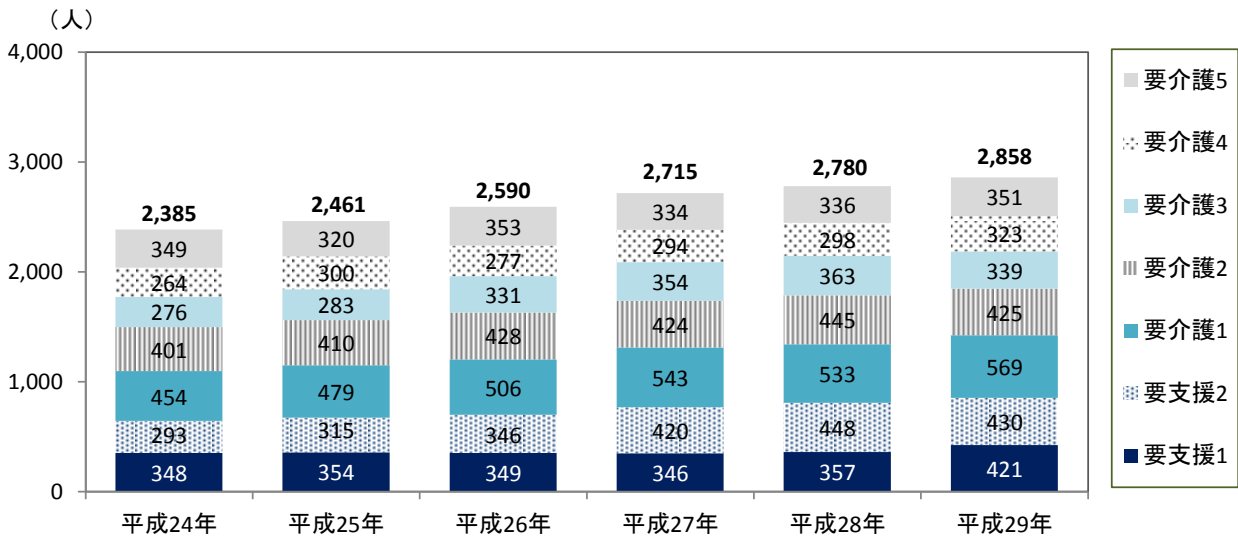


資料：赤穂市住民基本台帳人口（各年9月末現在）

(2) 要介護認定者の推移

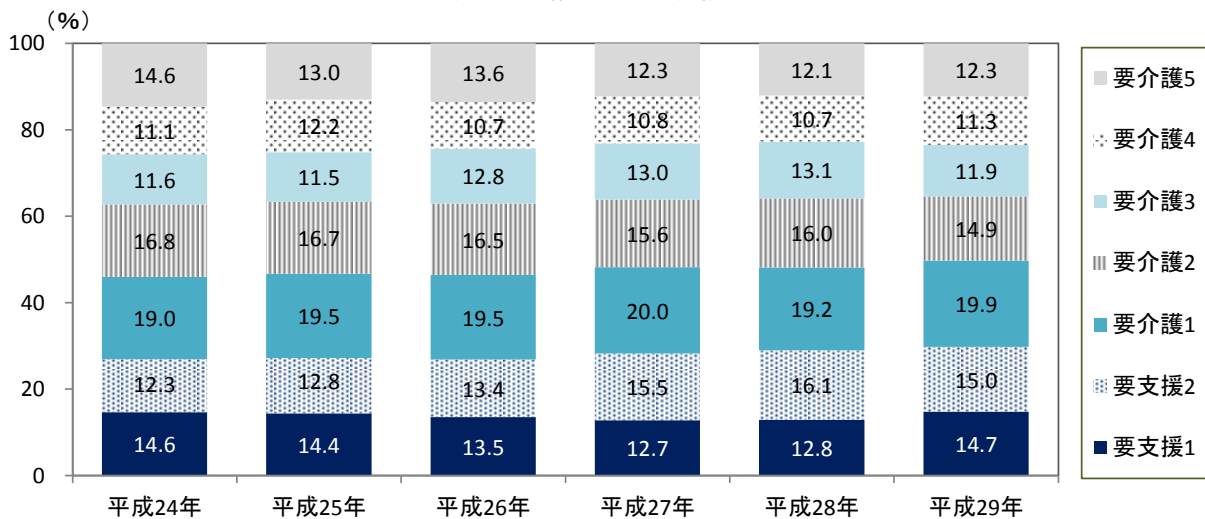
本市の要支援・要介護認定者数は増加傾向で推移しています。要支援・要介護認定者数は、平成29年9月末現在で2,858人となっており、この5年間で約500人の増加がみられます。内訳を見ると、要支援認定者（要支援1・2）が851人、要介護認定者（要介護1～5）が2,007人となっています。要支援・要介護度別では、要介護1が569人（構成比19.9%）と最も多くなっています。

◆要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

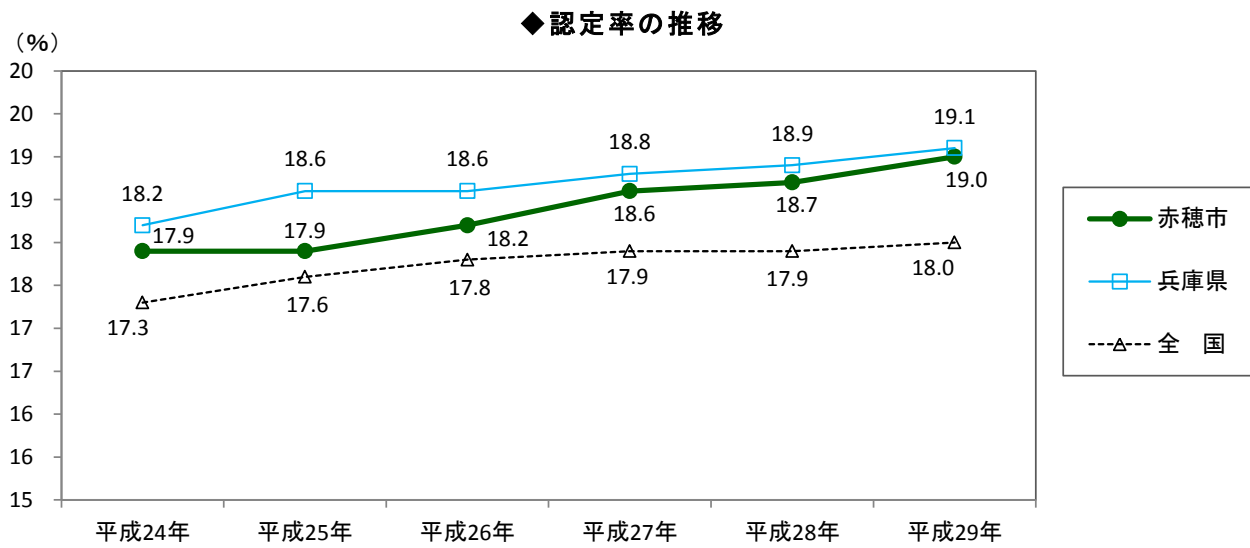
◆要支援・要介護認定者数構成比の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

第2章 赤穂市の高齢者等の現状と将来見込み

本市の認定率は上昇傾向で推移しています。兵庫県に比べるとやや低い値で推移していますが、全国値よりも高くなっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

(3) アンケート調査結果から

本市では、本計画策定に向け、高齢者の日常生活の実態等を把握するため、平成28年度と平成29年度にアンケート調査を実施しました。

①実施要領

・調査名	高齢者の生活に関するアンケート調査	在宅介護実態調査
・調査対象	65歳以上の方で要介護1～5の認定者を除く2,500人(無作為抽出)	在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」を行い、調査期間中に認定調査を受けた方
・調査期間	平成29年1月10日～1月24日	平成29年3月15日～7月31日
・調査方法	郵送配布・郵送回収	認定調査員による聞き取り調査
・回収結果	1,955件(回収率:78.2%)	577件

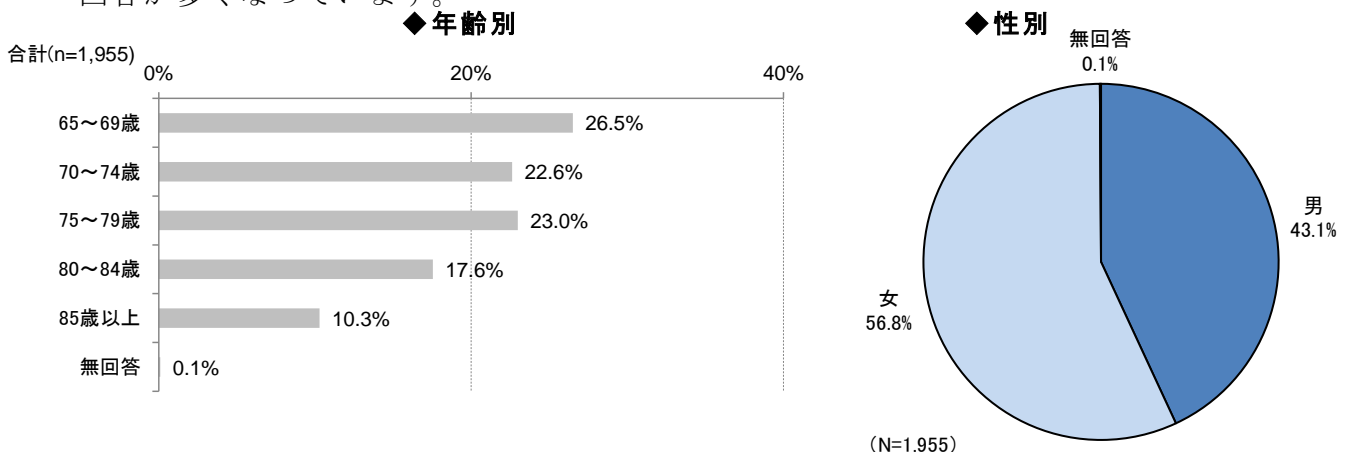
②アンケート結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設定の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において、「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
- 図表等の「N数(number of case)」は、有効標本数(集計対象者総数)を表しています。

③「高齢者の生活に関するアンケート調査」結果

1) 属性

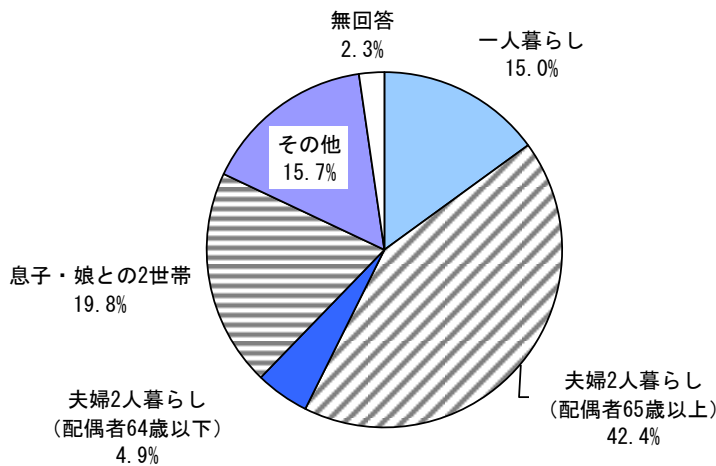
回答者の属性をみると、年齢別では「65～69歳」の割合が高く、性別では「女性」の回答が多くなっています。



2) 家族構成

回答者の家族構成をみると、「一人暮らし」が 15.0%、「夫婦 2 人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 42.4%となっています。

◆家族構成



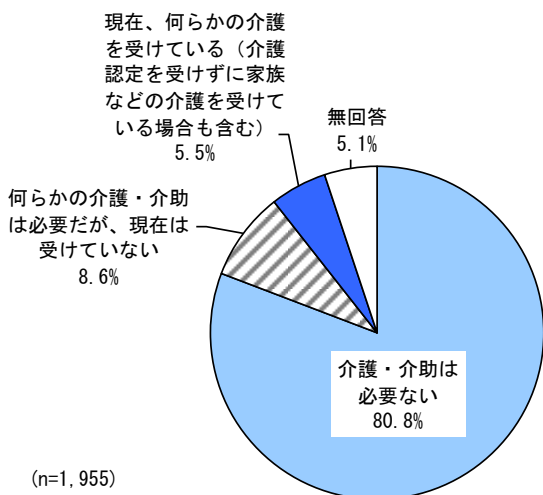
(n=1,955)

3) 住まい・暮らしの状況

介護・介助の必要性については、「介護・介助は必要ない」が 80.8%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が 8.6%、「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）」が 5.5%となっています。

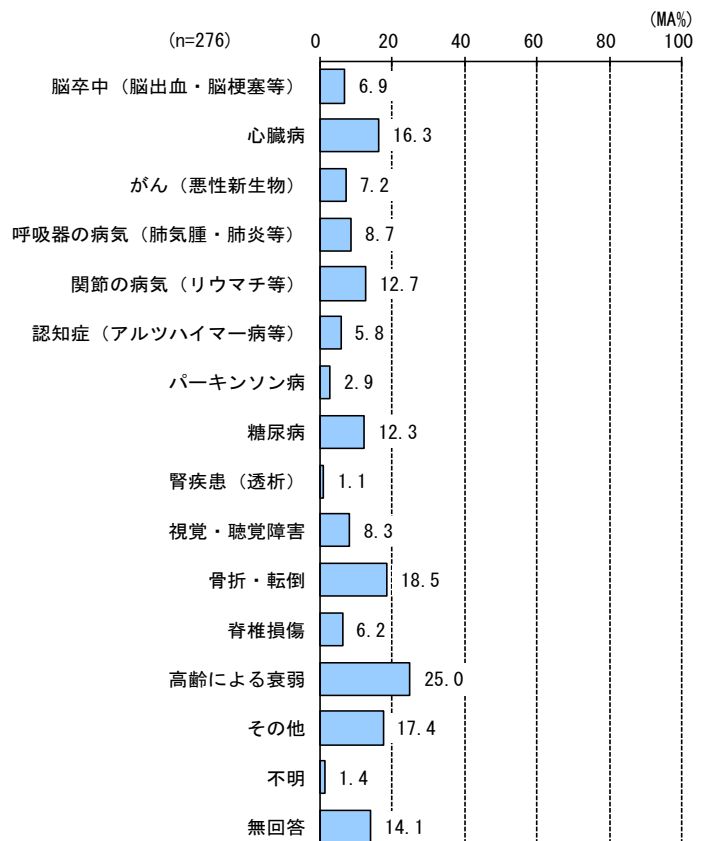
介護・介助が必要になった原因では、「高齢による衰弱」が 25.0%、「骨折・転倒」が 18.5%、「心臓病」が 16.3%となっています。

◆介護・介助の必要性



(n=1,955)

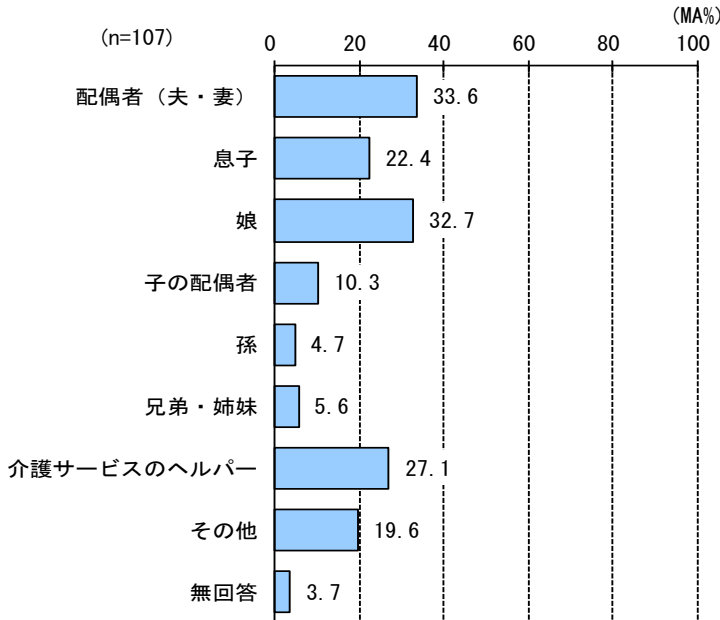
◆介護・介助が必要となった原因



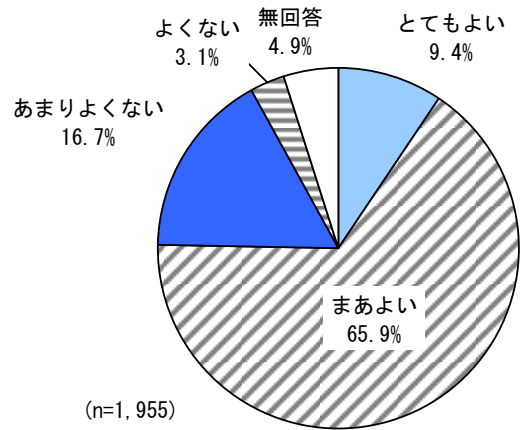
主な介護者は「配偶者（夫・妻）」が 33.6%、「娘」が 32.7%、「介護サービスのヘルパー」が 27.1%となっています。

健康状態が「とてもよい」「まあよい」人の合計は 75.3%で 4人に3人となっています。

◆主な介護者

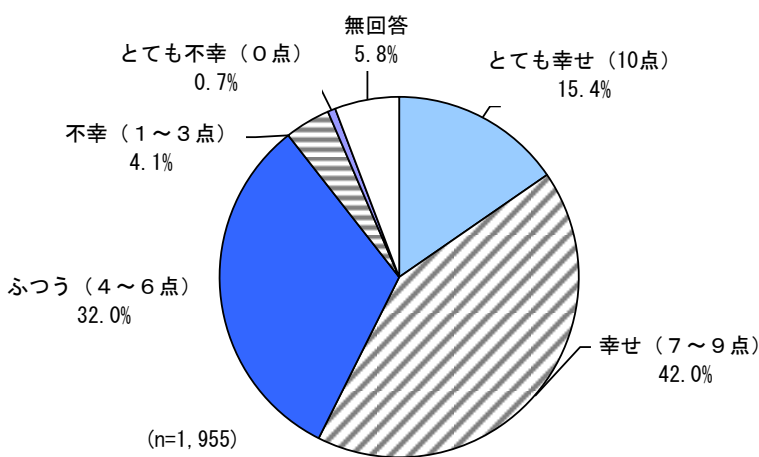


◆健康状態

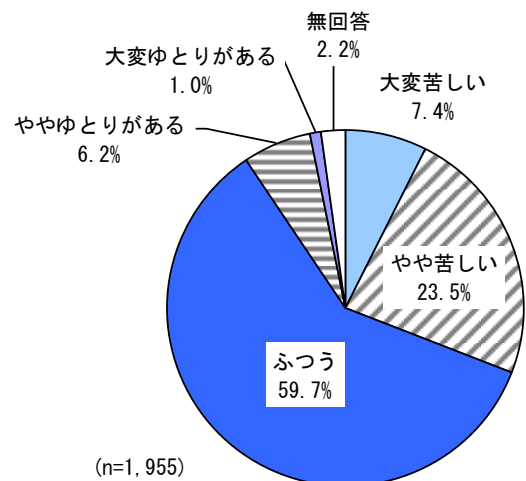


幸福感については「とても幸せ」「幸せ」の合計が 57.4%となっています。経済状況については、「大変苦しい」「やや苦しい」の合計が 30.9%、「ふつう」が 59.7%となっています。

◆幸福感



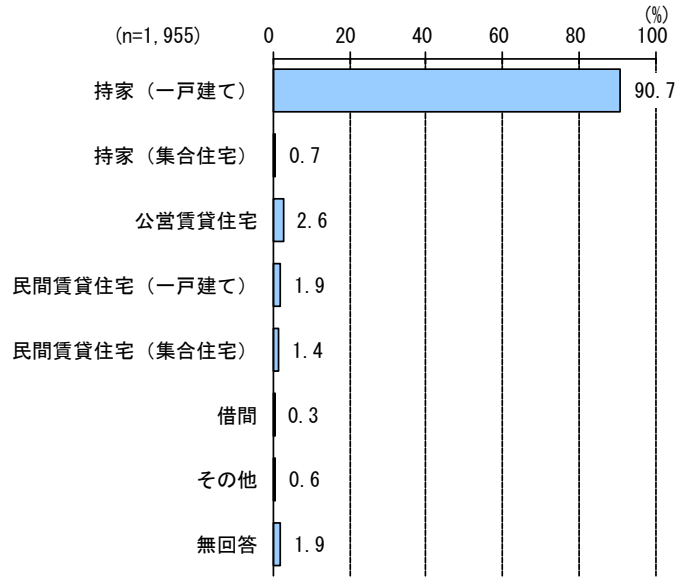
◆経済状況



住まいの状況は、「持家（一戸建て）」が90.7%、「持家（集合住宅）」が0.7%で、「持家（一戸建て）」と「持家（集合住宅）」を合わせると91.4%を占めています。

また「公営賃貸住宅」が2.6%、「民間賃貸住宅（一戸建て）」が1.9%となっています。

◆住まいの状況



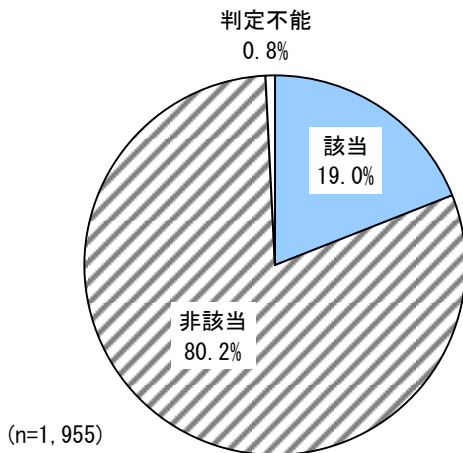
<課題と対応方向>

- 家族介護者への支援と老老介護問題への対応、ホームヘルプサービスの充実
- 経済不安への対応、相談対応の充実

4) 運動・外出について

運動機能の低下リスクの該当者は19.0%となっています。認定状況別にみると要支援1、2では7割を超えています。

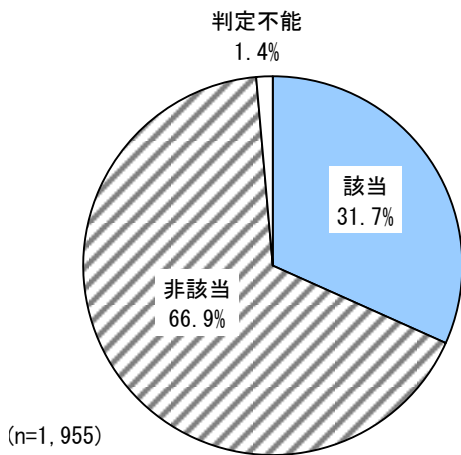
◆運動機能の低下リスク



		母数 (n)	運動器機能の低下リスク 単位: %		
			該当	非該当	判定不能
全体		1,955	19.0	80.2	0.8
性年齢別	男性 前期高齢者	432	6.7	92.8	0.5
	男性 後期高齢者	410	21.2	77.6	1.2
	女性 前期高齢者	528	10.4	89.0	0.6
	女性 後期高齢者	583	34.3	64.7	1.0
圏域	赤穂・城西	379	21.9	77.6	0.5
	塩屋・西部	372	21.8	77.4	0.8
	尾崎・御崎	373	15.5	84.2	0.3
	坂越・高雄	384	15.1	83.3	1.6
	有年	403	20.8	78.2	1.0
認定状況別	一般高齢者	1,821	15.3	84.0	0.7
	要支援1・2	131	70.2	27.5	2.3

転倒リスクの該当者は 31.7%となっています。性年齢別では女性の後期高齢者の該当者は4割となっており、認定状況別では、要支援1、2で6割を超えています。

◆転倒リスク



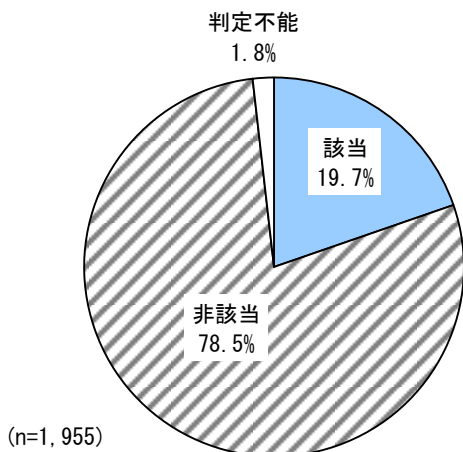
単位：%

	母数 (n)	転倒リスク			
		該当	非該当	判定不能	
全体	1,955	31.7	66.9	1.4	
性年齢別	男性 前期高齢者	432	24.1	74.8	1.2
	男性 後期高齢者	410	36.1	62.2	1.7
	女性 前期高齢者	528	23.9	75.2	0.9
	女性 後期高齢者	583	41.5	56.8	1.7
圏域	赤穂・城西	379	34.3	64.9	0.8
	塩屋・西部	372	30.9	68.0	1.1
	尾崎・御崎	373	26.0	72.7	1.3
	坂越・高雄	384	31.3	66.7	2.1
	有年	403	36.2	62.0	1.7
認定状況別	一般高齢者	1,821	29.3	69.4	1.3
	要支援1・2	131	64.9	32.1	3.1

閉じこもりのリスクの該当者は 19.7%となっております。性年齢別では女性の後期高齢者の該当者は3割となっており、認定状況別では、要支援1、2で4割を超えています。

また、閉じこもりリスク該当者の一年前と比べた外出回数は、一年前に比べ『減っている』（「とても減っている」と「減っている」の合計）人が 52.8%です。

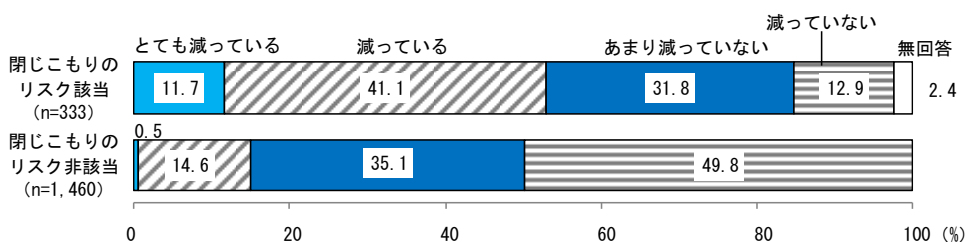
◆閉じこもりのリスク



単位：%

	母数 (n)	閉じこもりのリスク			
		該当	非該当	判定不能	
全体	1,955	19.7	78.5	1.8	
性年齢別	男性 前期高齢者	432	12.0	86.6	1.4
	男性 後期高齢者	410	19.5	77.8	2.7
	女性 前期高齢者	528	10.8	88.1	1.1
	女性 後期高齢者	583	33.8	64.2	2.1
圏域	赤穂・城西	379	13.5	84.7	1.8
	塩屋・西部	372	16.1	82.0	1.9
	尾崎・御崎	373	16.1	83.4	0.5
	坂越・高雄	384	24.5	73.4	2.1
	有年	403	27.8	69.5	2.7
認定状況別	一般高齢者	1,821	18.3	80.2	1.5
	要支援1・2	131	40.5	54.2	5.3

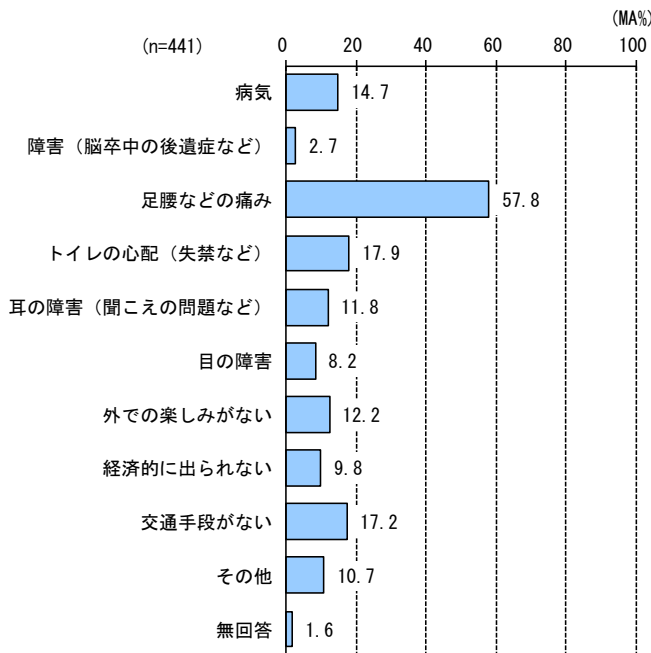
◆閉じこもりリスク該当者の一年前と比べた外出回数



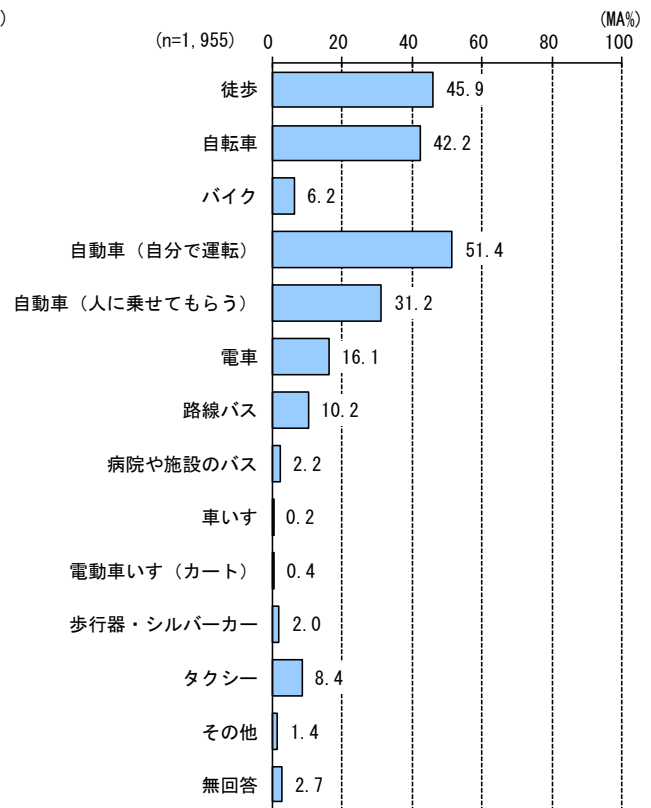
第2章 赤穂市の高齢者等の現状と将来見込み

外出を控えている人の理由では「足腰などの痛み」が57.8%となっています。
 外出時の移動手段（複数回答）では、「自動車（自分で運転）」が51.4%、「徒歩」が45.9%、
 「自転車」が42.2%となっています。

◆外出を控えている人の理由



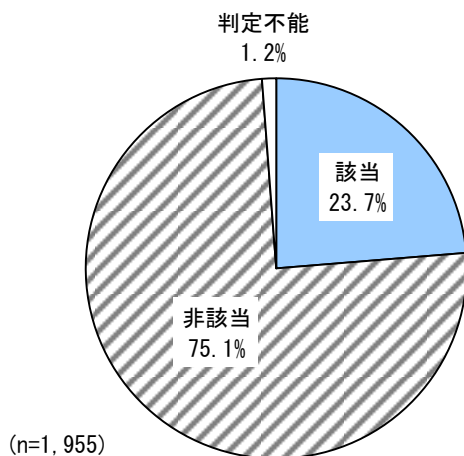
◆外出時の移動手段



5) 口腔・栄養について

口腔機能の低下リスクの該当者は23.7%となっております。性年齢別では、男性の後期高齢者の該当者は3割となっており、認定状況別では要支援1、2では4割を超えています。

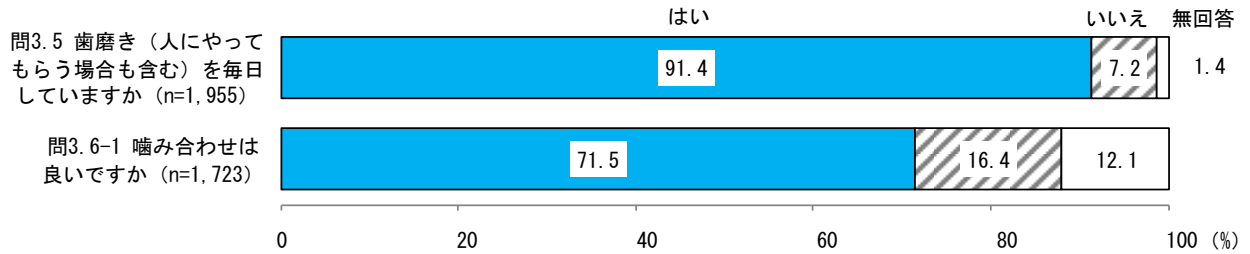
◆口腔機能の低下リスク



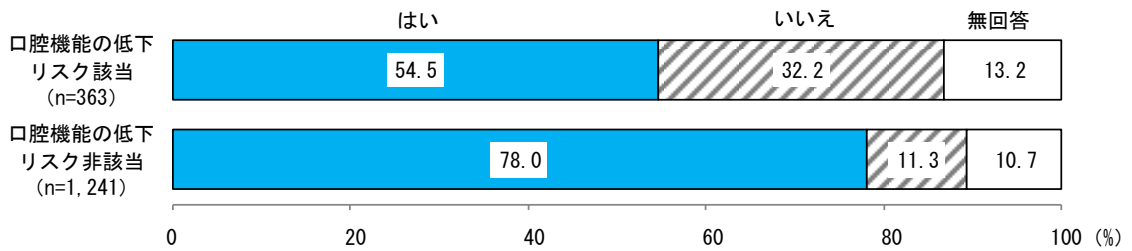
		母数 (n)	口腔機能の低下リスク		
			該当	非該当	判定不能
全体		1,955	23.7	75.1	1.2
性年齢別	男性 前期高齢者	432	20.6	79.2	0.2
	男性 後期高齢者	410	31.0	67.8	1.2
	女性 前期高齢者	528	17.6	81.3	1.1
	女性 後期高齢者	583	26.4	71.5	2.1
圏域	赤穂・城西	379	24.3	75.7	-
	塩屋・西部	372	24.7	74.2	1.1
	尾崎・御崎	373	20.4	78.8	0.8
	坂越・高雄	384	25.3	72.9	1.8
	有年	403	24.8	72.7	2.5
認定状況別	一般高齢者	1,821	22.3	76.6	1.2
	要支援1・2	131	43.5	54.2	2.3

「歯みがきを毎日している人」は91.4%、「かみ合わせが良くない人」は16.4%となっています。口腔機能の低下リスクの該当者では、「かみ合わせが良くない人」が32.2%となっています。

◆歯磨きを毎日している人



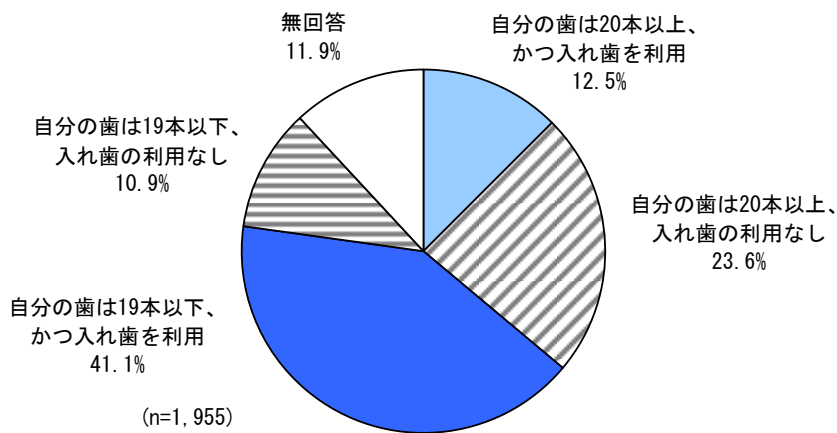
◆口腔機能の低下リスク



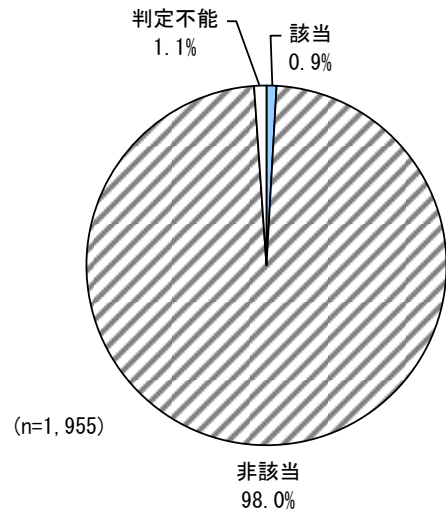
歯の数と入れ歯の利用状況については、「自分の歯は20本以上、入れ歯の利用なし」の人が23.6%となっています。

また、低栄養のリスクの該当者は、0.9%となっています。

◆歯の数と入れ歯の利用状況



◆低栄養のリスク

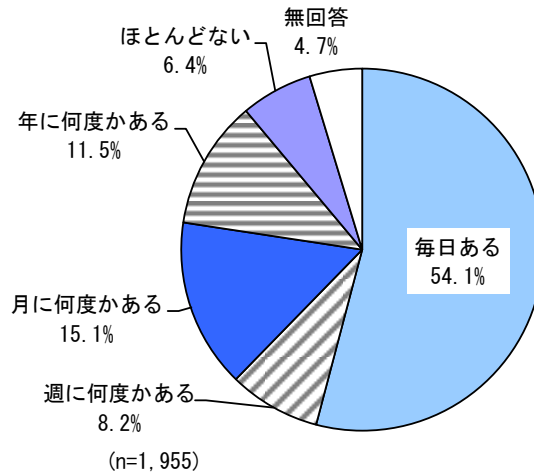


第2章 赤穂市の高齢者等の現状と将来見込み

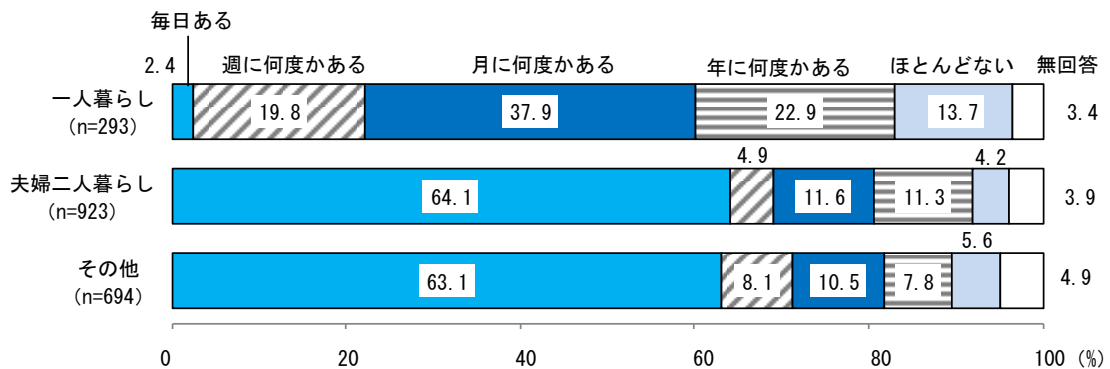
誰かと食事をともにするという「共食」の機会が「毎日ある」人は54.1%の一方、41.2%の人は「ほとんどない」や年・月・週単位で「何度かある」を選択しており孤食の時があるということになります。

家族構成別にみると、一人暮らしで孤食あり（無回答を除き、共食機会が「ほとんど毎日」以外の回答者）が94.2%となっています。

◆共食の状況



◆共食の状況（家族構成別）



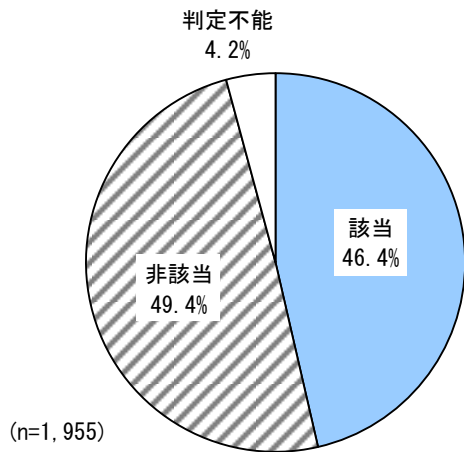
<課題と対応方向>

- 一般高齢者、軽度者を対象とした介護予防・健康づくり対策の展開
- 運動器の機能維持、低下防止等に関する情報提供
- 閉じこもり防止、孤立化防止対策、外出機会づくりに向けた普及・啓発、居場所づくり
- かかりつけ医の推奨、低栄養傾向防止、共食の機会づくり、口腔と歯の健康づくり

6) 日常生活について

認知機能の低下リスクの該当者は46.4%となっています。認定状況別では女性の後期高齢者、要支援1、2での該当者が約6割となっています。

◆ 認知機能の低下リスク

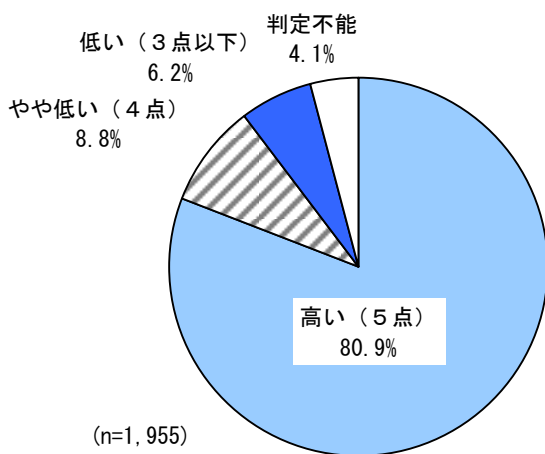


単位：%

	母数 (n)	認知機能の低下リスク			
		該当	非該当	判定不能	
全体	1,955	46.4	49.4	4.2	
性年齢別	男性 前期高齢者	432	36.3	62.3	1.4
	男性 後期高齢者	410	47.8	47.1	5.1
	女性 前期高齢者	528	41.7	53.0	5.3
	女性 後期高齢者	583	57.3	37.9	4.8
圏域	赤穂・城西	379	42.7	53.6	3.7
	塩屋・西部	372	46.0	51.3	2.7
	尾崎・御崎	373	43.2	51.7	5.1
	坂越・高雄	384	49.2	46.1	4.7
	有年	403	50.9	44.4	4.7
認定状況別	一般高齢者	1,821	45.4	50.5	4.1
	要支援1・2	131	60.3	33.6	6.1

高齢者の生活自立度を示すIADL（手段的日常生活動作）の低い人は15.0%で、性年齢別では男性の後期高齢者が約3割、認定状況別では要支援1、2が約5割となっています。

◆ IADL



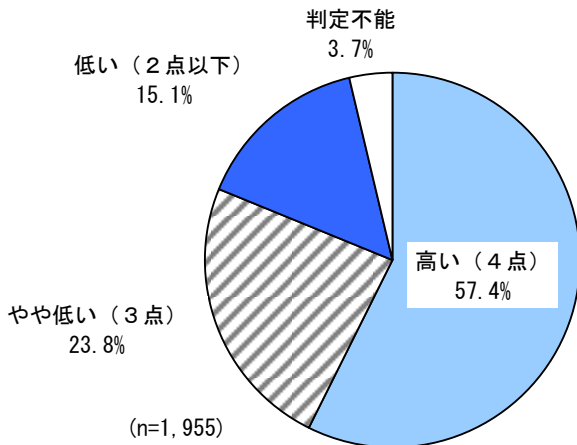
単位：%

	母数 (n)	IADL				
		(高い 5点)	(やや 低い 4点)	(低い 3点 以下)	判定 不能	
全体	1,955	80.9	8.8	6.2	4.1	
性年齢別	男性 前期高齢者	432	81.9	10.6	5.6	1.9
	男性 後期高齢者	410	66.6	15.6	12.4	5.4
	女性 前期高齢者	528	94.9	1.9	0.9	2.3
	女性 後期高齢者	583	77.4	8.7	7.2	6.7
圏域	赤穂・城西	379	79.9	10.8	5.8	3.4
	塩屋・西部	372	82.3	7.3	6.5	4.0
	尾崎・御崎	373	82.3	8.8	4.6	4.3
	坂越・高雄	384	79.2	8.9	8.1	3.9
	有年	403	81.1	7.7	6.7	4.5
認定状況別	一般高齢者	1,821	83.7	7.6	5.1	3.7
	要支援1・2	131	42.0	24.4	22.9	10.7

第2章 赤穂市の高齢者等の現状と将来見込み

知的能動性（自ら情報を探索・収集し、それらの幅広い情報の蓄積によって生活の中に余暇活動を創り出す能力）の「低い・やや低い」人は 38.9%となっています。性年齢別では男女ともに後期高齢者の「低い・やや低い」人が4割強、認定状況別では要支援1、2の「低い・やや低い」人が約6割となっています。

◆知的能動性

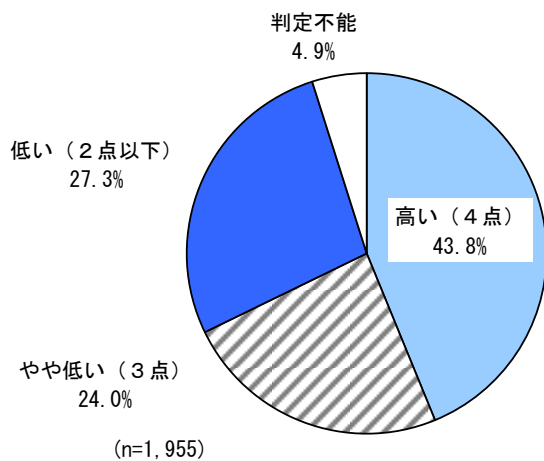


単位：%

	母数 (n)	知的能動性				
		高い (4点)	(やや低い (3点))	(低い (2点以下))	判定不能	
全体	1,955	57.4	23.8	15.1	3.7	
性年齢別	男性 前期高齢者	432	56.7	28.0	13.7	1.6
	男性 後期高齢者	410	52.2	26.1	17.8	3.9
	女性 前期高齢者	528	66.7	19.7	11.0	2.7
	女性 後期高齢者	583	53.0	22.6	18.2	6.2
圏域	赤穂・城西	379	59.6	19.0	17.7	3.7
	塩屋・西部	372	52.7	26.9	17.5	3.0
	尾崎・御崎	373	61.7	24.4	9.1	4.8
	坂越・高雄	384	56.5	22.9	16.9	3.6
	有年	403	55.8	26.1	14.9	3.2
認定状況別	一般高齢者	1,821	59.0	23.5	13.9	3.5
	要支援1・2	131	33.6	28.2	31.3	6.9

社会的役割（他者のための利益となるような行動のこと）が「低い・やや低い」人は 51.3%となっています。性年齢別では男性の後期高齢者、認定状況別では要支援1、2で「低い・やや低い」人が6割を超えています。

◆社会的役割

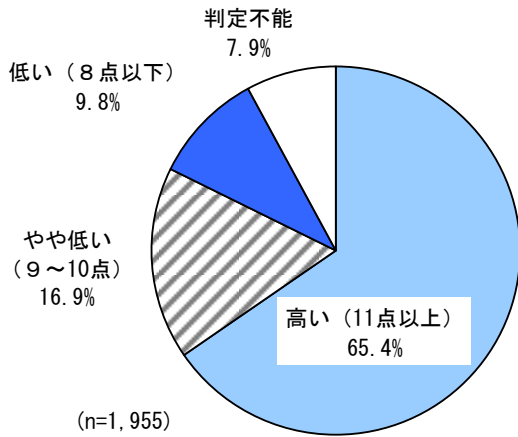


単位：%

	母数 (n)	社会的役割				
		高い (4点)	(やや低い (3点))	(低い (2点以下))	判定不能	
全体	1,955	43.8	24.0	27.3	4.9	
性年齢別	男性 前期高齢者	432	38.0	30.8	28.5	2.8
	男性 後期高齢者	410	32.2	24.1	38.3	5.4
	女性 前期高齢者	528	58.7	21.8	15.9	3.6
	女性 後期高齢者	583	42.5	21.1	29.2	7.2
圏域	赤穂・城西	379	41.2	24.8	28.8	5.3
	塩屋・西部	372	44.6	23.1	26.9	5.4
	尾崎・御崎	373	46.4	26.5	24.1	2.9
	坂越・高雄	384	42.4	26.0	25.5	6.0
	有年	403	43.7	20.8	31.0	4.5
認定状況別	一般高齢者	1,821	45.3	24.7	25.5	4.4
	要支援1・2	131	22.1	14.5	52.7	10.7

全般的な生活機能が「低い・やや低い」人は26.7%となっています。性年齢別では男性の後期高齢者の「低い・やや低い」人が3割、認定状況別では要支援1、2が4割を超えています。

◆生活機能



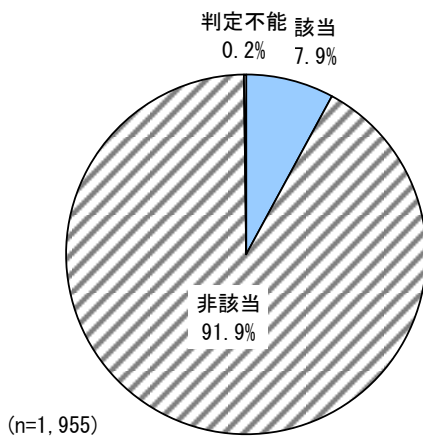
単位：%

	母数 (n)	生活機能				
		(高い) (11点以上)	(やや低い) (9~10点)	(低い) (8点以下)	判定不能	
全体	1,955	65.4	16.9	9.8	7.9	
性年齢別	男性 前期高齢者	432	66.0	22.2	7.4	4.4
	男性 後期高齢者	410	54.4	18.5	18.3	8.8
	女性 前期高齢者	528	79.4	12.5	3.2	4.9
	女性 後期高齢者	583	59.9	16.0	11.5	12.7
圏域	赤穂・城西	379	64.6	16.4	10.8	8.2
	塩屋・西部	372	63.7	19.9	8.3	8.1
	尾崎・御崎	373	71.0	13.4	8.0	7.5
	坂越・高雄	384	63.8	17.2	10.9	8.1
	有年	403	64.0	17.6	11.2	7.2
認定状況別	一般高齢者	1,821	67.7	17.0	8.1	7.2
	要支援1・2	131	33.6	16.0	32.8	17.6

※ IADL、知的能動性、社会的役割を合わせた老研式活動能力指標13項目を、1問1点として13点満点で生活機能を評価し、赤穂市独自に11点以上の人を生活機能が“高い”、9・10点の人を“やや低い”、8点以下を“低い”と判定しました。

虚弱リスクの該当者は7.9%で、認定状況別では要支援1、2で約4割となっています。

◆虚弱のリスク



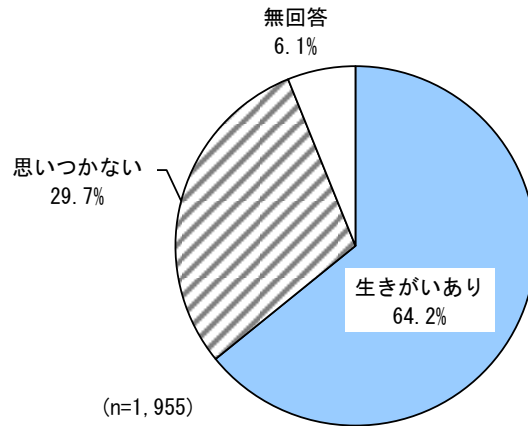
単位：%

	母数 (n)	虚弱のリスク			
		該当	非該当	判定不能	
全体	1,955	7.9	91.9	0.2	
性年齢別	男性 前期高齢者	432	2.3	97.7	-
	男性 後期高齢者	410	13.2	86.6	0.2
	女性 前期高齢者	528	1.7	97.9	0.4
	女性 後期高齢者	583	14.1	85.8	0.2
圏域	赤穂・城西	379	7.9	92.1	-
	塩屋・西部	372	9.1	90.9	-
	尾崎・御崎	373	5.4	94.6	-
	坂越・高雄	384	7.6	91.4	1.0
	有年	403	9.9	90.1	-
認定状況別	一般高齢者	1,821	5.7	94.2	0.2
	要支援1・2	131	39.7	59.5	0.8

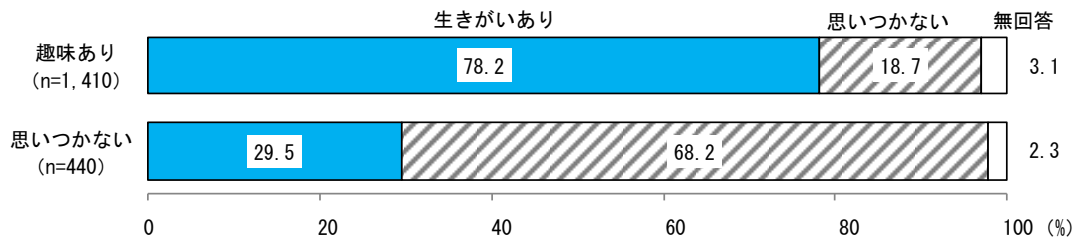
第2章 赤穂市の高齢者等の現状と将来見込み

生きがいの有無では、「生きがいあり」の人は64.2%となっています。趣味の有無別にみると趣味のある人では78.2%が「生きがいがある」と回答しています。

◆生きがいの有無

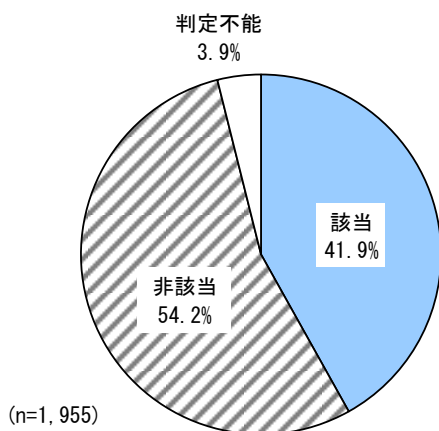


◆趣味の有無別生きがいの状況



うつのリスクの該当者は41.9%で、認定状況別では要支援1、2の該当者が5割を超えています。

◆うつのリスク

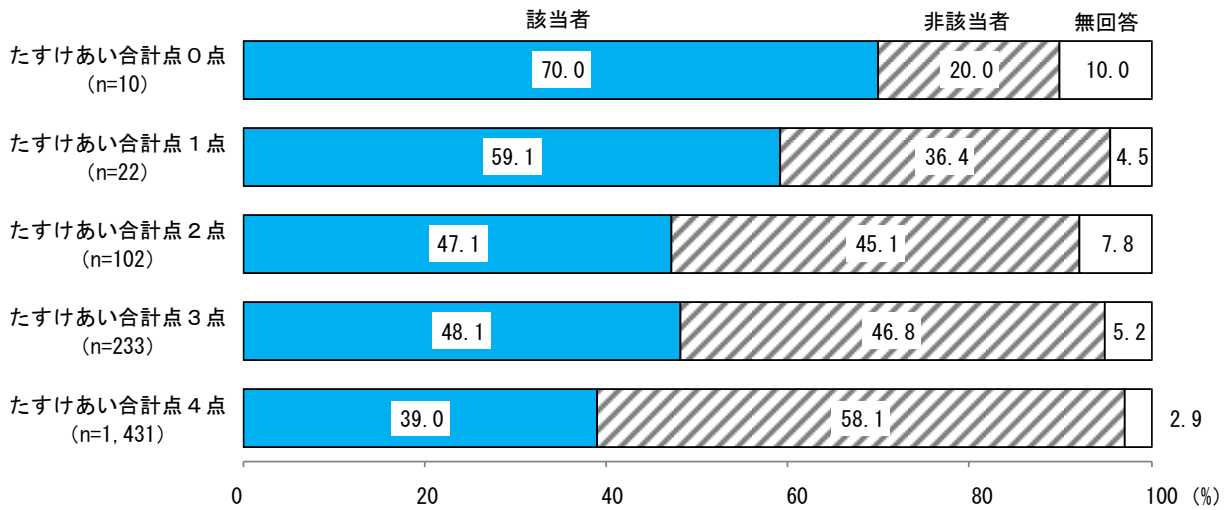


単位：%

	母数 (n)	うつのリスク			
		該当	非該当	判定不能	
全体	1,955	41.9	54.2	3.9	
性年齢別	男性 前期高齢者	432	36.8	60.4	2.8
	男性 後期高齢者	410	44.4	50.7	4.9
	女性 前期高齢者	528	43.8	53.6	2.7
	女性 後期高齢者	583	42.2	52.7	5.1
圏域	赤穂・城西	379	44.3	52.0	3.7
	塩屋・西部	372	41.7	54.3	4.0
	尾崎・御崎	373	40.2	56.6	3.2
	坂越・高雄	384	41.1	55.2	3.6
	有年	403	41.4	53.6	5.0
認定状況別	一般高齢者	1,821	41.0	55.3	3.7
	要支援1・2	131	55.7	38.9	5.3

たすけあいの合計点が低い人ほど、うつリスク該当割合が高くなる傾向がみられます。

◆たすけあいの合計点



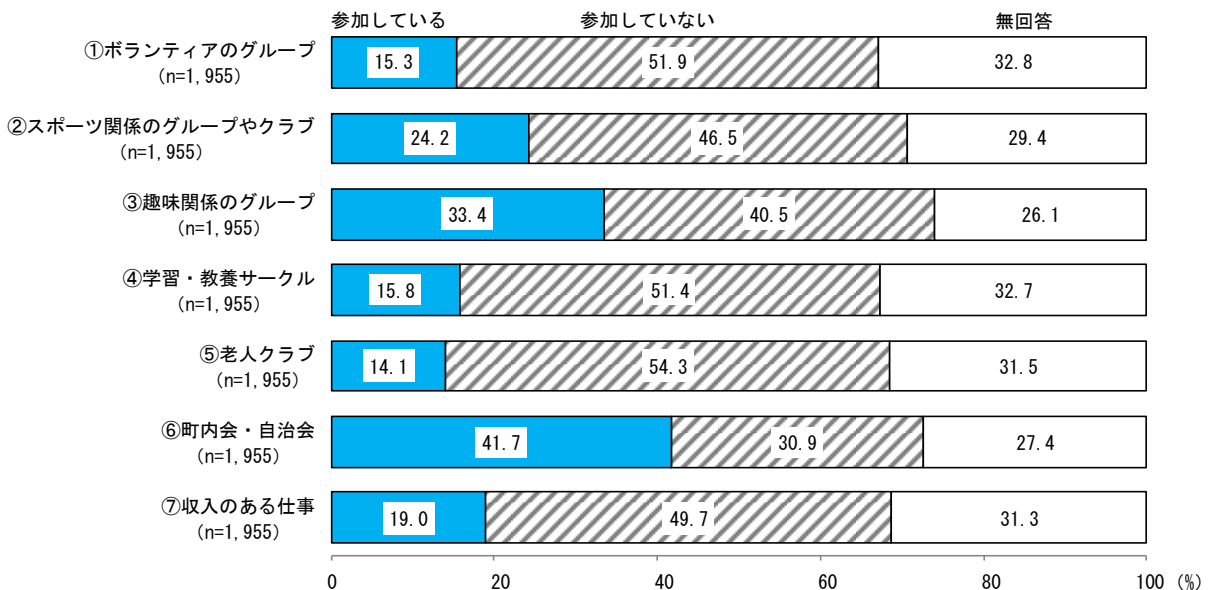
<課題と対応方向>

- 生活する上での心身の機能の維持に関する情報提供と機能低下への対応策
- 老化防止、認知症予防、心身の各機能の開発・訓練に関する支援策
- 生きがい・趣味に関する啓発、友人・知人等との助け合いの関係性づくり

7) 社会参加について

地域で参加しているグループでは、「町内会・自治会」が 41.7%と最も多く、「趣味関係のグループ」が 33.4%、「スポーツ関係のグループやクラブ」が 24.2%となっています。

◆地域で参加しているグループ

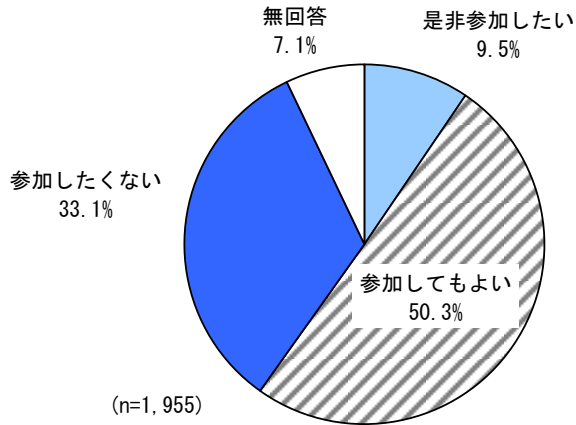


第2章 赤穂市の高齢者等の現状と将来見込み

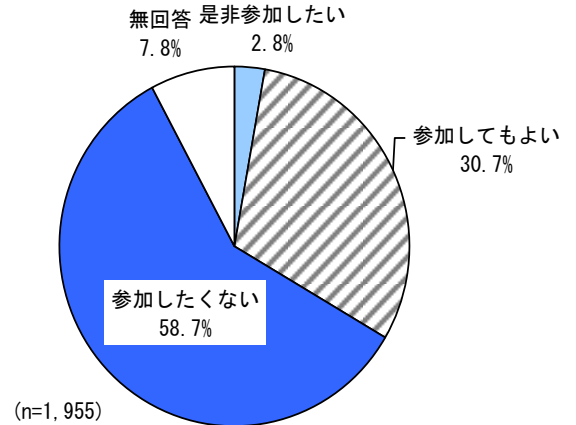
地域住民の有志によるグループ活動に「是非参加したい」「参加してもよい」人は 59.8% となっています。

また、地域住民の有志によるグループ活動の運営・企画に「是非参加したい」「参加してもよい」人は 33.5% となっています。

◆グループ活動への参加意向



◆グループ活動の運営・企画への参加意向



たすけあい関係づくりについては、心配・愚痴を言い合える関係を配偶者と築いている人が 5～6 割、友人と築いている人が 41.6% となっています。看病や世話をしてくれる人については配偶者が 61.8%、別居の子どもが 40.9% となっています。

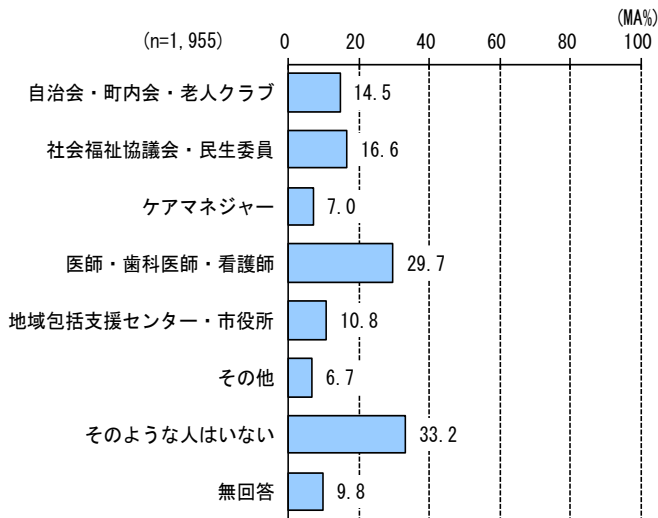
◆たすけあい関係づくり

	母数 (n)	単位：%										
		配偶者	同居の子ども	別居の子ども	親・兄弟・孫・姉妹・親戚・	近隣	友人	その他	い	その	無	
問6.1(1) あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人(MA)	1,955	58.2	21.1	39.4	32.2	10.0	41.6	2.3	3.2	2.0		
問6.1(2) 反対に、あなたが心配事や愚痴(ぐち)を聞いてあげる人(MA)	1,955	52.5	16.7	35.2	34.3	11.3	44.2	1.9	6.3	4.2		
問6.1(3) あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人(MA)	1,955	61.8	29.1	40.9	19.9	2.1	6.2	2.0	4.1	2.2		
問6.1(4) 反対に、看病や世話をしあげる人(MA)	1,955	62.5	21.4	28.7	25.5	2.7	7.6	2.5	9.6	6.5		

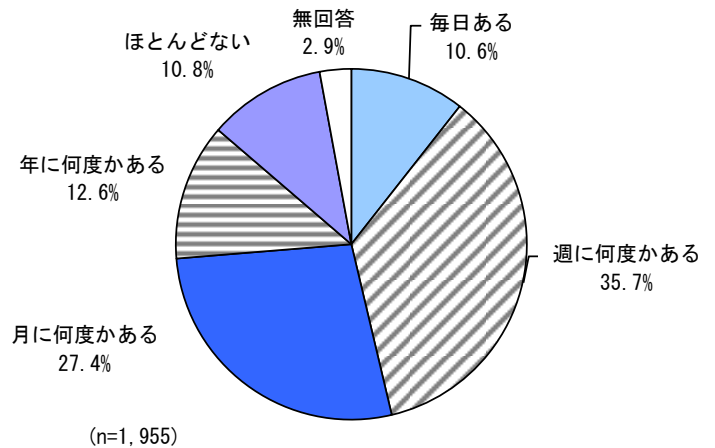
家族や友人・知人以外の相談相手の有無をたずねたところ、「そのような人はいない」が 33.2%、「医師・歯科医師・看護師」が 29.7%、「社会福祉協議会・民生委員」が 16.6% となっています。

友人・知人と会う頻度は、「週に何度かある」が 35.7%、「月に何度かある」が 27.4%、「年に何度かある」が 12.6% となっています。

◆家族や友人・知人以外の相談相手の有無



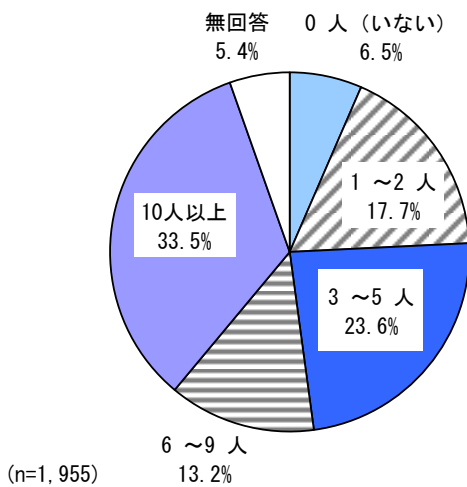
◆友人・知人と会う頻度



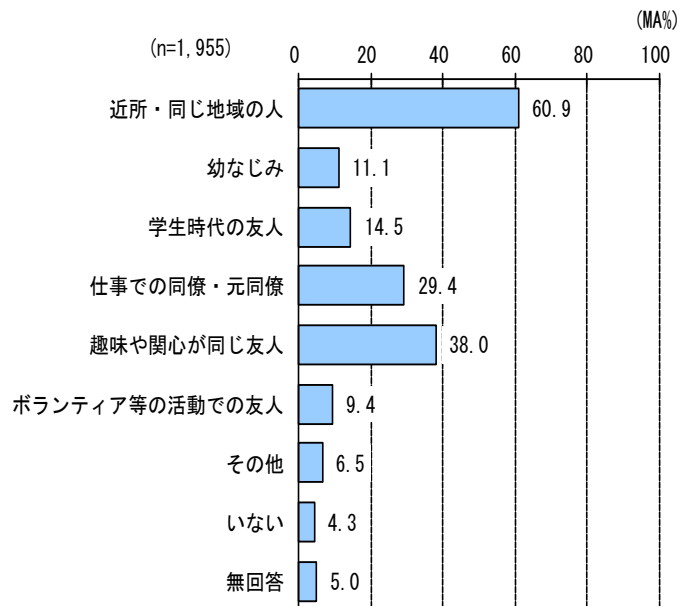
この1か月間で会った友人・知人の数については、「10人以上」が33.5%、「3～5人」が23.6%、「1～2人」が17.7%となっています。

よく会う友人・知人は、「近所・同じ地域の人」が60.9%、「趣味や関心が同じ友人」が38.0%「仕事での同僚・元同僚」が29.4%となっています。

◆この1か月間で会った知人・友人の数



◆よく会う友人・知人



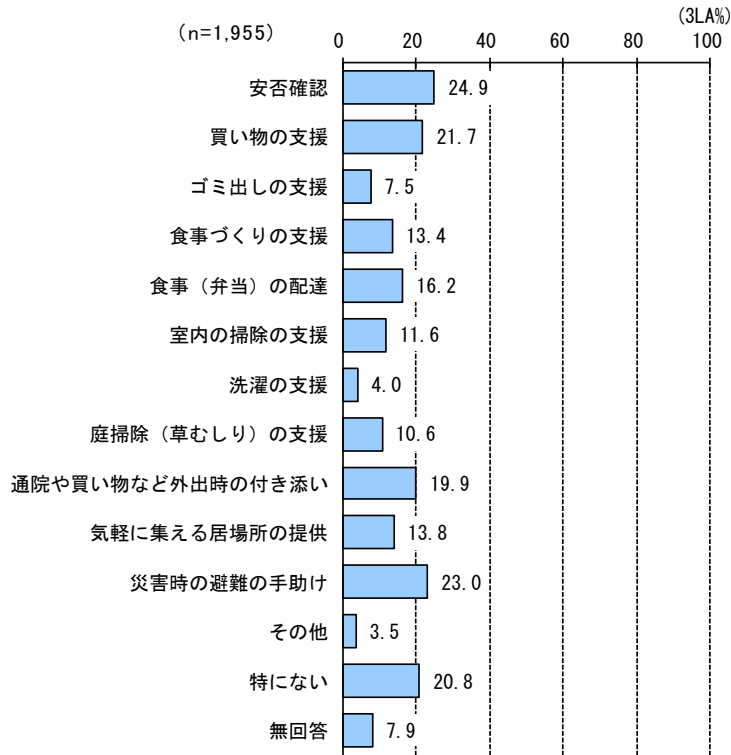
<課題と対応方向>

- 地域社会における活動参加の場と機会づくりに対する支援
- 高齢者の社会参加の促進、いきいき現役社会の提唱と普及
- 近隣での支え合い・助け合いの推進、総合的な相談体制の充実

8) 在宅生活の継続に必要なサービス

「安否確認」が 24.9%、「災害時の避難の手助け」が 23.0%、「買い物の支援」が 21.7% となっています。

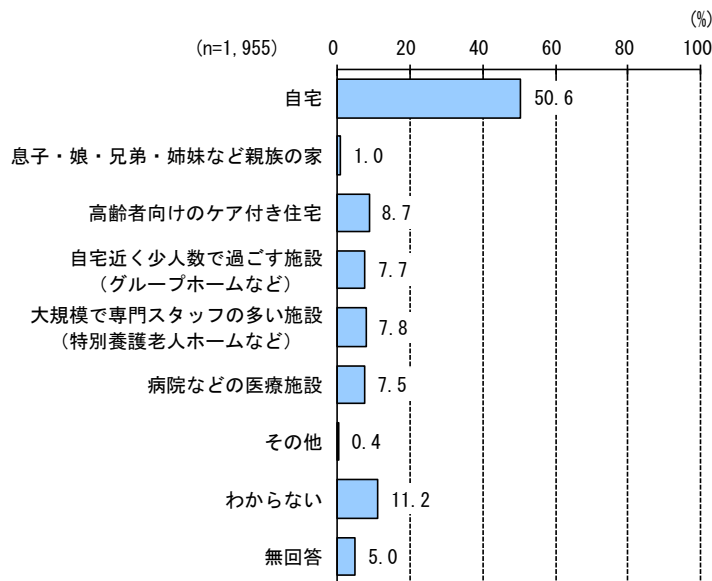
◆在宅生活の継続に必要なサービス



9) 介護を受ける場合の希望

「自宅」で介護を受けたいという人が 50.6%で、施設関連の回答はそれぞれ 1割以下 となっています。

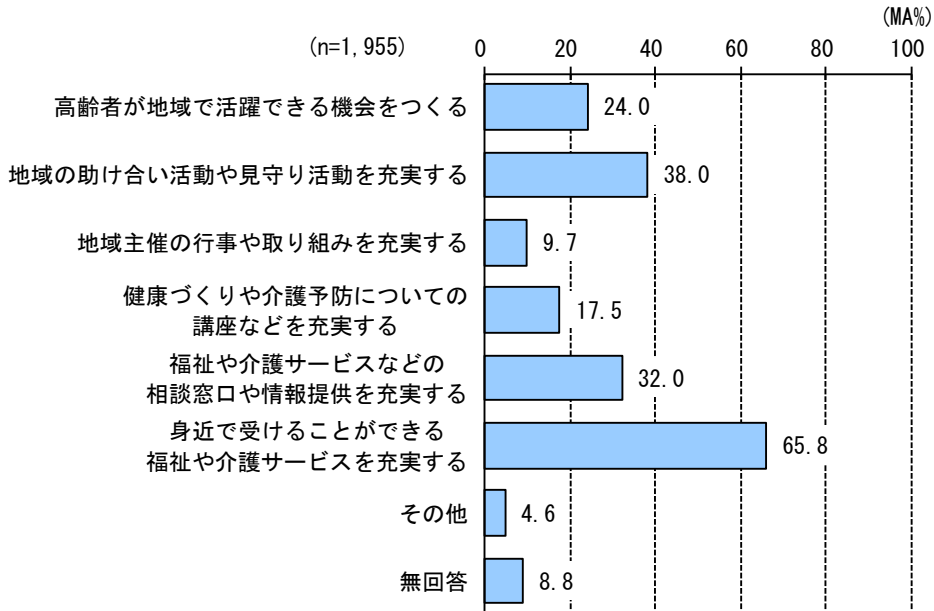
◆介護を受ける場合の希望



10) 高齢者が暮らしやすいまちづくり

高齢者が暮らしやすいまちをつくるために重要なことは、「身近で受けることができる福祉や介護サービスを充実する」が 65.8%、「地域の助け合い活動や見守り活動を充実する」が 38.0%、「福祉や介護サービスなどの相談窓口や情報提供を充実する」が 32.0%となっています。

◆高齢者が暮らしやすいまちをつくるために重要なこと



<課題と対応方向>

- 高齢者の在宅生活の継続のための多種多様な生活支援の実現
- ボランティア、シルバー人材等の活用や多世代にわたる介護人材の発掘と育成
- 地域の実情に応じた総合事業の展開
- インフォーマルサービス事業者や市民活動団体等への支援
- 長期的な視野での施設サービスの需要予測と整備

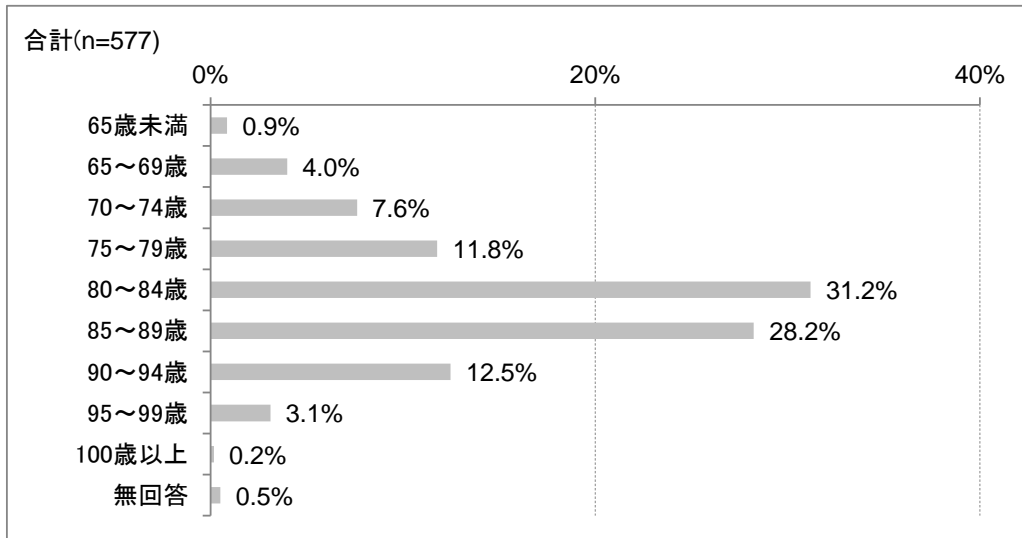
※インフォーマルサービス：

近隣や地域社会、民間やボランティア等が行う非公式な援助活動のこと。

④ 「在宅介護実態調査（要支援・要介護者調査）」結果

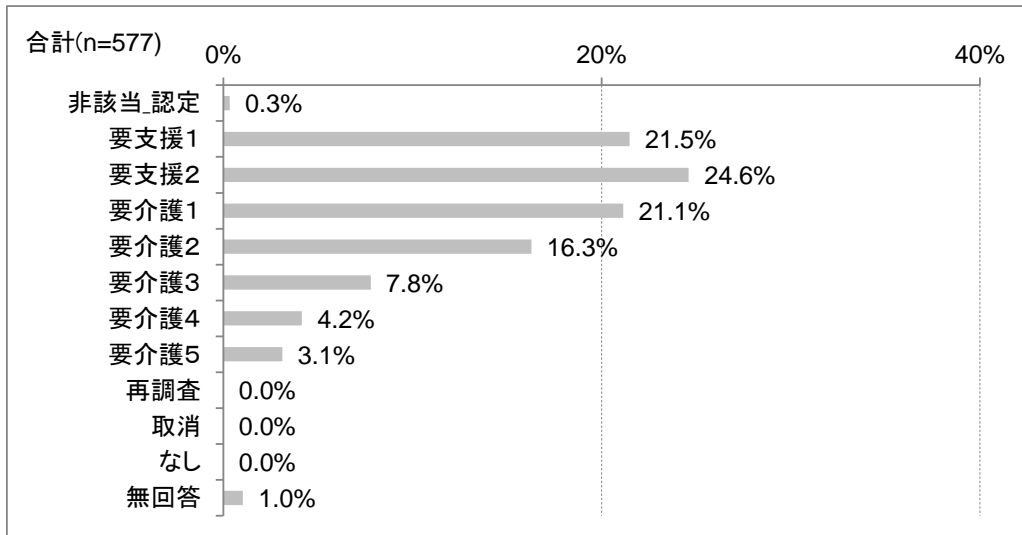
1) 要介護者の属性

年齢は、「80～84歳」が31.2%と最も多くなっています。



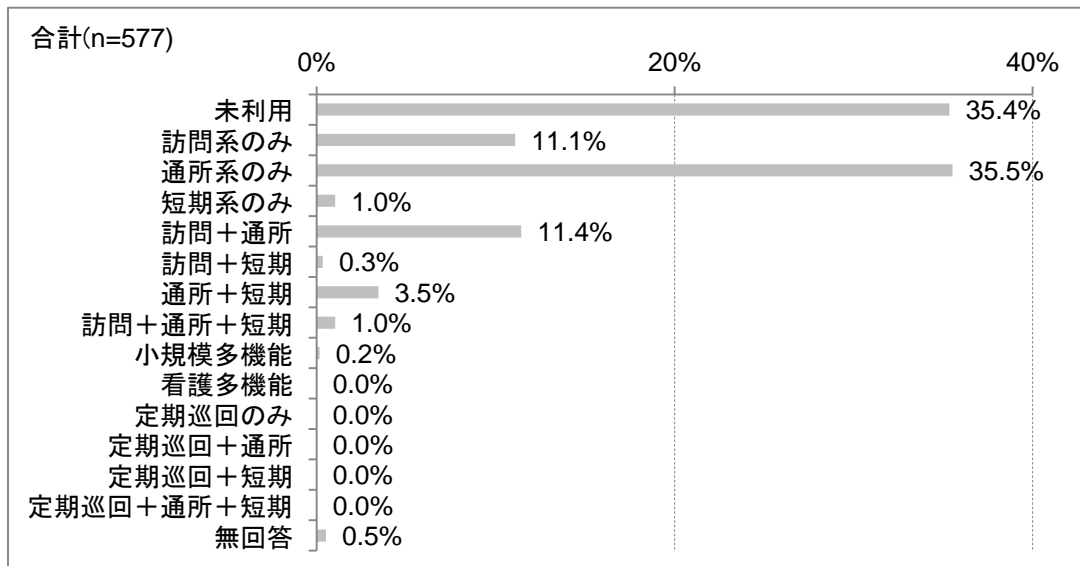
2) 要介護度

「要支援1」が21.5%、「要支援2」が24.6%、「要介護1」が21.1%、「要介護2」が16.3%、「要介護3」が7.8%、「要介護4」が4.2%、「要介護5」が3.1%となっています。



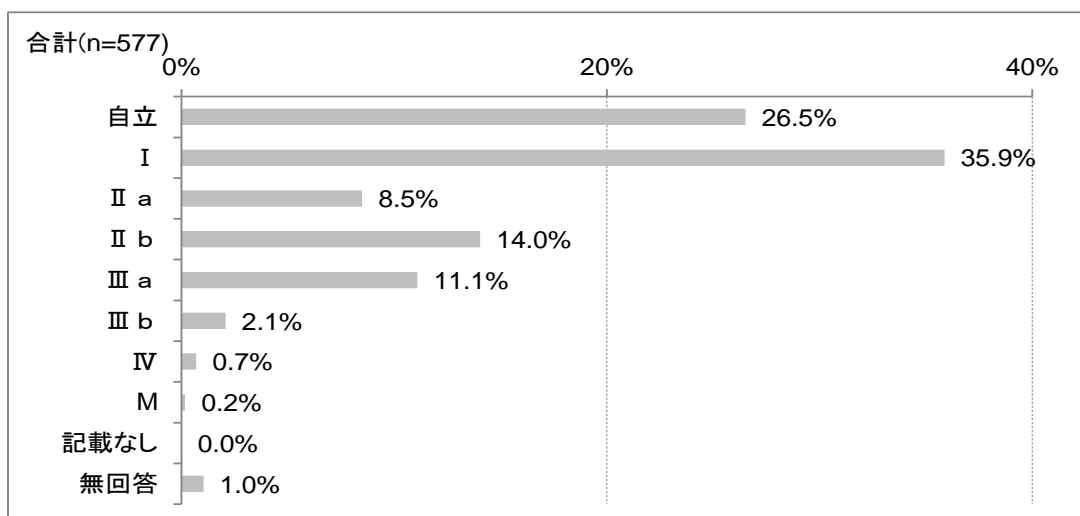
3) サービス利用の状況

サービス利用の組み合わせは、「通所系のみ」が35.5%と最も多くなっています。



4) 認知症自立度

「自立」が26.5%、「Ⅰ」が35.9%、「Ⅱa、Ⅱb」が22.5%、「Ⅲa以上」が14.1%となっています。



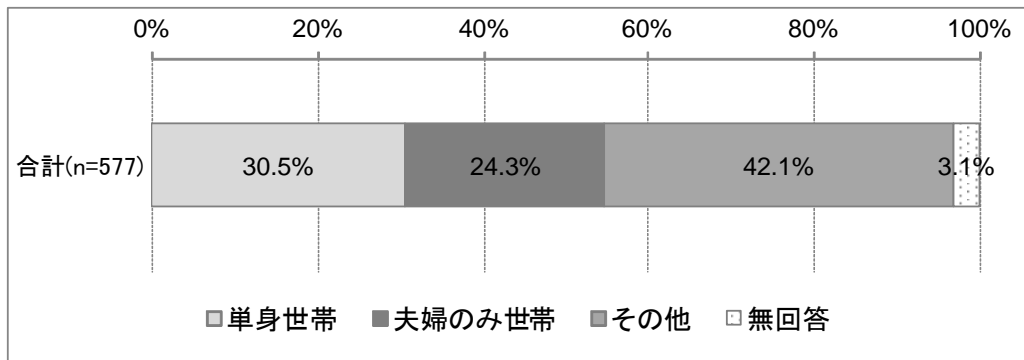
※認知症高齢者の日常生活自立度のランクと判断基準

(要介護認定認定調査員テキスト2009改訂版より抜粋)

- Ⅰ 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- Ⅱ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
 - Ⅱ a 家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。
 - Ⅱ b 家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。
- Ⅲ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
 - Ⅲ a 日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
 - Ⅲ b 夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
- Ⅳ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- M 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

5) 世帯類型

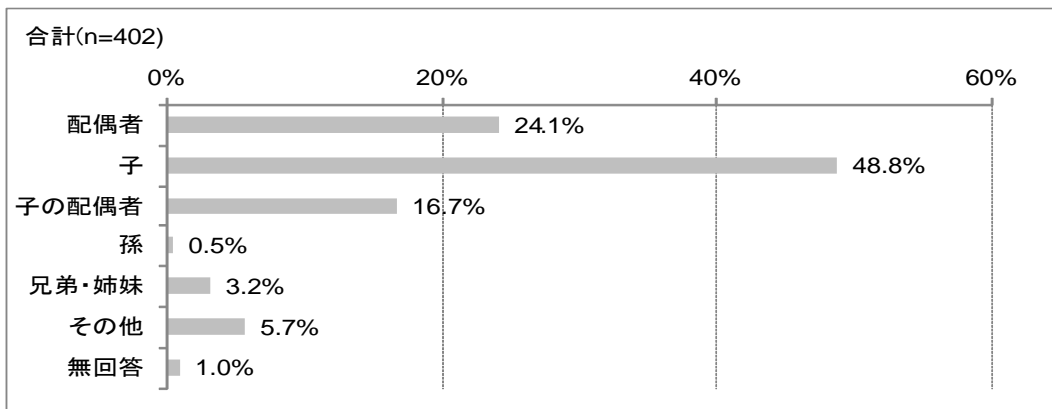
「単身世帯」「夫婦のみ世帯」を合わせると、54.8%となっています。



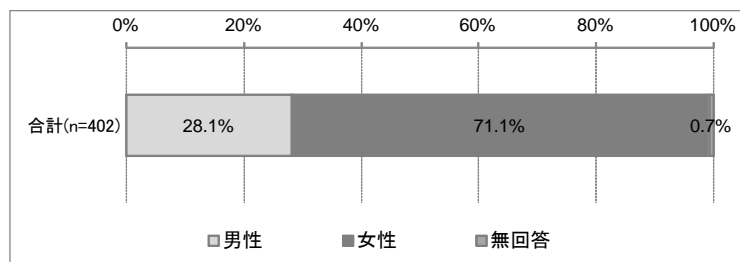
6) 主な介護者の属性

主な介護者は、「子」が48.8%と最も多く、次いで、「配偶者」が24.1%となっています。性別にみると、「女性」が71.1%と多く、「男性」が28.1%となっています。年齢別では、「50代」が33.1%と最も多く、「80歳以上」も18.4%となっています。

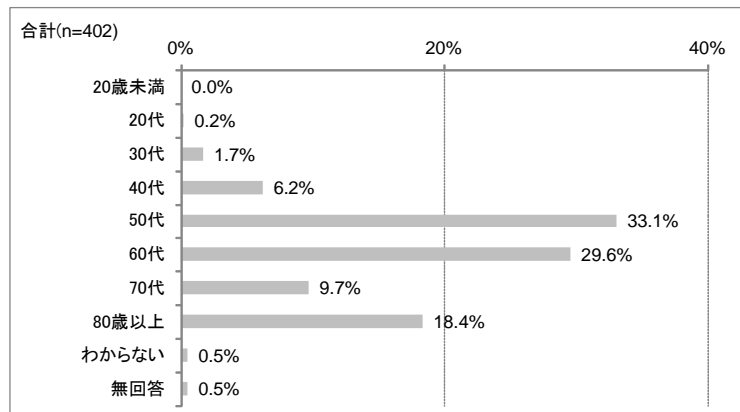
◆主な介護者の本人との関係



【性別】

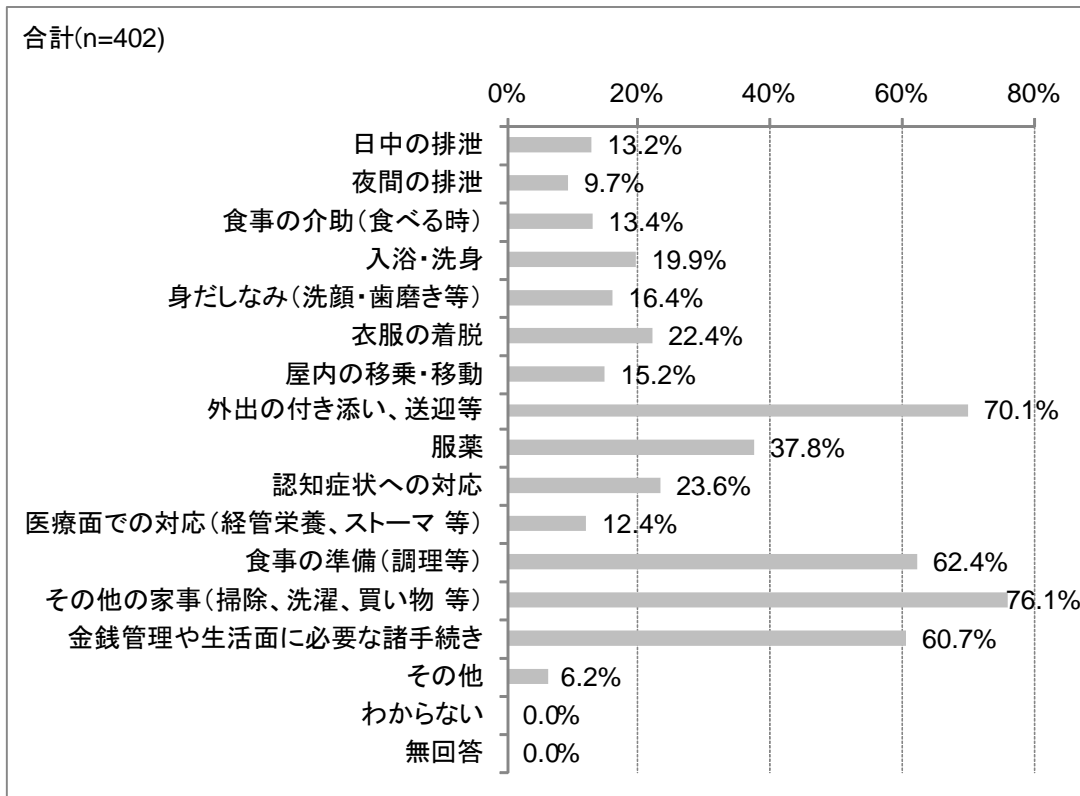


【年齢別】



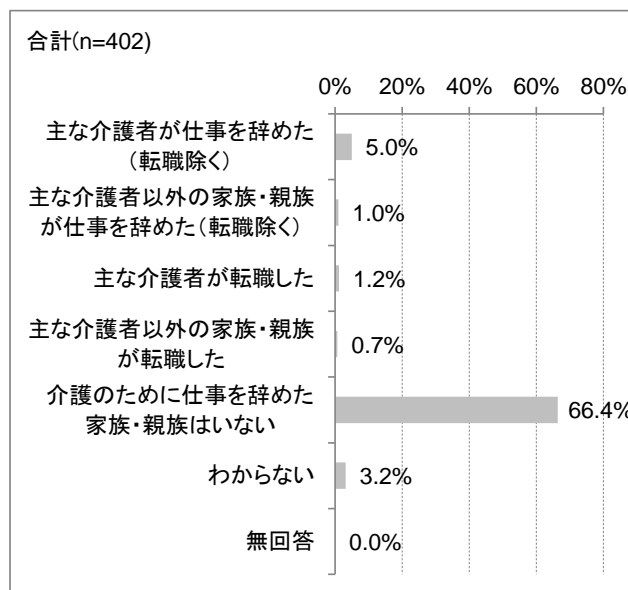
7) 主な介護者が行っている介護

「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が76.1%と最も多くなっています。「医療面での対応（経管栄養、ストーマ等）」は12.4%となっています。



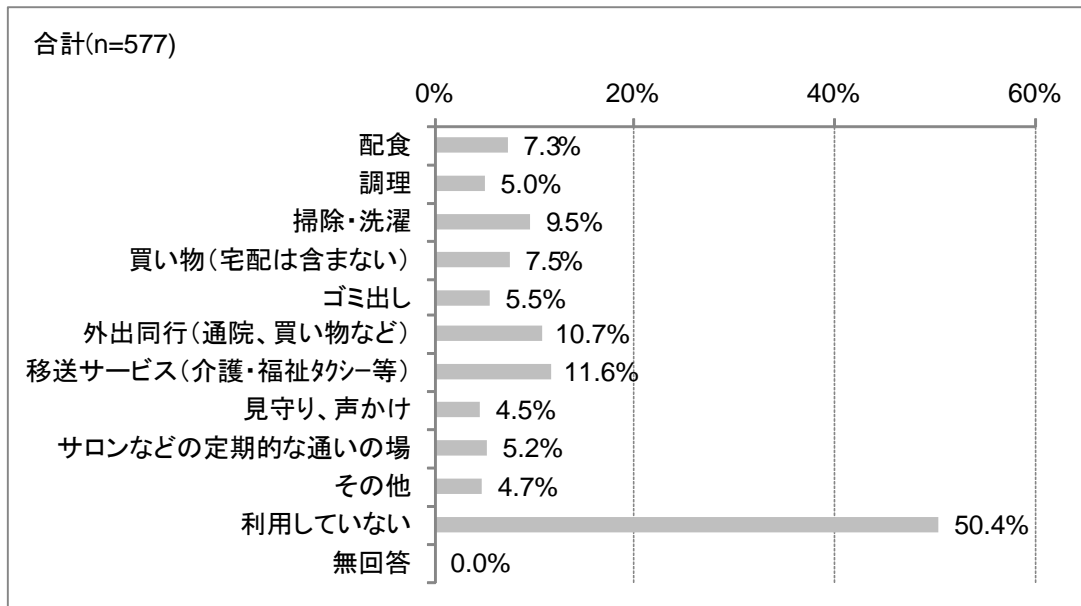
8) 介護のための離職の有無

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が66.4%と最も多く、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」は5.0%となっています。



9) 保険外の支援・サービスの利用状況

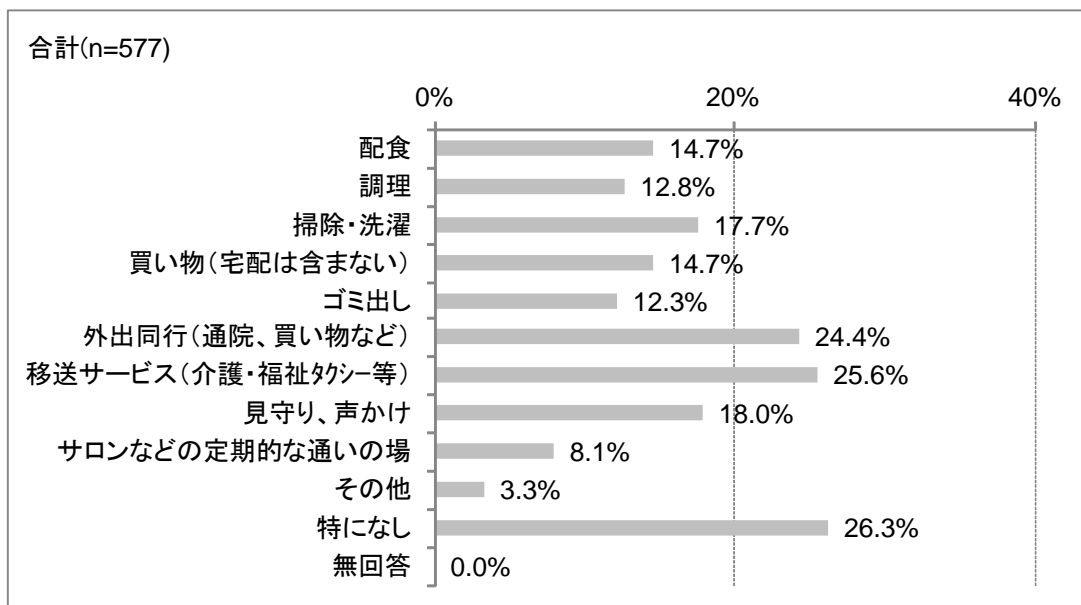
「利用していない」が 50.4% となっており、約半数の人が利用しています。利用者が最も多いのは、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の 11.6% となっています。



10) 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス

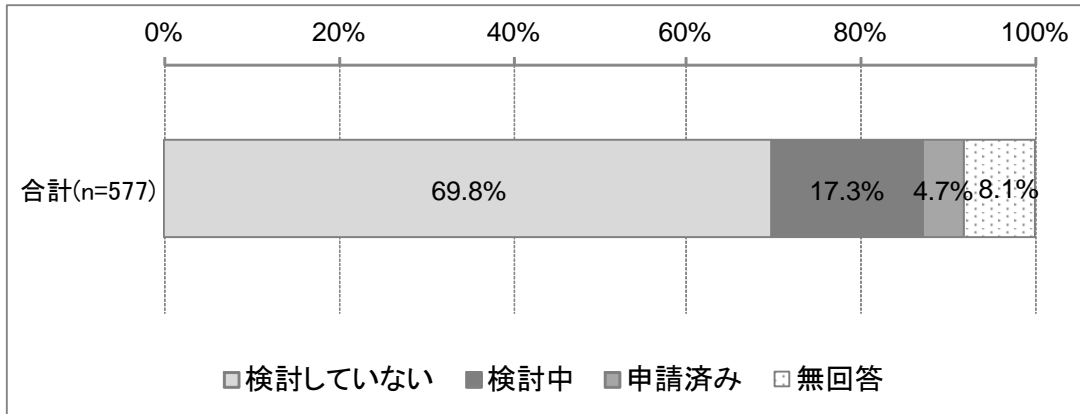
「特になし」は 26.3% となっており、約 7 割の人が在宅生活継続のためには支援・サービスの充実が必要と回答しています。

最もニーズが高いのは、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の 25.6%、次いで、「外出同行（通院、買い物など）」の 24.4% となっています。



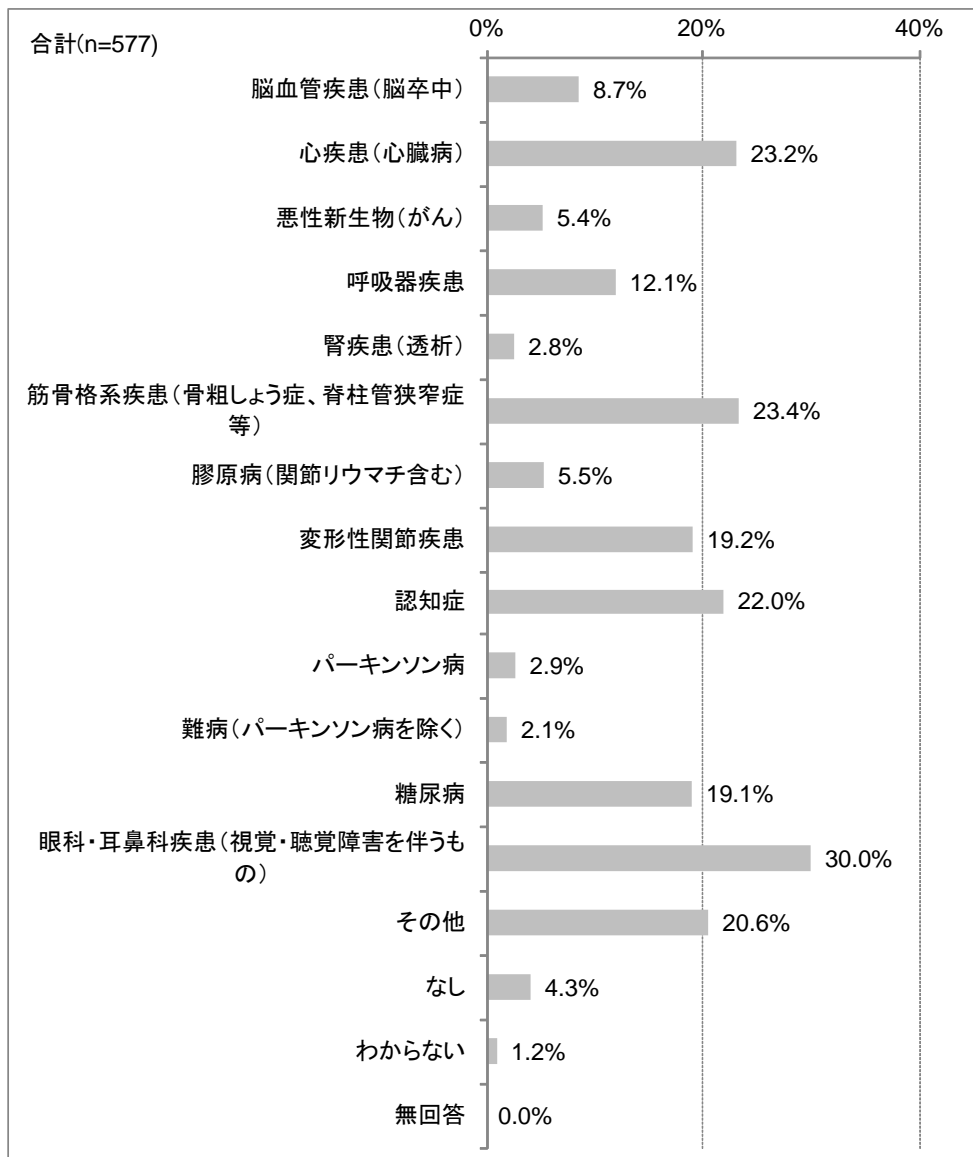
11) 施設等検討の状況

「検討していない」が69.8%、「検討中」が17.3%となっています。



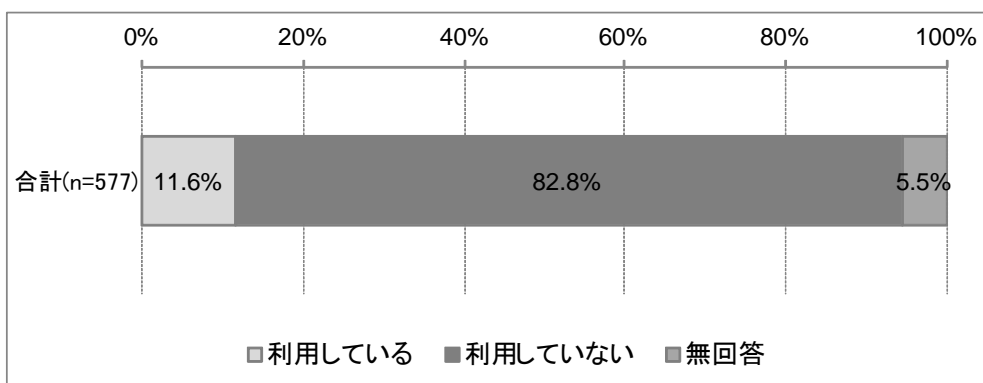
12) 本人が抱えている傷病

「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」が30.0%と最も多くなっています。「認知症」は22.0%となっています。



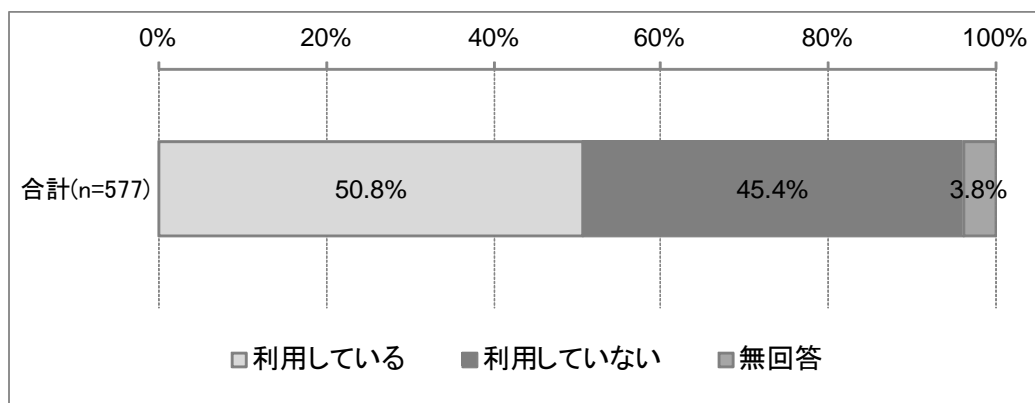
13) 訪問診療の利用の有無

「利用している」が 11.6%、「利用していない」が 82.8%となっています。



14) 介護保険サービスの利用の有無

「利用している」が 50.8%、「利用していない」が 45.4%となっています。



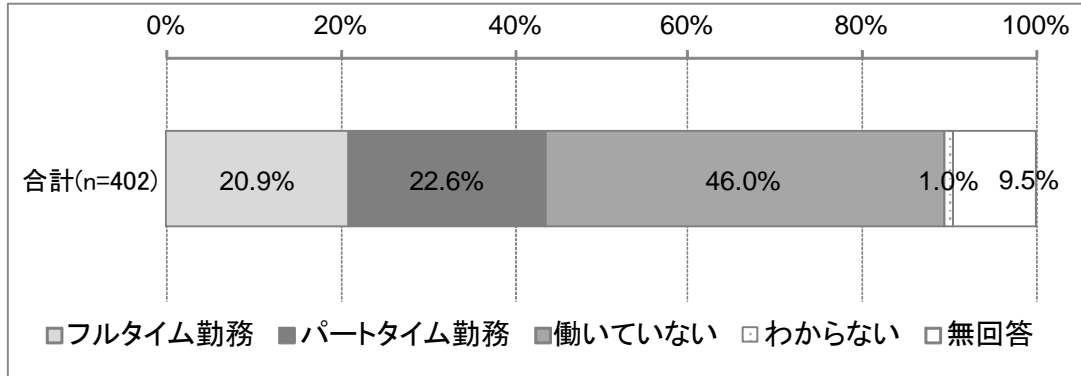
<課題と対応方向>

- 家族介護者への心身の負担軽減に向け、介助法や困り事・悩みへの対応支援
- 在宅生活の継続に向けた移動支援等の充実
- 介護保険サービスを必要とする人への適正な提供

⑤ 「在宅介護実態調査（家族介護者調査）」結果

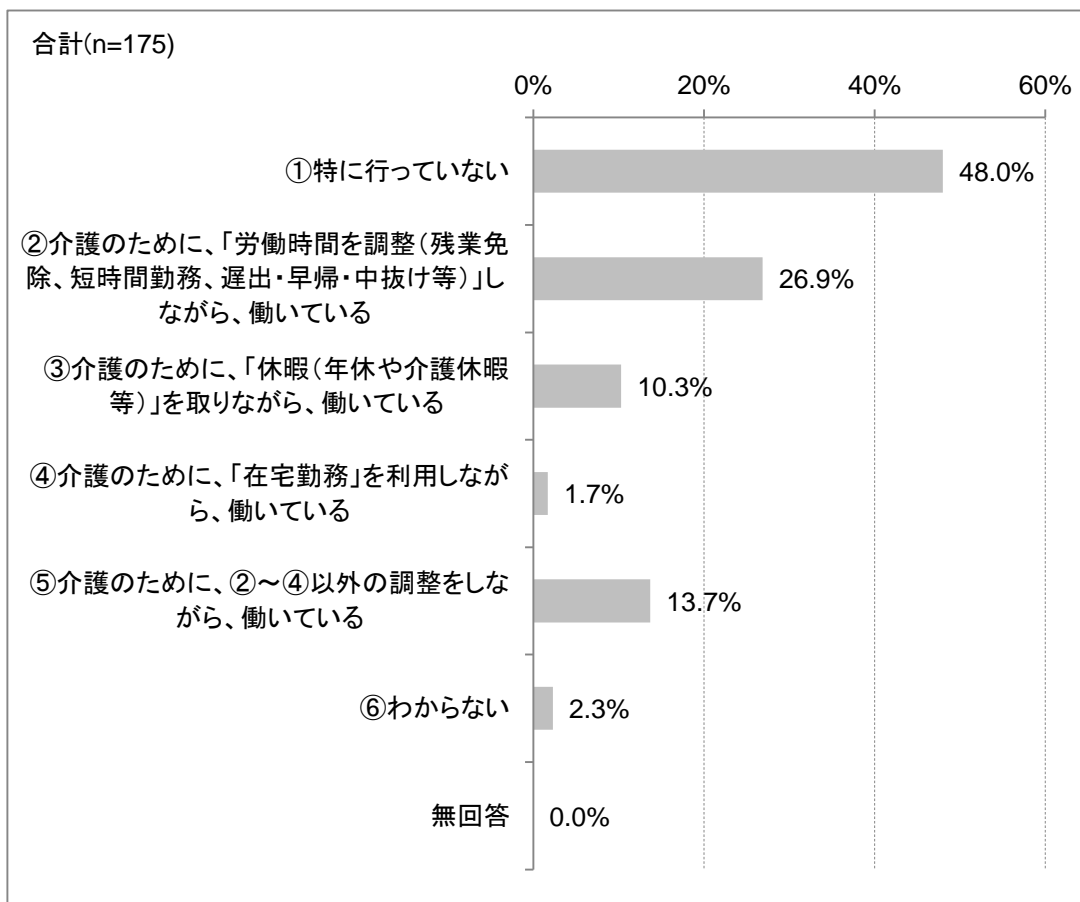
1) 主な介護者の勤務形態

「フルタイム」「パートタイム」を合わせると、主な介護者が働いている割合は43.5%となっています。



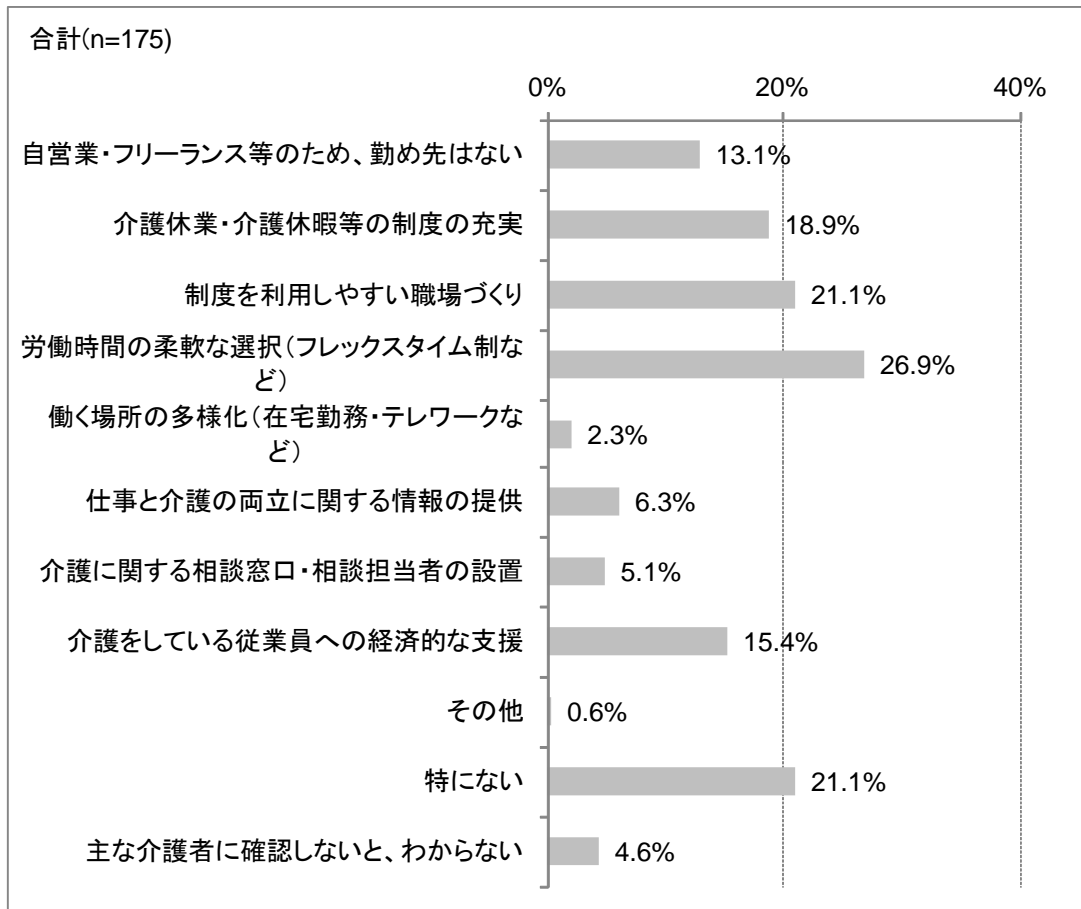
2) 主な介護者の方の働き方の調整の状況

労働時間、休暇、在宅勤務等の何らかの働き方の調整をしている主な介護者は、52.6%となっています。



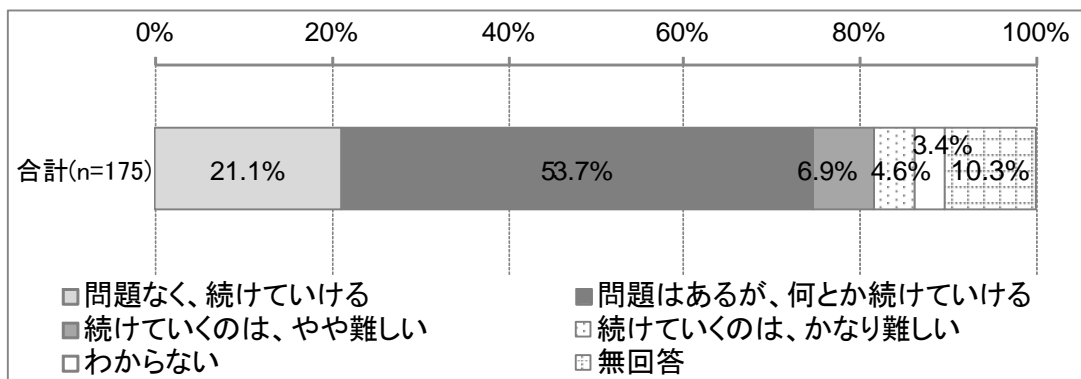
3) 就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援

「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」が 26.9%と最も多くなっています。



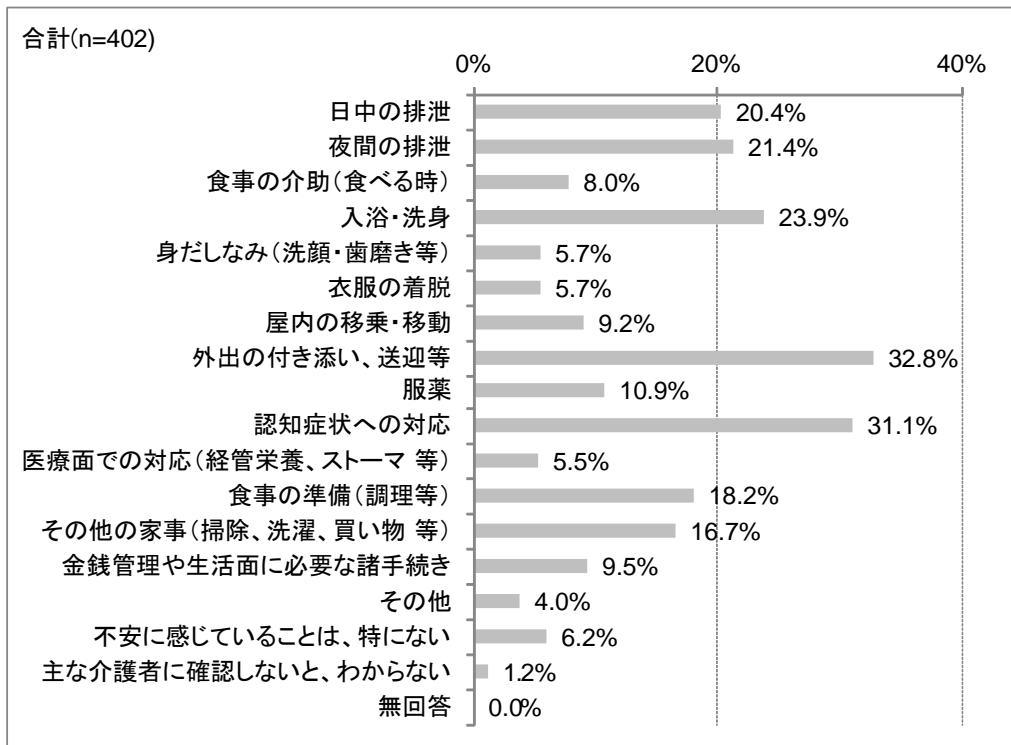
4) 主な介護者の就労継続の可否に係る意識

「問題なく、続けていける」「問題はあるが、何とか続けていける」の合計は 74.8%となっています。「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」の合計は 11.5%となっています。



5) 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

「外出の付き添い、送迎等」が 32.8%、「認知症状への対応」が 31.1%となっています。



<課題と対応方向>

- 家族介護者の就労継続に関する困難ケースとその対応の収集による対応策の創出
- 在宅介護の各タスク（処理・対応）にかかる改善方法や知識・技術の提供

4 平成37（2025）年の社会像

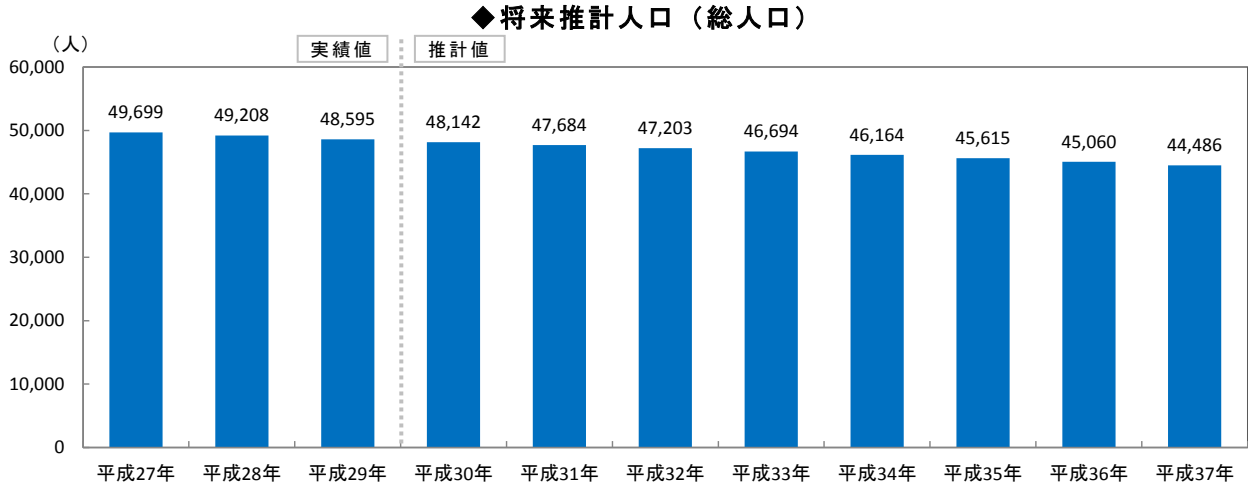
全国的な高齢化の進行にともない、ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。これにより、介護需要の高まりのみならず、地域社会から孤立する人や生活困窮者の増加等への対策が迫られており、支え合う地域社会、地域福祉ネットワークの構築が課題となっています。

高齢者数の増加とともに、要介護認定者や認知症高齢者が増えることで、認知症のある人の見守りや家族だけの介護が困難なケースへの対応等、支援が必要な人の早期発見・早期対応や医療と介護の連携の必要性、地域で見守る仕組みづくりが必要となっています。

高齢者施策の展開に向けては、地域包括ケアシステムの深化・推進が重要視されるとともに、国では地域共生社会の実現が提唱されています。地域共生社会は、“高齢者・障がい者・子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会”と定義されており、困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みづくりに向け、「我が事・丸ごと」の地域づくりが求められています。

（1）赤穂市の人口構造の変化

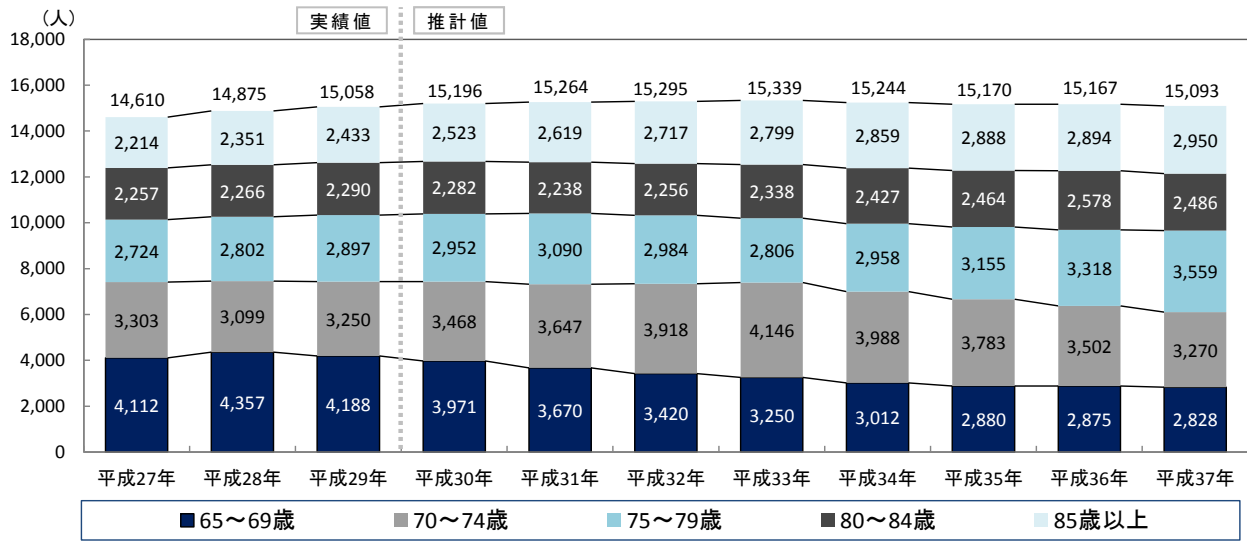
本市の総人口について将来推計をみると、平成31年には4万7千人台となり、減少傾向で推移すると見込まれます。平成37年には44,486人と予測されます。



資料：赤穂市
※平成27～29年の実人口（住民基本台帳）より各年9月末を推計

65歳以上の高齢者人口については、当面、増加傾向が見込まれますが、平成33年をピークにその後減少が予測されます。平成28年をピークに65～69歳人口が減少していく一方で、70歳代、80歳代人口は増加が見込まれます。

◆将来推計人口（高齢者）

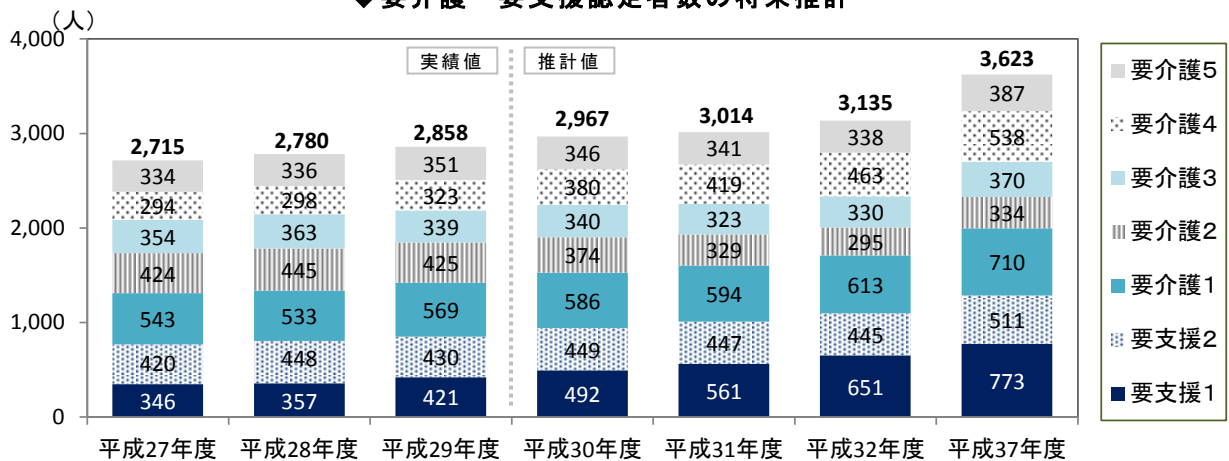


資料：赤穂市

※平成27～29年の実人口（住民基本台帳）より各年9月末を推計

要介護・要支援認定者数の将来推計については、70歳代、80歳代人口の増加が見込まれていることから、今後も増加が見込まれます。

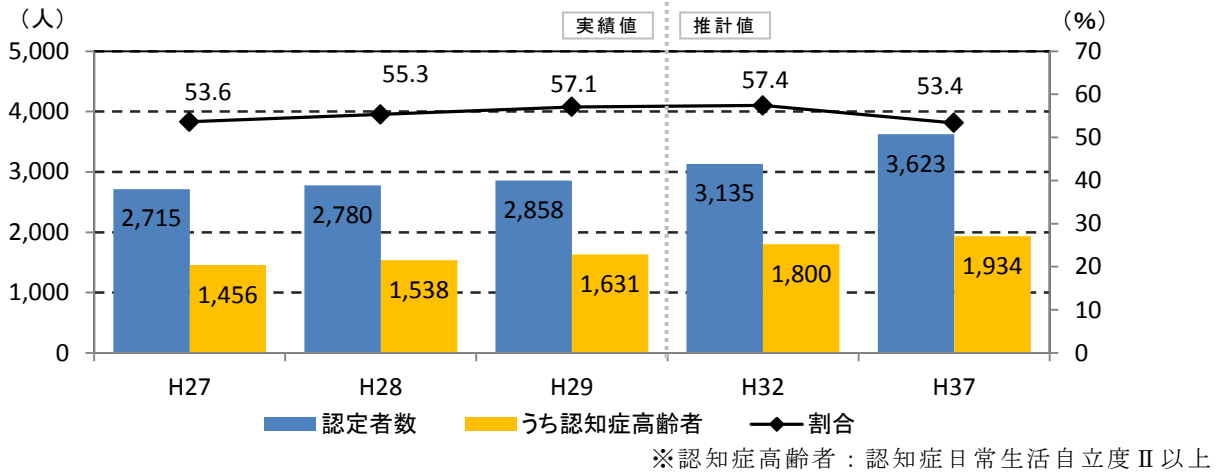
◆要介護・要支援認定者数の将来推計



資料：赤穂市

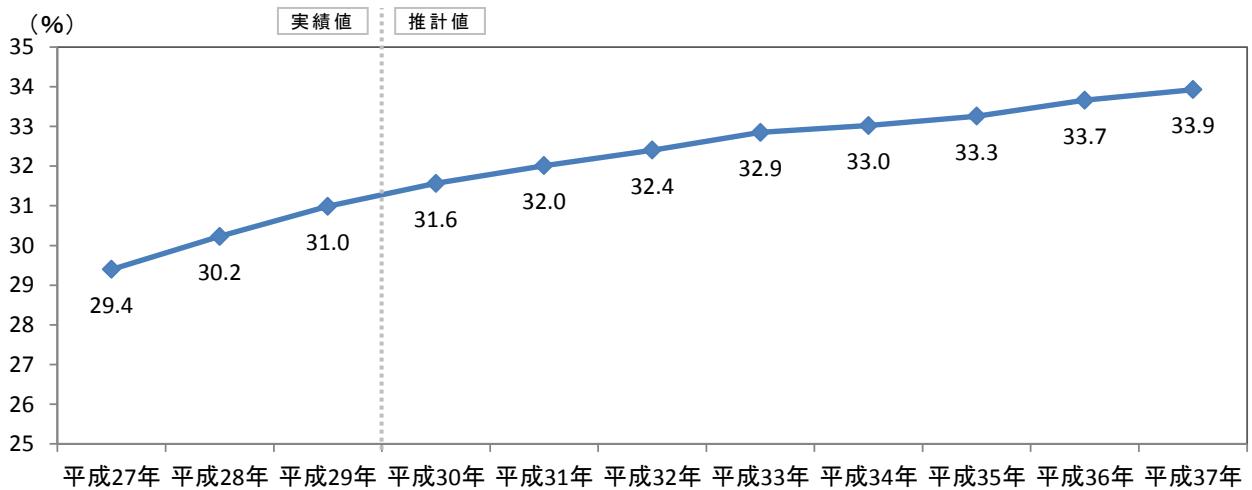
※「見える化」システムにより推計

◆要介護認定者数と認知症高齢者数



また、本市の高齢化率は年々上昇し、平成28年に30%台となりましたが、今後も上昇傾向で推移すると予測されます。

◆将来推計（高齢化率）



資料：赤穂市
 ※平成27～29年の実人口（住民基本台帳）より各年9月末を推計

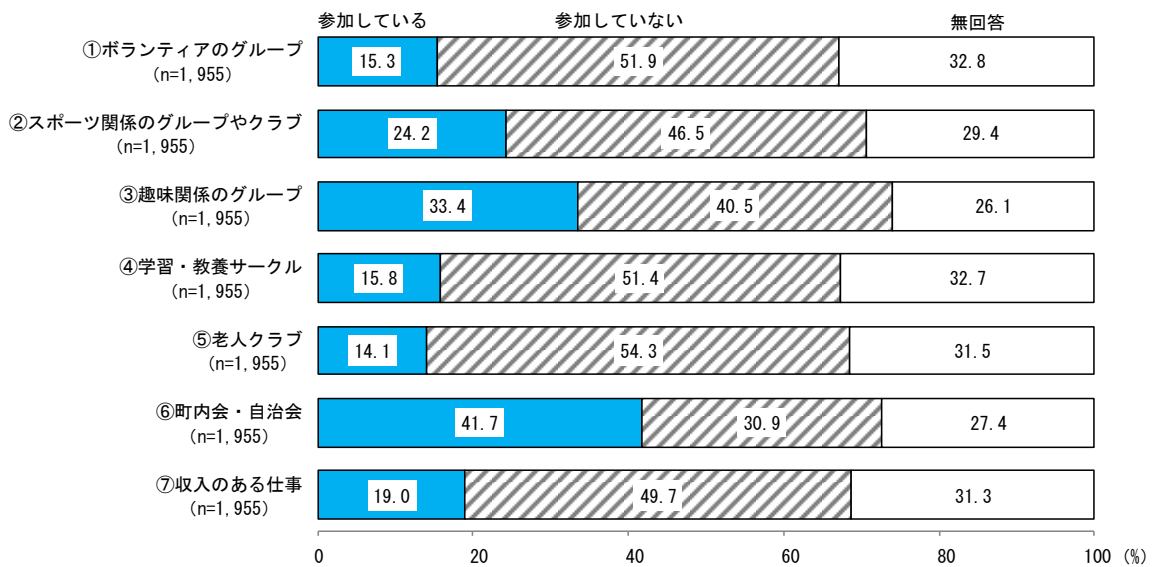
5 高齢者層の社会参加

「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けては、住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備することとされています。また、地域丸ごとのつながりを強化していくには、多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備が必要とされています。

本市においては、高齢者の増加にともない、健康志向や活動意欲のある元気高齢者も増加することを見込み、高齢者層の社会活動への参加を促していますが、まだまだ参加率は高いとは言えません。

今後も、団塊の世代の社会参加等を通じた介護予防には、引き続き取り組む必要があります。高齢者が豊かな知識や経験、技術を活かして、地域活動に参加し、地域を支える担い手として活躍していく地域社会づくりに向け、地域活性化のための仕組みづくりが、さらに重要となっています。

◆高齢者の会・グループへの参加状況



資料：高齢者の生活に関するアンケート調査

第3章 計画の理念

1 基本理念

すこやかで、いつまでも安心のあるまち あこう

○第3期計画から第6期計画では、上記の基本理念を掲げ計画を推進してきました。本計画でも、計画の連続性と整合性を維持する必要から、この理念のもと推進することとします。

2 基本目標

(1) 地域全体で支えあう、心ふれあうまちづくり

地域包括ケアシステムの推進

- ◆介護保険制度改正を踏まえ、地域包括ケアの中核として、地域包括支援センターの機能強化を図り、医療、介護、予防、福祉・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていきます。
- ◆さらに、制度や分野ごとの「縦割り」の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として、「丸ごと」つながる地域共生社会の実現に向け、高齢者のみならず障がい者、子ども等への支援も含めた包括的支援体制の構築を目指します。

認知症支援と権利擁護の推進

- ◆認知症高齢者やその家族を支援するため、認知症の予防から早期診断・早期対応、認知症の容態に応じた適切なケアの流れ（認知症ケアパス）を活用しながら、認知症地域支援推進員を中心に認知症地域支援体制の強化ならびに認知症支援・ケア人材の養成に努めます。
- ◆高齢者等からの成年後見制度や権利擁護に関する相談・助言を行い、日常生活を支援します。

医療との連携や住まいの基盤整備

- ◆介護と医療双方のニーズを併せ持つ高齢者が、できる限り住み慣れた地域でその人らしい生活ができるよう在宅医療と介護に関わる多職種の連携により、在宅医療と介護サービスが一体的に提供できる体制の整備・推進を図ります。

介護に取り組む家族等への支援の充実

- ◆高齢者自身や要支援・要介護認定者を介護する家族が、安心して生活が継続できるよう、関係機関と連携し、相談窓口等の体制整備や各種情報提供を行います。

(2) 健康で生きがいをもって、すこやかに暮らせるまちづくり

介護予防と生活支援の充実

- ◆高齢者自らが主体的に介護予防に取り組めるよう、介護予防活動組織の育成・支援を行うとともに、生活支援コーディネーターを中心に地域で必要とされる介護予防・生活支援サービスの基盤整備を図ります。

生きがいづくりや社会参加の促進

- ◆活力ある高齢社会の実現に向け、すべての高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことができるよう、健康づくりやいきいき百歳体操などの介護予防事業などあらゆる機会を通して、市民一人ひとりの健康に対する意識を高めるとともに、高齢者の豊かな経験や知識を活かし、地域の中で様々な分野で活躍したり、交流したりすることができる場所や機会を提供し、孤立化を防ぎます。

(3) 安心して介護・福祉サービスが受けられるまちづくり

介護サービスの充実強化

- ◆介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるために、重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加等を踏まえ、介護保険サービスの質と量を確保します。

介護保険事業の適正な運営

- ◆高齢化の進展に伴う介護給付費の増加により、介護保険料の上昇が見込まれる中、介護保険制度を持続可能な制度とするため、要介護認定の適正化、ケアプランの点検など介護給付費適正化の取り組みを進めていきます。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	主要課題
すこやかで、いつまでも安心のあるまち あこう	1 地域全体で支えあう、心ふれあうまちづくり	(1)地域包括ケアシステムの推進
		(2)認知症支援と権利擁護の推進
		(3)医療との連携や住まいの基盤整備
		(4)介護に取り組む家族等への支援の充実
	2 健康で生きがいをもって、すこやかに暮らせるまちづくり	(1)介護予防と生活支援の充実
		(2)生きがいづくりや社会参加の促進
	3 安心して介護・福祉サービスが受けられるまちづくり	(1)介護サービスの充実強化
		(2)介護保険事業の適正な運営

第4章 地域全体で支えあう、心ふれあうまちづくり

1 地域包括ケアシステムの推進

.....

地域包括ケアの推進

高齢者の多くは、要介護状態になっても自分が住み慣れた地域での生活を続けたいと思っています。できるだけ生活の場を変えることなく、日常生活の場（日常生活圏域）、住み慣れた場所で必要なサービスを受けられる体制が必要です。

【現状と課題】

地域包括ケアシステム構築のため、第6期計画期間において、下記の項目について重点的に取り組みました。

1. 地域包括支援センターの体制強化
2. 地域ケア会議の充実
3. 生活支援サービス体制の整備
4. 認知症施策の推進
5. 医療・介護の連携
6. 住まいの整備

今後は、さらなる医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供できるよう地域包括ケアシステムの深化・推進が必要となります。

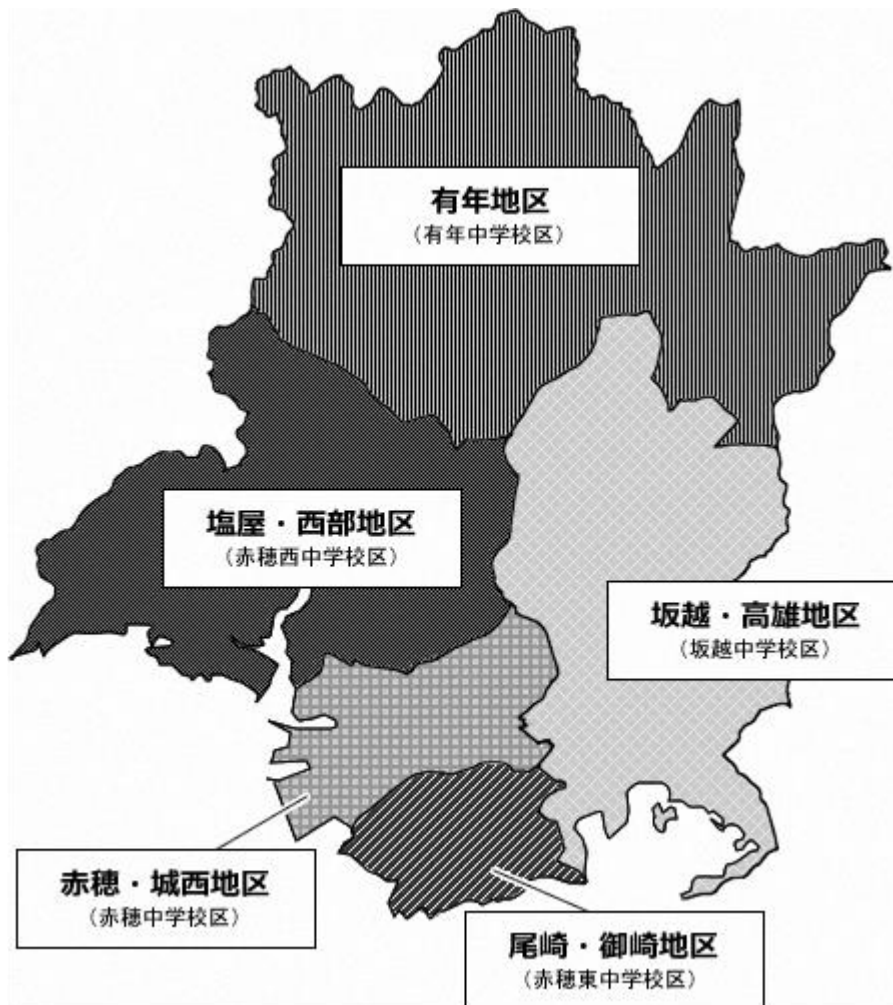
【今後の方向性】

高齢者ができる限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を送り、要介護状態等になることの予防、または、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に向けての施策の推進を図るため、引き続き、医療・予防・住まい・介護・生活支援を一体的に提供できるよう取り組みます。

また、地域共生社会の実現も視野に入れ、高齢者のみならず、障がい者や子どもなど生活上の困難を抱える人を含めた人が、地域で自立した生活を送ることができるよう地域住民による支え合いを推進するとともに、地域を支える包括的な支援に努めます。

(1) 日常生活圏域のあり方

本市における日常生活圏域の設定については、引き続き中学校区を単位とする5圏域とします。



(2) 地域包括支援センターの体制強化

① 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者に対し、介護サービス等さまざまな支援を継続的かつ包括的に提供する地域包括ケアの中核機関です。従来の「介護予防ケアマネジメント」、「総合相談支援・権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援」業務に、平成27年度からは、新たに「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「認知症総合支援事業」「地域ケア会議の充実」の4事業が追加となっています。

本市では、地域包括支援センターを1カ所設置し、日常生活圏域ごとに設置した在宅介護支援センターをランチと位置づけ、さまざまな関係機関と連携し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。

【今後の方向性】

高齢者人口の増加に伴い支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。また、さらなる地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、地域包括支援センターの機能強化が必要となります。各職種の役割と今後の業務内容や業務量に見合った体制を整備していきます。

【地域包括支援センターの体制】

年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
職員数	11人	12人	12人

※ 認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターを含む。

② 在宅介護支援センター

在宅介護支援センターでは、高齢者及びその家族に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、個々の状況に応じた情報を提供し、ニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等を行っています。

【在宅介護支援センター】

名称	地区
在宅介護支援センターはくほう	赤穂 城西
赤穂市立赤穂西地区在宅介護支援センター (やすらぎ)	塩屋 西部
赤穂市立赤穂東地区在宅介護支援センター (しおさい)	尾崎 御崎
赤穂市立坂越地区在宅介護支援センター (いきしま)	坂越 高雄(一部)
在宅介護支援センター千種の苑	高雄(一部) 有年

【今後の方向性】

在宅介護支援センターは、地域包括支援センターのブランチとして重要な役割を担っており、相互に連携しつつ地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってまいります。

(3) 地域ケア会議の充実

現在、高齢者福祉の関係機関が参集する「全体会」を年3回、在宅介護支援センター、高齢者福祉担当との「個別ケース会議」を年9回、介護支援専門員等から寄せられる困難事例について検討を行う「個別ケース検討会議」を随時実施しています。

「全体会」については、平成28年度から歯科医師とリハビリ職、平成29年度から医師、薬剤師が新たな構成員となり充実を図っています。

【今後の方向性】

高齢者の自立に資するケアマネジメント支援を行うとともに、地域の課題を発見し、新たな資源開発につなげていくため、多職種による個別事例の検討を通じ、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備、多職種協働によるネットワークを構築していきます。

それぞれの地域ケア会議を連動させるとともに、生活支援・介護予防サービス体制整備協議体や生活支援コーディネーターとも連携し、地域ケア会議がもつ5つの機能（①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能）が発揮されるよう地域ケア会議の充実を図り、一体的に地域包括ケアの推進に取り組んでいきます。

<地域ケア会議推進事業の目標>

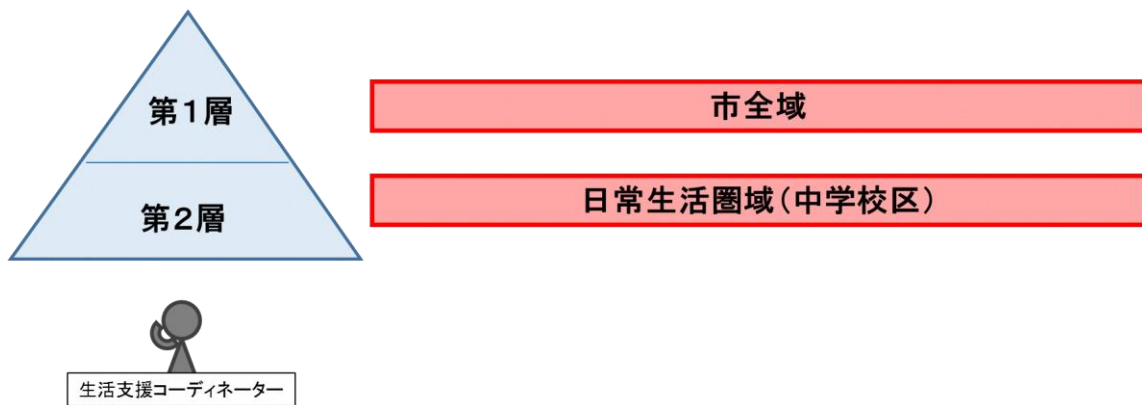
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
全体会の開催（回/年）	3	3	3
個別ケース会議の開催（回/年）	9	9	9
個別ケース検討会議	随時開催		

(4) 生活支援サービス体制の整備

ひとり暮らし世帯、高齢者世帯、認知症高齢者が増加するなか、多様で継続的なサービス体制整備を行い、日常生活上の支援体制の充実・強化が求められています。

本市においては、生活支援サービスの提供体制の整備に向けて、平成 28 年度から市全域を対象とする第 1 層の生活支援コーディネーターを地域包括支援センター内に 1 人配置し、平成 29 年度からは日常生活圏域を対象とする第 2 層の生活支援コーディネーターを 2 人配置しました。

また、住民主体の支え合いの地域づくりを目指して、地域のニーズや地域資源を把握し、多様な主体が生活支援・介護サービスを提供できるよう平成 28 年度に第 1 層に介護予防・生活支援体制整備協議体を設置しました。



【今後の方向性】

高齢者のニーズ把握と地域資源のマッチング、生活支援の担い手の養成やサービスの開発について、生活支援コーディネーターを中心に協議体での協議等を通じ、生活支援サービス体制の充実に取り組みます。

また、地域のニーズに対応していくため、第 2 層である日常生活圏域ごとに介護予防・生活支援体制整備協議体の設置を目指します。

住民主体の支え合いの地域づくりは、相当の時間がかかると考えられますが、住民一人ひとりが主体的にかかわる地域づくりに取り組んでいきます。

【生活支援コーディネーター】

年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
配置数	3 人	3 人	3 人

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業

平成 26 年介護保険法の改正により創設された介護予防・日常生活支援総合事業は、本市では平成 29 年 4 月から開始しました。

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して必要な支援を行う事業を実施しています。これまでと同じ内容の現行相当サービスと要件を緩和したサービスがあります。

- ・訪問型サービス（現行相当 5カ所、緩和型 1カ所）
- ・通所型サービス（現行相当 18カ所、緩和型 2カ所）

（平成 29 年 12 月 1 日現在）

【今後の方向性】

多様な生活支援のニーズに対応するためには、多様な受け皿が必要となります。現行相当サービスのみならず、緩和型サービスや住民主体型サービスなど、利用者の状況やニーズに応じた多様なサービスの提供を目指します。

② 一般介護予防事業

全ての高齢者を対象に、セルフケアマネジメントを推進するための介護予防手帳の配布や地域の身近な場所で行ういきいき百歳体操などを実施しています。

【今後の方向性】

住み慣れたところで、いつまでも健康でいきいきと暮らしていくためには心身機能の維持・向上が大切です。

平成 27 年度から始まったいきいき百歳体操は、運動機能の維持・向上だけでなく、閉じこもり予防や地域での交流や見守りにもつながることから、今後も普及・啓発・支援を継続していきます。

また、これまでの取り組みを継続するとともに、口腔ケアや認知症予防など、あらゆる角度から介護予防に取り組み、高齢者の自立支援と重度化防止を図っていきます。

(6) 高齢者を見守る支えるネットワーク体制の充実

在宅介護支援センターや社会福祉協議会への委託や事業補助を行い、地域での互助・共助による活動支援や意識醸成及び啓発活動を実施しています。

また、高齢者を見守る支えるネットワークの構築のため、市内外の 49 民間事業者（平成 29 年 11 月現在）と「赤穂市高齢者見守りネット事業協定書」を締結し、高齢者見守り体制の強化を図っています。

【今後の方向性】

民間事業者等を対象とした研修会や徘徊模擬訓練等を実施し、高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して生活することができる環境づくりに取り組みます。

平成 31 年度までに赤穂市総合戦略の施策として、赤穂市高齢者見守りネット協定書の締結事業者数を 70 事業所まで増やしていきます。

(7) 要配慮者支援体制の充実

① 災害時避難支援体制の整備

近年、大規模な地震や記録的な大雨、土砂災害などによる被害が全国で多発しています。少子高齢社会の進展により、災害時における被災者の支援が、より一層困難な状況に陥ることが予想されているなか、災害時の被害を軽減するには、「自助」「共助」「公助」の活動が効果的に組み合わせることがますます重要となっています。

要配慮者への支援については、災害発生時だけでなく、平常時から生活再建・復興までの支援体制を整備することが課題となっています。

【「避難準備情報」の名称変更について】

平成 28 年の台風 10 号による水害において、高齢者の被災が相次いだことを国は重く受け止め、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするため、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更することとしました。

避難情報の種類	とるべき行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難開始に時間を要する方（ご高齢の人・障がいのある人・乳幼児等）とその支援者の人は避難開始 ・その他の人は避難の準備
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに避難場所へ避難開始 ・外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難開始 ・外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難

② 避難行動要支援者名簿の整備

平成 25 年の災害対策基本法の改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において、特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が市町村に義務付けられています。

本市においては、法改正以前から避難行動要支援者の名簿に着手しており、民生委員や自主防災組織（自治会）の協力により名簿への登録・更新を行っています。

また、平成 28 年度に災害時避難行動要支援者対応マニュアルを作成し、災害時等の支援体制の整備を進めています。

【今後の方向性】

引き続き、広報等を活用し、自力避難が困難な人の名簿登録の周知・啓発を行い、避難行動要支援者名簿の整備に努めます。

③ 避難行動要支援者名簿の活用

平成 25 年の災害対策基本法の改正により、現に災害が発生、または発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者等に提供できることとしています。

本市では、避難行動要支援者名簿をデータベース化しており、有事の際の名簿情報の迅速かつ的確な取得を図ると共に、平常時から名簿情報を民生委員や自主防災組織（自治会）と共有し、「自助」「共助」「公助」を基本とした地域ぐるみの支援体制の整備に取り組んでいます。

【今後の方向性】

今後も、避難行動要支援者名簿台帳システムの更新を行い、有事の際の名簿情報がより迅速かつ的確に取得できるよう取り組んでいきます。

また、毎年、民生委員や自治会に名簿情報の提供を行い、平常時より情報共有を推進していきます。

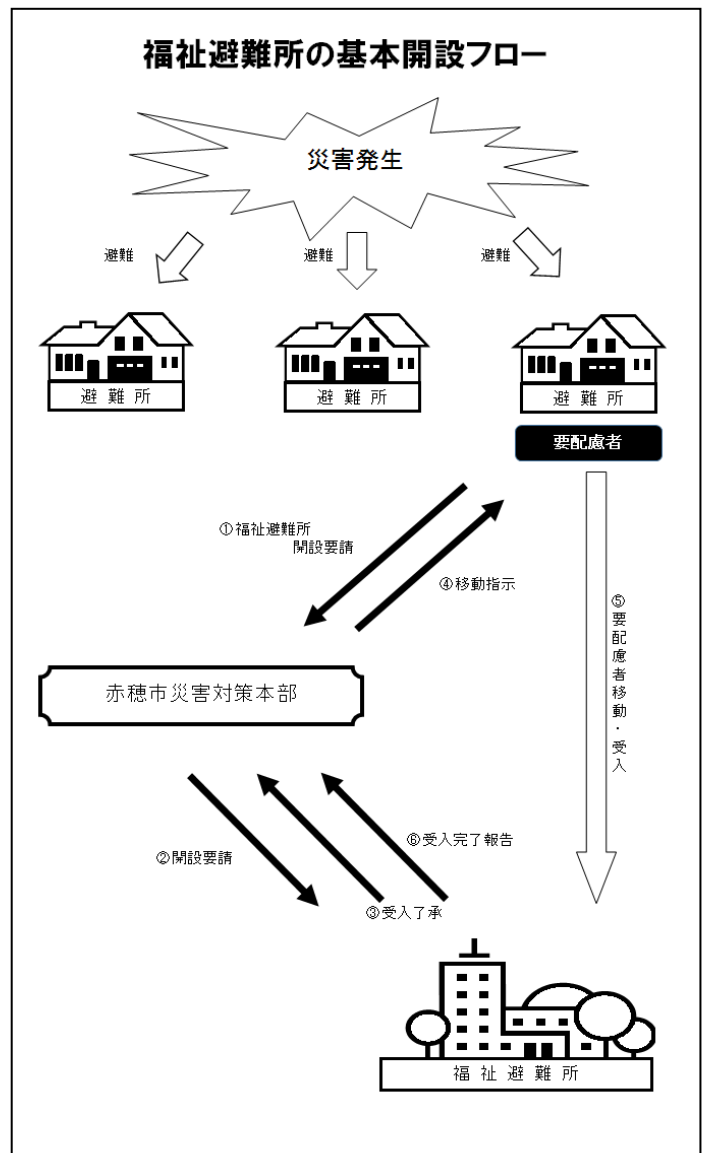
④ 福祉避難所の設置

福祉避難所とは、災害時に一般避難所において、避難所生活が困難な高齢者や障がいのある人など、何らかの特別な配慮を必要とする方が避難する二次的避難所のことをいいます。

本市では、平成 26 年に民間福祉施設と協定を締結し、現在、7 施設約 170 人の受け入れ態勢を整えています。

【福祉避難所】

- ・ 赤穂市総合福祉会館
- ・ 赤穂精華園
- ・ 桜谷荘
- ・ 玄武会ヒルズ
- ・ 瀬戸内ホーム
- ・ 權の家
- ・ 千種の苑



⑤ 災害に対する意識の啓発

防災意識を高め、災害に対する必要な知識を身につけるためには、防災訓練や避難訓練の実施、ハザードマップ、広報紙などを利用した市民への啓発など、継続的な情報提供が必要です。

要配慮者とのパイプ役となる民生委員や自主防災組織に対しても、研修会や意見交換会を開催するなど、引き続き防災意識の向上に努めます。

(8) ユニバーサル社会づくり

① ユニバーサル社会とは

「ユニバーサル社会」とは、年齢、性別、障がい、文化などの違いに関わりなく、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで、安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会のことです。（「平成 17 年度ひょうごユニバーサル総合指針」より）

② 取り組みの経過

本市は、平成 22 年度に加里屋地区が兵庫県よりユニバーサル社会づくり推進地区の指定を受け、子どもや高齢者、障がいのある人等すべての人にやさしく、地域社会の中で安心して暮らすことができるユニバーサル社会づくりの実現に向けた活動を行ってきました。

現在、関西福祉大学と連携し、空き店舗を活用した「ユニバーサルの家」を定期的に開催しており、ユニバーサル社会づくりの啓発に向けて、新たな展開を図っているところです。

【今後の方向性】

平成 26 年度に整備した活動拠点「ユニバーサルの家」を活かして、地域と密着してより親しまれるユニバーサル社会の実現に向けた意識啓発活動を展開するとともに、市全体にユニバーサル社会づくりの周知・啓発活動を推進していきます。

2 認知症支援と権利擁護の推進

(1) 認知症施策の推進

今後の急速な高齢化の進行にともない、認知症の人はさらに増加していくことが見込まれています。国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症施策を計画的に推進していくことが必要です。

本市においても、認知症総合支援事業をはじめ、認知症サポーター養成講座、あんしん見守りキーホルダー登録事業など認知症の人とその家族を支えるための事業等を実施しています。

① 普及・啓発の推進

認知症の理解を深めるための普及・啓発として、認知症サポーター養成講座や各種講座を行っています。

【今後の方向性】

引き続き、認知症サポーター養成講座を開催し、サポーター数の増加を図ります。また、認知症に対する理解促進や地域での見守りに対する意識が向上できるよう住民周知および啓発に努めます。

【認知症サポーターの人数】

年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数(累計)	4,450 人	4,650 人	4,850 人

<認知症施策推進事業の目標>

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症サポーター養成講座の開催（回/年）	20	20	20
認知症カフェの開催（カ所数）	4	5	6

② 家族支援体制の整備

認知症の人や家族等への支援として、認知症の人とその家族、地域住民、専門職種等の誰もが参加でき集う場である認知症カフェの立ち上げ支援や運営支援を行うほか、認知症初期集中支援事業を行っています。

※認知症カフェ・・・市内3カ所（H29年7月末現在）

【今後の方向性】

引き続き、認知症カフェ立ち上げ支援や運営支援を行うほか、認知症初期集中支援事業に取り組んでいきます。

介護に取り組む家族等への支援の充実を図るため、介護者支援として、介護者健康相談や身近な地域で認知症の家族が集える場の開催など、介護負担の軽減を図ります。

③ 容態に応じた医療・介護等の提供

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援するための相談業務を行う認知症地域支援推進員を平成 28 年度から地域包括支援センター内に 1 人配置するとともに相談支援体制の整備のため、認知症相談センターを地域包括支援センター内に設置しています。

また、必要な医療・介護サービスが切れ目なく提供できるように認知症ケアパス「赤穂市認知症支援ガイドブック」を活用しています。

【今後の方向性】

認知症地域支援推進員を中心に、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

医療・介護施設等職員への認知症対応力向上研修や認知症地域支援推進員の認知症相談対応やケアの質の向上に取り組めます。

予防を含めて、認知症の早期発見・早期対応のための取り組みを推進していきます。

【認知症地域支援推進員】

年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
配置数	1 人	1 人	1 人

(2) 高齢者の権利擁護の推進

高齢者世帯や認知症高齢者等の増加に伴い、高齢者を標的とする消費者被害や高齢者虐待などの事例が増加しています。虐待防止のための市民向けの啓発や認知症等により判断能力が十分でない場合、関係機関と連携して、成年後見制度等の活用を支援しています。

【今後の方向性】

① 成年後見制度の利用促進

成年後見制度を必要とする高齢者等が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、西播磨4市3町の共同で設置した「西播磨成年後見支援センター」を中核機関とし、地域連携の構築に向け検討をしながら、成年後見制度の普及や利用促進に努めています。

② 市民後見人の養成

本市では、平成29年4月現在、市民後見人バンク登録者が8名となっており、引き続き、西播磨成年後見支援センターと連携し、増加する認知症高齢者等の身上監護や財産管理を担う市民後見人の養成・支援に取り組んでいきます。

③ 地域福祉権利擁護事業の活用促進

判断能力が十分ではない認知症高齢者等の福祉サービスの利用手続きに関する支援や、日常的な金銭管理等を行うために、社会福祉協議会で実施している福祉サービス利用援助事業の活用を支援し、高齢者の権利擁護を推進していきます。

④ 高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待の未然防止と早期発見及び虐待事案への迅速かつ適切な対応を図るため、地域包括支援センターにおける総合相談支援業務体制充実・強化に取り組めます。

⑤ 消費者被害対策の強化

これまでと同様に、兵庫県西播磨消費生活センター等関係機関と連携し、消費者被害防止に向けた周知を図るため、情報提供を行います。

3 医療との連携や住まいの基盤整備

(1) 医療・介護の連携

高齢者の増加とともに、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれます。入退院時支援や、日常の療養支援など在宅医療の充実を含めた医療・介護提供体制を整備しています。

ア 地域の医療・介護の資源の把握

在宅医療・介護マップの作成

イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

医師会や在宅介護支援センターなど、在宅医療・介護連携に携わる関係機関を参集し、在宅医療・介護連携推進会議を年3回開催しています。

ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供対策の構築の推進

赤相地区（赤穂市・相生市・上郡町）において、共通の入退院時の情報提供書を用い、切れ目なく、医療と介護が一体的に提供されるよう入退院調整を行っています。

エ 医療・介護関係者の情報共有の支援

前述のウ切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供対策の構築の推進を図るため、赤相地区において、共通の入退院時の情報提供書の様式を定め、関係者間での情報共有を行っています。

オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

平成29年度に「在宅医療・介護連携推進支援センター」を地域包括支援センター内に設置するとともに職員を1人配置し、在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営を行っています。

カ 医療・介護関係者の研修

平成29年度から、医師会や介護支援専門員など地域の医療・介護関係者の連携を推進するため、多職種間でのグループワークを年2回開催しています。

キ 地域住民への普及啓発

平成29年度から市民等を対象に、在宅医療・介護連携に関する講演会を年1回開催しています。

ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

赤相地区における病院・在宅連携推進会議を年2回開催しています。

【今後の方向性】

引き続き、在宅医療と介護に関わる多職種が連携をとり、利用しやすく、一体的に医療・介護サービスが提供されるよう医療・介護情報の「見える化」をはじめ、在宅医療と介護連携に係る体制整備のさらなる充実を図ります。

(2) 住まいの整備

自宅に住み続けることを希望する高齢者がいるなか、様々な事情から在宅での生活が困難な方への対応も必要であり、地域包括ケアシステムの中心である住まいについては、高齢者の様々な状況に応じて選択できるように、整備を行う必要があります。

【現状と今後の方向性】

① 有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅

市内の高齢者の住まいの状況は持ち家の割合が9割を超えており、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備について、当面の必要性は少ないものの、これらの整備については適宜対応します。

② 住宅改修

自宅で安心して日常生活を送る環境を整えるためには、加齢に伴う身体機能の低下などへの対応のため、高齢者にあった住宅仕様にする（住宅のバリアフリー化）が必要です。

介護保険の住宅改修と合わせ、兵庫県の人生80年いきいき住宅助成事業を活用した要介護者等の住宅のバリアフリー化を引き続き推進していきます。

③ 介護保険外入所施設・養護老人ホーム

環境上及び経済的事情から、在宅での生活が困難な高齢者の施設である養護老人ホームは、市内に1施設が設置されています。平成29年4月現在、市内外の施設に計9名が入所しており、うち8名が市内の施設へ入所しています。

本市では、介護保険施設等の整備が進んでいることや相談件数・措置状況等から見ても、入所者の大幅な増加は見込まれないものの、生活の困窮者や虐待などの緊急避難施設として、高齢者のセーフティネットとなる施設であると考えています。

引き続き、様々な在宅福祉サービスや他の施設サービス等とも調整を図りながら、入所を必要とする人のニーズを的確に把握し、適正な養護老人ホームの活用を図ります。

④ 介護保険外入所施設・軽費老人ホーム（ケアハウス）

軽費老人ホーム（ケアハウス）は、60歳以上の人で、家族環境や住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な人が、低額な料金で利用することができる施設です。市内にはケアハウスが2施設あり、個室を基本とし、生活相談、入浴サービス、食事サービスの提供を受けながら生活することができます。

本市においては、持ち家率が高いこともあり、利用ニーズは低くなっていると考えていますが、多様化する居住ニーズに対応するため、施設の概要や提供サービスの種類、内容、利用方法等について周知を図ります。

4 介護に取り組む家族等への支援の充実

(1) 介護者支援のための相談体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるようにするため、高齢者を支える介護者への支援も必要となります。

在宅介護実態調査によると、介護のための離職の有無について、「主な介護者が仕事を辞めた」人は5.0%と低いという結果となっています。しかしながら、今後、高齢化の進行にともない、ひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加が見込まれ、介護を必要とする高齢者の数が増加するとともに、8050問題^{※1}やダブルケア問題^{※2}もさらに深刻化していくことが考えられます。

そこで、国の基本指針に示されたように、高齢者やその家族に生活上の不安が生じた場合に、相談を受け、適切な機関につなぐことのできる体制を整備するとともに、介護離職を防止するため、介護に取り組む家族等を支援するための施策の充実が必要となります。

【今後の方向性】

高齢者およびその家族が抱える悩みや不安の解消に向け、市内の各相談機関との連携・協力体制を強化するとともに、各相談窓口の周知・啓発に取り組みます。

また、介護者家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を目的とした介護者のための健康相談、介護者交流会等を通じて、介護者を孤立させないよう介護者支援事業を推進していきます。

今後も、介護者となったときに相談できる窓口である地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターの認知度を向上させていきます。

※1 8050問題：引きこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。親が80歳代で、ひきこもりやニートの子が50歳代を想定している。

※2 ダブルケア問題：子育てに加え、親や親族の介護が同時期に発生する状態のことをいう。晩婚化等の影響によって、子育てを始める年齢も遅くなっており、子育てと同時期に、親や義理の親の介護も始めなければならないという家庭が増えている。

第5章 健康で生きがいをもって、すこやかに暮らせるまちづくり

1 介護予防と生活支援の充実

(1) 健康づくりの推進

① 健康診査

ア 特定健康診査

特定健康診査は、40歳から74歳までの赤穂市国民健康保険に加入している者を対象に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の要因となっている生活習慣を改善させ、高血圧や高脂血症、糖尿病などの有病者・予備群を減少させることを目的として実施しています。

また、特定健診受診項目に腎機能検査を追加し、腎臓病の予防に努めています。

特定健康診査が未受診の者に対しては、電話、訪問等により受診勧奨を行い、受診率向上に向けた取り組みを実施しています。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象者数（人）	8,691	8,203	8,650
受診者数（人）	3,284	2,990	3,300
受診率（％）	37.8	36.5	38.2

【今後の方向性】

今後も、あらゆる機会をとらえて健診の必要性に関する普及啓発を強化するとともに、未受診理由の把握と理由にあわせた対策の検討を行い、受診率の向上に努めます。

また、生活習慣病健診では、特定健康診査のみならず、がん検診も受診できる機会を増やし、対象者が受診しやすい環境づくりに努めます。

イ がん検診

胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん検診については、集団健診と同時にがん検診を実施しており、受診しやすい環境づくりを行っています。

子宮がん・乳がん検診については、市内医療機関において検診を実施しています。特定の年齢の者に対し、無料クーポン券の配布を行い、受診率の向上に努めていますが、無料クーポン券の利用率が低いため、今後も利用勧奨に努めていく必要があります。

「胃がん」	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象者数（人）	16,686	16,707	16,707
受診者数（人）	2,048	1,686	1,700
受診率（％）	12.3	10.1	10.2

「肺がん」	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象者数（人）	16,686	16,707	16,707
受診者数（人）	4,071	3,787	4,010
受診率（％）	24.4	22.7	24.0

「大腸がん」	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象者数（人）	16,686	16,707	16,707
受診者数（人）	4,124	3,555	3,676
受診率（％）	24.7	21.3	22.0

「前立腺がん」	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象者数（人）	5,749	5,844	5,844
受診者数（人）	1,373	1,294	1,400
受診率（％）	23.9	22.1	24.0

「子宮がん」	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象者数（人）	12,886	12,195	12,195
受診者数（人）	1,678	1,620	1,700
受診率（％）	21.8	18.8	19.0

「乳がん」	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象者数（人）	10,571	10,504	10,504
受診者数（人）	1,531	1,366	1,520
受診率（％）	19.2	17.9	18.0

※対象者数：国立がん研究センター公表「推計対象者数」で、平成 28 年度と平成 29 年度は、固定値とする。
 ※受診者数：「胃がん」、「肺がん」、「大腸がん」、「乳がん」は 40 歳以上、「前立腺がん」は 50 歳以上、「子宮がん」は 20 歳以上で集計

【今後の方向性】

今後も、引き続きがん検診の受診の機会を増やすなど、受診しやすい環境づくりに努めていきます。

② 健康教育

40歳以上の人を対象に、運動・栄養等の内容を取り入れた健康教育を各地区集会所や公民館等で実施しています。また、口腔ケアを継続することが、生涯を通じて、健康な歯で食事が取れることや、こころも体もいきいきと過ごすことにつながることから、口腔ケアの大切さや歯科健診受診の必要性について、普及啓発をしていきます。

楽しく健康教室については、介護予防対策として実施してきましたが、平成29年度より生活習慣病予防対策として、体操及び講話を実施しています。

	実績値		見込値
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
開催回数（回）	414	419	420
延参加人数（人）	7,709	8,434	8,450

【今後の方向性】

市民一人ひとりが主体的な健康づくり活動を行えるよう支援していきます。

③ 健康相談

保健センターにおいて、保健師・管理栄養士及び健康相談員により、健康相談を実施しています。

健康相談員は、地区担当制で、各地区公民館における健康相談、地区集会所における健康教室で健康相談を実施するほか、随時、市民の方の健康相談に対応しています。年々、健康相談実績は増加しており、健康相談員による地区別健康相談は、地域に身近であることから、市民の健康づくりに役立っています。

保健センター （保健師・栄養士）	実績値		見込値
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
電話相談（件）	8,134	9,837	9,850
面接相談（件）	2,247	2,102	2,150
計（件）	10,381	11,939	12,000

健康相談員	実績値		見込値
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
電話相談（件）	16	29	30
面接相談（件）	2,736	2,166	2,200
計（件）	2,752	2,195	2,230

【今後の方向性】

今後も、引き続き健康相談を実施し、市民の様々な健康相談に対応していけるよう、相談体制の充実を図ります。

(2) 介護予防の推進

① 介護予防事業の推進

ア 生きがいデイサービス（貯筋体操）

老人福祉センター万寿園で行っている生きがいデイサービス利用者に対し、作業療法士等による体操や、ミュージックセラピストによる音楽療法を実施し、転倒骨折予防や認知症予防、加齢に伴う運動機能の低下予防・向上を図っています。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延参加者数（人）	1,109	1,060	1,180
事業費（円）	1,220,000	1,170,000	1,185,000

【今後の方向性】

今後も、引き続き介護予防に取り組む意欲を高めるため、生きがいデイサービスにおいて、貯筋体操及び音楽療法を実施していきます。

イ いきいき百歳体操推進事業

(ア) いきいき百歳体操推進事業

現在、集会所等で自主活動によるいきいき百歳体操を実施しています。市内9地区のうち、活動団体のない地区もあり、全市的な活動となっていません。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
活動団体数（件）	10	20	30
登録人数（人）	182	485	785
事業費（円）	1,770,687	1,579,525	1,768,000

【今後の方向性】

全市にいきいき百歳体操を広げるため、未実施の地区について、活動が開始されるよう各種講座等を活用していきいき百歳体操の普及・啓発を図るとともに既活動団体への支援を継続していきます。

＜いきいき百歳体操推進事業の目標＞

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
活動団体数（団体）	40	50	60

(イ) いきいき百歳体操リーダー養成事業

いきいき百歳体操を地域に根ざした自主的な活動にするため、各地区いきいき百歳体操代表者等を対象に体操実技や自主活動運営方法等のリーダー養成講座を実施しています。

【今後の方向性】

地域での自主的な介護予防活動を推進するため、介護予防リーダーの養成・支援を行っていきます。

ウ 介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を目的に、ひとり暮らしの高齢者を対象に介護予防手帳を配布していましたが、平成 29 年度の総合事業の開始に伴い、いきいき百歳体操や総合事業対象者に対象を移して、介護予防手帳を配布しています。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
配布者数（人）	-	13	500

【今後の方向性】

引き続き、介護予防手帳の配布等を通じ、セルフマネジメントを推進し、介護予防活動の普及・啓発を図っていきます。

エ 転倒骨折予防教室

高齢者の日常生活のなかでも比較的発生の頻度が高い転倒事故について、各地区の在宅介護支援センターが地域の高齢者等を対象に予防教室を開催することで、転倒予防の普及・啓発を行っています。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延開催回数（回）	10	10	10
事業費（円）	300,000	300,000	300,000

【今後の方向性】

今後も継続して各地区において、より身近な場所で気軽に参加できる教室を心がけ、転倒予防の知識の習得や、自宅でできる転倒予防体操等を指導するなどして高齢者の転倒予防の充実を図ります。

オ 認知症予防教室

各地区の在宅介護支援センターが、地域の高齢者を対象に、認知症に関する学習会や認知症予防体操教室を開催し、認知症予防の普及・啓発に取り組んでいます。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延開催回数（回）	10	10	10
事業費（円）	300,000	300,000	300,000

【今後の方向性】

今後も継続して各地区において、より身近な場所で気軽に参加できる教室を心がけ、認知症サポーター養成講座事業や高齢者を見守る支えるネットワーク事業とも連携を図りながら、認知症の予防に限らず、認知症になっても自分らしく生活できる社会の実現を目指し実施していきます。

カ 情報提供事業

多種多様な高齢者の在宅福祉サービスについて、市民に広く情報を周知することは、とても重要なことです。情報提供リーフレットを作成・配布することにより、本市が取り組む高齢者の在宅福祉サービスに関する情報を広く提供していきます。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
作成部数（部）	700	1,000	1,000
事業費（円）	119,448	135,000	180,000

【今後の方向性】

高齢者の在宅福祉サービスや生活支援に関するリーフレットを発行し、わかりやすく、きめ細やかな情報提供に努めます。

キ 介護支援ボランティア・ポイント制度事業

高齢者自身の社会参加活動を推進し、健康増進と介護予防を図ることを目的とし、高齢者が介護保険施設等で行うボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、申し出によりポイントを換金できるしくみです。

介護支援ボランティアへの登録人数は、新規に登録される方とやめられる方とで、ほぼ横ばいに推移しています。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延活動回数（回）	4,211	4,183	5,450

【今後の方向性】

活動を通して高齢者の健康増進と介護予防を図り、地域貢献を奨励することで、高齢者と地域や人とのつながりを深め、いきいきとした地域社会づくりを推進します。

② 包括的支援事業

ア 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者が要介護状態になることを防ぎ（発生を予防する）、要介護状態となっても状態が悪化しないようにする（維持・改善を図る）ため、事業対象者等の要介護状態となる可能性の高い高齢者や要支援1または2と認定された方に対し、介護予防に関する事業やサービス等の紹介・利用の支援やケアプランを作成しています。

平成29年度からは、総合事業の開始に伴い、「①要支援1・2と認定された方で予防給付に関するケアマネジメントを実施する介護予防支援」と、「②地域支援事業による総合事業における介護予防ケアマネジメント」に分けて介護予防ケアマネジメントを実施しています。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ケアプラン作成件数（件）	4,521	4,924	5,000

【今後の方向性】

対象者数の増加にともない、利用の支援やケアプランの作成件数が増加しています。

今後も高齢者数の増加にともない、対象者数の増加が見込まれるため、より適切なサービス等の利用の支援やケアプラン作成に努めます。

イ 総合相談支援・権利擁護事業

高齢となっても住み慣れた地域で安心してその人らしい尊厳のある生活が維持できるよう、訪問活動等により、様々な内容の相談を受けています。そして、その人の心身状況や生活の実態等を把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度・事業の紹介・利用につなげる等の調整や支援を行っています。

近年、複合的な課題を有する困難事例なども多くなっており、成年後見制度の紹介、虐待への対応等、高齢者の権利擁護に関する相談を受け、支援を行っています。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談件数（件）	1,285	1,086	1,500

【今後の方向性】

高齢者数の増加にともない、今後、相談件数は増加していくと思われま。また、家庭環境等の高齢者を取り巻く環境の変化等により、権利擁護や高齢者虐待など緊急の対応の必要性を判断し、早期対応を図るとともに、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関や制度などの利用につなげていきます。

複合的な課題を有する困難事例への対応など、相談対応等の支援の充実を図っていきます。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護支援専門員、医療機関、関係機関等との連携、在宅と施設との連携など、個々の高齢者を支援する様々な職種や機関等連携を支援し、高齢者の状況や変化に応じたフォローアップに取り組んでいます。また、地域の介護支援専門員等の相談対応や情報提供を実施しています。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
マネジメント件数（件）	72	203	220

【今後の方向性】

認知症高齢者の増加、一人暮らしや高齢世帯数の増加等、高齢者の生活状況が多様化しているため、今後も引き続き個々の高齢者がその人らしい自立した生活を送ることができるように、その人の生活全体を包括的・継続的に支えていくことが重要と考えられます。

③ 任意事業

ア 介護給付費等費用適正化事業

不正な給付の削減や適切な介護サービスを確保し、介護保険制度の信頼性を高め、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することにより、持続可能な介護保険制度の構築を図っています。

介護保険サービスの多様化、地域密着型サービスの拡大により、市の監督権限が拡大していることから、これまで以上に効率的・効果的な事業の推進が求められています。

【今後の方向性】

今後も引き続き介護給付適正化計画に基づき、より効果的・効率的な適正化事業を実施するとともに、兵庫県国民健康保険団体連合会との連携を密にし、介護給付費の適正化を図っていきます。

イ 家族介護教室事業

各地区の在宅介護支援センターが、地域の要援護者を介護している家族等を対象に、介護方法等についての指導や助言を行う教室を開催し、家族への介護支援を行っています。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数（回）	7	8	10
事業費（円）	210,000	240,000	300,000

【今後の方向性】

今後も要介護認定者が増加するなかで、家族に対する介護負担の軽減は重要な施策の一つです。介護についての正しい知識や理解を指導・助言することで、家族の負担を減らし、家族への介護支援を推進していきます。

ウ ねたきり老人紙おむつ給付事業

ねたきり（6ヶ月以上常時臥床状態にある人）で、おむつの使用が必要であると判断された市内に居住する高齢者で、低所得世帯に属する人を対象に、1日あたり4組を限度として紙おむつを支給しています。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延利用者数（人）	48	55	60
事業費（円）	410,844	446,320	511,000

【今後の方向性】

今後も民生委員や在宅介護支援センターと連携を図りながら、対象者の把握に努めるとともに、啓発活動等を充実させ、低所得世帯に対する介護の経済的負担を軽減するために実施していきます。

エ 家族介護慰労金支給事業

認知症やねたきりの高齢者を居宅で常時介護しており、過去1年間介護保険サービスを利用していない場合、介護者に対して介護慰労金を支給しています。

	実績値		見込値
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給対象者数（人）	1	1	2

【今後の方向性】

要介護認定者の家族に対しては、介護負担の軽減を図ることも重要と考え、必要な介護保険サービスの利用について促すとともに、条件に該当する人には、引き続き実施していきます。

オ 徘徊高齢者家族支援サービス事業

徘徊のみられる認知症高齢者の事故防止を図るとともに、家族が安心して介護できる環境を整備するため、徘徊高齢者が行方不明になった場合、GPSを利用して早期に高齢者の位置を検索するサービスについて、費用の一部を負担しています。

	実績値		見込値
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
登録者数（人）	4	4	4

※平成27年度及び平成28年度の登録者数は各年度末時点

【今後の方向性】

今後、認知症高齢者の増加も予測されることから、引き続き事業を実施し、認知症サポーター養成講座事業や高齢者を見守る支えるネットワーク事業と連携を図ることで、徘徊による事故の未然防止を強化し、認知症高齢者が安心して暮らせるよう取り組んでいきます。

カ 認知症サポーター養成講座事業

認知症に対する正しい知識を市民に理解いただくことで、認知症高齢者やその家族に対する偏見や不安を取り除き、地域全体で認知症高齢者を見守る支える社会づくりを目指して取り組んでいます。

	実績値		見込値
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加者数（人）	3,077	3,842	4,250
延開催回数（回）	10	20	15
事業費（円）	131,407	95,964	129,000

【今後の方向性】

認知症高齢者の増加も予測されることから、市民の認知症に関する関心は高まると予想されるため、認知症サポーター養成講座を積極的に開催し、認知症サポーターを増やしていく必要があります。今後はさらに、関係機関と連携のもと実施後の

フォローアップに努め、実際にインフォーマルな社会資源としてサポーターが活動の場を増やし、認知症の人や家族を支援できるよう施策の展開を図っていきます。

さらに、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバンメイトの養成にも取り組み、認知症施策の充実を図っていきます。

キ あんしん見守りキーホルダー登録事業

個人を識別する番号と連絡先を記したキーホルダー等を交付し、キーホルダー等を携行した高齢者が、外出先の緊急時の通報や照会があった場合、登録された緊急連絡先に連絡し、緊急時に速やかな対応を行います。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録者数（人）	469	606	700
事業費（円）	34,992	151,700	250,000

【今後の方向性】

今後、認知症高齢者を含む要介護高齢者の増加も予測されることから、外出時の事故や認知症高齢者の徘徊等による行方不明高齢者問題にも対応できるものと考えます。今後も、赤穂警察署など関係機関と連携のもと緊急時の対応が速やかにできるように努めます。

ク 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、本人が認知症などの理由で十分な判断ができなくなったときに、親族等が家庭裁判所に後見人等の選任を申し立て、家庭裁判所が後見人等を選任する制度です。

後見等開始の申し立てをする親族がいない場合などに、成年後見制度の利用が必要と認められる人の財産管理や介護サービス契約等について、制度を利用できるよう支援を行っています。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（件）	1	0	1

【今後の方向性】

西播磨成年後見支援センターと連携を図りながら、成年後見制度の利用に際して当事業の対象者を支援するとともに、市民後見人の養成・活用を図っていきます。

ケ 住宅改修支援事業

介護保険の住宅改修制度をより使いやすくするため、居宅介護（介護予防）支援が行われておらず、住宅改修申請用の理由書の作成者を確保することが困難な人に対して、その作成をしたケアマネジャーに、理由書作成費用を支給しています。

今後、高齢者の増加が見込まれるため、住宅改修のニーズは高まっていくと考えられます。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成件数（件）	16	14	24
事業費（円）	32,000	28,000	48,000

【今後の方向性】

住宅改修希望者に対する支援策の一つであり、より良い住環境整備の促進のため継続して実施していきます。

コ 自立支援配食サービス事業

市内に住む 70 歳以上のひとり暮らし高齢者や、75 歳以上の高齢者世帯で、心身障がい及び傷病等の理由により、日常の食事の調理が困難な高齢者を対象に、食事の支援を行っています。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延利用者数（人）	333	306	360
事業費（円）	1,860,500	1,663,390	2,326,000

【今後の方向性】

配食サービスを通じて高齢者の自立支援を進めていくことは、高齢者の健康保持や介護予防の観点からも非常に重要なことです。

また、栄養バランスに配慮した食事の提供や、配達時の安否確認は在宅で生活する高齢者の安心を支えるサービスとして必要性も高く、今後も対象者の確実な把握と面接等による適切な調査（アセスメント）を行い、高齢者の自立を支援していきます。

サ 介護相談員派遣事業

利用者と事業者の橋渡し役として、介護相談員がサービス提供事業所や施設を訪問し、利用者の日常生活における相談に応じたり、サービスに対する不満や要望等を聞き取ったりしています。この事業により、通常では伝わりにくい利用者の要望等を事業者に伝えることができ、また、その声を介護の現場に伝えることで、介護サービスの質的向上が期待されます。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延派遣回数（回）	433	419	468
事業費（円）	1,050,365	962,996	1,372,000

【今後の方向性】

引き続き施設等への派遣を行うとともに、新規に施設等が開設された際には、速やかに派遣を行っていきます。また、介護相談員同士の連絡会や研修の機会を設け、情報交換や相談技術の向上に取り組んでいきます。

シ 緊急通報システム（安心見守りコール）事業

概ね 65 歳以上のひとり暮らしで援護を要する高齢者が、在宅で安心して生活できるように、急病や事故等の緊急時に通報機のボタンを押すことで、即時に受信センターに通報され、近隣協力員や民生委員、消防本部等との連携で速やかに対応できるものです。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
通報機器設置件数（件）	366	353	380
事業費（円）	7,766,028	7,582,548	8,084,000

※平成 27 年度及び平成 28 年度の設置件数は各年度末時点

【今後の方向性】

今後も民生委員をはじめ、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、近隣の住民等関係各所との連携を密にし、地域全体で高齢者を見守る支えるネットワークの構築を推進することで、高齢者の安心した在宅生活の支援を図っていきます。

(3) 生活支援サービスの充実

① 社会福祉協議会との連携強化

赤穂市社会福祉協議会は、地域社会において住民が主体となり、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。

在宅福祉活動では、給食サービスや友愛訪問活動をはじめ、福祉用具貸与事業や移送サービスなどの事業を、また地域福祉活動においては、三世代交流事業や小地域福祉推進事業、ふれあいいいききサロン事業、パートナーサービスモデル事業などを展開しています。

【今後の方向性】

今後とも、社会福祉協議会は地域福祉活動を推進するリーダー役として位置づけ、地域福祉の推進に取り組むとともに、活動に対する支援を行っていきます。

また、社会福祉協議会との連携を強化し、福祉の意識づくりや福祉の担い手の育成とともに推進していきます。

【主な社会福祉協議会の在宅福祉活動及び地域福祉活動】

事業名	内容
給食サービス	75歳以上のひとり暮らし高齢者及び80歳以上の高齢者世帯を対象に、地区福祉推進連絡会等の協力による手作りの食事を定期的に配食しています。
友愛訪問活動	75歳以上のひとり暮らし高齢者及び80歳以上の高齢者世帯を対象に、地区まちづくり連絡（推進）協議会等が手作りの食事やお菓子、手紙を持って対象者宅を訪問しています。
移送サービス （福祉有償運送）	日常生活において、常時車椅子を必要とする在宅の要介護者や障がい者を対象に、ボランティアグループてんとうむしの協力を得て、リフト付ワゴン車やストレッチャー付ワゴン車を使用し、通院等外出介助を行っています。
三世代交流 もちつき大会	75歳以上のひとり暮らし高齢者及び80歳以上の高齢者世帯を対象に、歳末たすけあい運動の一環として地区まちづくり連絡（推進）協議会が実施するもちつき大会などを支援しています。
小地域福祉推進事業	小地域を単位とした福祉コミュニティづくりの担い手のための学習機会を提供するなど、地域住民の自発的な福祉活動を支援しています。
ふれあいいいきき サロン事業	ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者や障がい者、子どもや子育て中の親などが歩いて通える地区の集会所等に集い、レクリエーションや話し相手等の仲間づくり活動を支援しています。
パートナーサービス モデル事業	単位自治会を対象に、支援する人・支援してほしい人が地域で相互に助け合える仕組みづくりを支援しています。
地域の困りごと応援隊	ちょっとした困りごとを抱える支援の必要な人に対して、生活支援サポーターを派遣し、支援を行うことで、地域のたすけあい活動の推進を図ります。

② 社会資源の活用

少子高齢化の進展や人口減少の状況下において、単身世帯の増加など、家族や地域のあり方が変化していくなか、高齢者を取り巻く問題は多様化、複雑化しています。このため、地域の実情に応じて様々な団体や人々が参画し、連携して地域づくりを進めていくことが求められています。

本市においても、自治会や社会福祉協議会、地域団体など、様々な団体が多様な活動を行うなかで、担い手不足といった課題が生じています。

地域で活動する団体や人々との協働により、地域づくりを推進することが重要です。

【今後の方向性】

各種講座や研修会などを通じて、福祉の意識づくりと担い手の発掘・育成に努めるとともに、地域組織や民生委員・児童委員など、様々な福祉に関する担い手の活動支援に取り組んでいきます。

ア まちづくり団体（自治組織）との連携

まちづくり団体（自治組織）は生活支援・介護予防サービス体制整備協議体の構成委員であり、生活支援等サービスについて、生活支援の担い手の養成やサービスの開発の検討など連携して取り組んでいます。

イ 民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員は、それぞれ担当する地域で高齢者からの生活上の相談に応じたり、福祉サービスの情報提供や関係機関とのパイプ役として調整を行うなど、幅広く活動しています。また、地域福祉推進委員とも協力して友愛訪問や給食サービスを行っているほか、地域のまちづくり団体とも協力しながら活動を行っており、地域福祉を牽引する極めて重要な存在です。

月1回の定例民生委員児童委員協議会、地区定例会、部会活動（老人福祉部会、児童福祉部会、障がい者福祉部会、広報部会）などで研修を行い、担当地区において相談・支援活動を行っています。

【今後の方向性】

福祉ニーズの多様化に伴い、支援内容も幅広くなっていることから、地域福祉活動に関する情報提供や研修等を通じて、民生委員・児童委員の質の向上及び活動の支援に努めます。

ウ 老人クラブとの連携

老人クラブは、身近な仲間同士の友愛活動に留まらず、地域性を活かした様々な社会活動に積極的に参画することで、世代を超えたふれあい活動を展開し、地域にとって必要不可欠な存在としての役割を担っています。

老人クラブは市内に48クラブ（平成29年4月現在）が活動しており、互いに支え合いながら健康づくりや友愛訪問活動、様々な奉仕活動など、日々精力的に活動

しています。少子高齢化が進む本市において、介護予防や生きがいづくりの面からも、老人クラブが地域を「見守る」「支えあう」担い手として、あるいは社会を構成する団体の一つとして、極めて重要な存在に位置づけられており、今後とも福祉施策と連携した活動を推進することで、活動の拡大が期待されます。

【今後の方向性】

高齢者の価値観の多様化により、老人クラブ活動の参加が減少傾向にあることから、様々な機会や広報を通じて、老人クラブの情報をはじめ、参加の意義等について、周知・啓発に取り組むとともに、老人クラブへの活動支援を図っていきます。

エ 関西福祉大学との連携

関西福祉大学とは、市福祉部局において地域社会に出向いての実践活動を行っており、「ユニバーサル社会づくり推進事業」など、関西福祉大学の教員や学生との参画・協力を得ながら、積極的に事業を展開しています。また、関西福祉大学を地域のシンクタンクと位置づけ、福祉・医療（看護）分野をはじめとする課題の解決に向けた、継続的な官学の連携体制を推進しています。

【今後の方向性】

大学及びその学生の力は、福祉の向上において重要であることから、今後も密接な連携・協力体制を推進していきます。

オ 地域ボランティアとの連携

地域包括ケアシステムの深化・推進を図る上で、市民・団体・事業者・行政など、多様な主体による助け合い、支え合いの仕組みづくりが重要です。

生活支援サービスの充実と介護予防の担い手となるボランティアは、介護保険などの公的なサービスのいわゆる隙間を埋める役割を果たすものと考えられており、その人材育成に取り組む必要があります。

社会福祉協議会においては、小地域福祉活動の活性化に向け、小地域福祉活動リーダー研修会をはじめとする各種講座、研修会等を開催し、地域における福祉活動の担い手の発掘、人材の育成に取り組んでいます。

また、高齢者の社会参加と介護予防を目的とした介護ボランティア・ポイント事業を推進しています。

【今後の方向性】

人口減少、少子高齢化の進行により、地域の支え手も減少していくと考えられる一方で、支援を求める人が増えており、また求める内容も多様化・複雑化しています。

住民主体の取組やボランティアの養成について、生活支援コーディネーターとの連携により、進めていきます。

③ 老人日常生活用具給付等事業

概ね 65 歳以上の心身機能の低下にともない、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対し、日常生活に必要な品物の貸与や給付をし、安全で快適な生活を支援しています。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自動消火器、 電磁調理器等（件）	0	4	3

【今後の方向性】

今後も高齢者の生活環境の向上のため、日常生活に必要な機器について継続して支援を実施していきます。

④ 高齢者住宅改造助成事業

高齢者が住み慣れた住宅で安心してすこやかな生活を送れるよう住宅を改造する場合に、その改造費用の一部を助成しています。

今後、高齢者の増加が見込まれるため、ニーズは高まっていくと思われれます。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成件数（件）	27	16	30
事業費（円）	5,107,936	3,508,000	8,009,000

【今後の方向性】

地域包括支援センターや在宅介護支援センター、ケアマネジャー等との連携を密にし、制度の周知・利用啓発を行うとともに、住み慣れた居宅で安心して快適にすごせるよう制度の充実を図り、住まいの整備を通じて在宅での生活支援に努めていきます。

⑤ ねたきり老人等寝具貸与事業

6ヶ月以上ねたきりで介護が必要な状態にある 65 歳以上の高齢者または、65 歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に、年 1 回寝具を貸与し 2 週間に 1 回、カバーの交換を行っています。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（人）	1	1	3
事業費（円）	86,378	86,275	245,000

【今後の方向性】

今後も必要な高齢者にサービスが行き届くよう、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、ケアマネジャー等を通じ、制度の周知・利用啓発の充実を図り、高齢者の快適な生活の確保に努めます。

⑥ 在宅老人介護者支援事業

寝たきり・認知症・重度の障がいのある人の介護者が組織する「介護者の会」に補助金を交付することにより様々な援助活動を支援し、在宅介護における介護者の精神的・身体的負担の軽減を図っています。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費（円）	170,000	170,000	170,000

【今後の方向性】

今後も、在宅介護における介護者の精神的・身体的負担の軽減を図るため、認知症対策に係る施策等と連携して実施していきます。

⑦ 生きがいデイサービス事業

老人福祉センター万寿園において、介護保険の対象にはならない虚弱な高齢者を対象に、地区別に週 1 回、健康チェックや入浴サービス、レクリエーションのほか、貯筋体操等を実施しています。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延利用者数（人）	1,692	1,661	2,000
事業費（円）	4,174,895	3,849,147	4,600,000

【今後の方向性】

今後も引き続き、民生委員や地域包括支援センター、在宅介護支援センターと連携を図ることで対象者の把握に努め、利用促進に取り組めます。

高齢者の閉じこもりを防止し、社会参加の促進を図るとともに、利用者が生きがいのある豊かな高齢期を過ごせるよう取り組んでいきます。

⑧ ホームヘルプサービス事業

介護保険の対象にはならないが、日常生活に支障がある 65 歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯を対象に、赤穂市ホームケアセンターにヘルパー派遣を依頼し、日常生活上の軽易な家事援助を実施する事業です。ヘルパー利用料金の一部を助成しています。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延利用者数（人）	84	89	110
事業費（円）	2,452,545	2,487,585	2,950,000

【今後の方向性】

今後も引き続き、日常生活に支障がある高齢者を自立支援に基づいた軽易な援助により支援することで、要介護状態への移行の未然防止に努めます。

また、住み慣れた住宅で継続して生活できるよう、生活環境の向上と豊かな高齢期の実現に向けて取り組めます。

⑨ ひとり暮らし老人等火災警報器購入助成事業

消防法及び赤穂市火災予防条例による住宅用火災警報器の設置義務化を受け、火災警報器を設置した 75 歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯に対し、その設置費用の一部を補助しています。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成件数（件）	13	20	30
事業費（円）	34,800	49,186	78,000

【今後の方向性】

今後も、高齢者の安全を守るため火災警報器の設置を促進し、住宅火災による被害を未然に防止することに努めます。

2 生きがいづくりや社会参加の促進

(1) 老人クラブ活動への支援

老人クラブは、地域の「支え手」として豊かな地域社会づくりに必要不可欠な存在です。

本市の老人クラブは、「健康・友愛・奉仕」の3つの原則を軸に、高齢者が自らの生活を豊かにする健康づくり、趣味やレクリエーションなどの個人的分野から、地域を豊かにする友愛訪問、清掃奉仕、伝承活動などの社会的な分野まで、多岐にわたって活動しています。

近年では、価値観の多様化や地域コミュニティの希薄化、更に様々な社会参加の機会の創出により、加入者及び加入率が減少しています。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成クラブ数	49	47	48
会員数（人）	2,327	2,140	2,093
単位老人クラブ活動助成（円）	1,846,320	1,770,960	1,809,000
老人クラブ活動強化推進事業（円）	2,340,000	2,250,000	2,304,000
老人クラブ連合会活動助成（円）	307,639	296,980	312,000

【今後の方向性】

今後は、身近な仲間同士の友愛活動をはじめ、地域や各世代と積極的に交流を深めることで、地域での存在感を強め、若手会員などの新規会員が気軽に加入できる魅力ある老人クラブになるよう支援の充実を図り、活動の促進に努めます。

また、本市の地域包括ケアシステムを担う地域団体のひとつとして、積極的な社会参加を促すとともに、福祉施策とも連携した介護予防の推進を図り、活動の活性化を図っていきます。

(2) 敬老支援

① 敬老長寿ふれあい事業

まちづくり単位や自治会単位で75歳以上の高齢者を対象とした敬老会や、70歳以上のひとり暮らし老人を対象としたふれあい交歓会を開催し、多年にわたり地域社会の発展に寄与された高齢者を敬愛し、長寿を祝福しています。

	実績値		見込値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加者数（人）	2,867	2,774	2,900
事業費（円）	9,637,652	9,838,616	10,110,000

【今後の方向性】

地域のつながりが希薄化していると言われるなかで、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けるためには、地域や住民同士の絆をより深めることが大切です。

地域で敬老行事を実施することで、各地域での「高齢者を見守る支えるネットワーク」づくりを推進し、見守り体制を構築するきっかけになるよう取り組むとともに、対象者の増加を踏まえ、各地域の意見も取り入れながら、参加しやすい事業を検討していきます。

② 敬老祝金

敬老祝い金として、米寿（88歳）を迎えた人に20,000円、白寿（99歳）を迎えた人には30,000円を交付しています。また、市内の男女各最高齢者には50,000円、最高齢夫婦には夫婦併せて50,000円を交付しています。

	実績値		見込値
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
米寿（人）	245	282	280
白寿（人）	15	23	18
事業費（円）	5,516,264	6,492,627	6,305,000

【今後の方向性】

今後も、長年にわたり地域社会の発展のために貢献された高齢者に感謝し、長寿を祝福する事業として継続していきます。

また、お祝いする対象者の範囲なども含め、適正な実施方法について、引き続き検討していきます。

（3）老人福祉センターの利用

老人福祉センターは、高齢者に対して生活・健康等の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等のための便宜を総合的に供与し、老人福祉の向上を図る施設です。本市には千寿園と万寿園の2施設があります。

【今後の方向性】

老人福祉センターの老朽化に伴い、改修・設備更新を計画的に実施し、安全で快適に施設利用を提供できるよう努めます。

① 老人講座開設事業（千寿園）

千寿園は、高齢者の趣味・知識・教養の向上を目的とした12種類の講座を開催し、レクリエーション等を通して相互交流の場を提供し、高齢者の生きがいづくりや老人福祉の向上に寄与しています。

	実績値		見込値
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延受講者数（人）	3,965	3,294	4,000
事業費（円）	980,956	866,000	1,090,000

【今後の方向性】

広報等を通じて講座の周知・啓発に努めるとともに、高齢者相互の交流が活発に行えるよう、継続して実施していきます。

② 万寿園の利用促進助成

万寿園は、高齢者の健康増進やレクリエーション等による相互交流の場として提供している施設です。万寿園を利用する老人クラブに対し交通費の助成を行い、会員相互の親睦や老人クラブの活動を支援しています。各単位老人クラブに対しても事業の趣旨を広く周知し、老人福祉センターの利用促進を図っています。

	実績値		見込値
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延助成クラブ数	4	4	7
事業費（円）	91,230	81,570	175,000

【今後の方向性】

引き続き老人クラブの活動拠点として交通費の助成を実施するほか、すべての高齢者に対する健康増進や介護予防、レクリエーションの場として活用が図られるよう、積極的な利用を広報・啓発していきます。

（4）高齢者大学への参加

超高齢社会を迎えて、高齢者のみならず市民一人ひとりの生きがいづくりや自己実現の場として、生涯学習の重要性が増大しています。

本市では、公民館等を拠点に、幅広いテーマによる高齢者大学や千種川カレッジが開設されています。高齢者大学等は、高齢社会に即応した教養や知識を身につけながら、余暇を利用したクラブ活動を通じて、仲間づくり、生きがいづくり及び地域活動のリーダー養成に取り組むとともに、理念とする健康で心豊かな生活を送るための取り組みを進めています。

	学生数の推移（人）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
高齢者大学	237	241	243
千種川カレッジ	837	820	819
合計	1,074	1,061	1,062

【今後の方向性】

生涯学習の機会は、単に知識や教養を身につけるためだけの場ではなく、市民一人ひとりに生きがいづくりの場であると言えます。

多様化するニーズに応じた学習が行えるよう、学習機会や活動の場の提供について、一層充実させることが求められます。今後も引き続き、高齢者大学の活動についてのPRや講座の充実を図るとともに、高齢者人口の増加やニーズの多様化に応じた講座の開設を図ります。

また、ボランティア活動を積極的に推進し、学校単位、クラブ単位、有志による「福祉施設への慰問活動」に取り組んだり、「小学生との合同講座」を実施し、地域のまちづくり活動に参加したりするなど、青少年健全育成と地域のコミュニティづくりにも貢献したいと考えています。

(5) 生涯スポーツの推進

本市では、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる「スポーツ先進都市」の実現を目指してスポーツ施策の推進を図っています。

施設整備においては、地区体育館におけるスポーツ備品の更新を計画的に行うなど施設の整備・充実を図っています。

ソフト面においては、赤穂市スポーツ推進計画に基づき、「スポーツクラブ21」の積極的な活動や誰もが気軽に取り組めるグラウンドゴルフや囲碁ボール、室内カーリングなどのニュースポーツの普及啓発に取り組んでいます。

高齢者の活動としても、「ゲートボール」「グラウンドゴルフ」などが定着していることに加えて、平成28年度より「健康タウン構想の推進」ラジオ体操講習会を実施し、シニア世代の健康づくりにつながる活動の推進に努めています。

【今後の方向性】

今後も、スポーツによる健康づくりや体力づくりはもとより、仲間づくりを通して、老後の生活を豊かにするための生きがいづくりにつながることで、活力ある元気な高齢社会の実現に取り組んでいきます。

(6) シルバー人材センターの充実

赤穂市シルバー人材センターは、定年後の高年齢者に就業や社会的活動の機会を提供し、働くことを通じて、高年齢者の生きがいの充実や健康維持、また生活の安定を図ることを目的に昭和 62 年に設立されています。

一方で、長年の経験を生かして現役世代の下支えや人手不足分野の解消などにも効果をあげています。

平成 28 年度末の会員登録数は、男性 448 人、女性 182 人で合計 630 人であり、粗入会率（対 60 歳以上人口比）は 3.5%となっています。

	契約件数（件）	就業延人員（人）	契約金額（円）	比率（%）
技術	7	902	6,975,012	1.9
技能	1,004	4,351	48,130,511	13.4
事務	61	325	848,028	0.2
管理	43	7,513	51,401,526	14.3
折衝外交	8	552	2,752,230	0.8
一般作業	1,338	52,777	237,189,829	66.1
サービス	40	1,690	11,439,378	3.2
その他	0	47	14,832	0.1
計	2,501	68,157	358,841,346	100.0

平成 28 年度実績（請負・委任契約及び派遣契約の合計）

【今後の方向性】

シルバー人材センターにおいては、高年齢者の就業機会の確保、事業拡大、適正就業等の取り組みを強化し、地域労働力の補完に努めるとともに、社会とのつながりを促進しながら高年齢者の生きがいづくりや閉じこもり防止など健康維持や介護予防施策の側面に貢献します。

また、シルバー人材センターの取り組み内容や会員の自主活動等については、会報やチラシ、イベント等で広く PR し高年齢者の入会を促します。

その他に、会員の多様な技能や安全面の向上を目指して各種講習会の開催を行います。

第6章 安心して介護・福祉サービスが受けられるまちづくり

1 介護サービスの充実強化

指定介護保険サービスについて、計画期間中の人口や認定者数の推計から必要と考えられる各サービス量の見込みについて記載しています。

【介護】は要介護認定区分が要介護1から5の方が利用するサービス、【介護予防】は要支援1、2の方が利用するサービスです。

【介護保険サービス一覧】

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居宅サービス	介護予防サービス		介護サービス				
			訪問介護（ホームヘルプ）				
			訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 短期入所生活介護（ショートステイ） 短期入所療養介護（ショートステイ） 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売				
			通所介護（デイサービス）				
地域密着型サービス	介護予防支援（ケアプランの作成）		居宅介護支援（ケアプランの作成）				
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護（デイサービス）				
			認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護				
			認知症対応型共同生活介護（グループホーム）				
施設サービス			介護老人福祉施設（特養）				
			介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院				
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業（※）						
	（ホームヘルプ） 訪問介護相当サービス 緩和型訪問介護サービス （デイサービス） 通所介護相当サービス 緩和型通所介護サービス （ケアプランの作成） 介護予防ケアマネジメント						

※ 介護予防・日常生活支援総合事業は、要介護認定を受けていないが生活機能の低下がみられた65歳以上の方（事業対象者）も利用できます。事業対象者の判定は、地域包括支援センターが実施するチェックリストを活用し、国が示す基準により行います。

(1) 居宅サービス

① 訪問介護

ホームヘルパー（訪問介護員）が家庭を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介助や炊事、掃除などの生活援助を行うサービスです。

在宅サービスの中でも利用の多いサービスとなっており、本計画期間中も高い利用が見込まれます。事業所と協力しながら、ホームヘルパーの質の向上に取り組めます。3

【介護】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	3,999	3,962	<u>3,747</u>	<u>3,924</u>	<u>3,876</u>	<u>3,996</u>
回数（回）	84,702	91,038	<u>87,899</u>	<u>97,763</u>	<u>104,194</u>	<u>115,966</u>

② 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

簡易浴槽等を積んだ移動入浴車等により居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

介護度が高い方の利用が多いサービスとなっているため、要支援認定者の利用については見込んでいません。

【介護】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	194	202	<u>120</u>	<u>192</u>	<u>192</u>	204
回数（回）	760	780	<u>598</u>	<u>794</u>	<u>794</u>	818

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	1	0	0	0	0	0
回数（回）	4	0	0	0	0	0

③ 訪問看護／介護予防訪問看護

病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

今後も医療ニーズの高い要介護者の増加が見込まれることから、利用量は増加すると見込んでいます。

【介護】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	1,853	1,969	<u>1,960</u>	<u>2,016</u>	<u>2,028</u>	<u>2,112</u>
回数（回）	19,084	18,690	<u>18,892</u>	<u>21,310</u>	<u>22,574</u>	<u>24,659</u>

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	297	346	<u>346</u>	<u>360</u>	<u>384</u>	<u>396</u>
回数（回）	2,721	3,248	<u>3,274</u>	<u>3,769</u>	<u>4,303</u>	<u>4,756</u>

④ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士または言語聴覚士等が居宅を訪問して心身の機能の維持回復を図るために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

これまでの実績をもとに見込んでいます。

【介護】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	127	123	<u>487</u>	<u>300</u>	<u>336</u>	<u>372</u>
回数（回）	1,080	1,074	<u>10,974</u>	<u>4,343</u>	<u>5,490</u>	<u>6,781</u>

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	12	9	<u>41</u>	<u>12</u>	<u>24</u>	<u>24</u>
回数（回）	192	72	<u>423</u>	<u>60</u>	<u>120</u>	<u>120</u>

⑤ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

これまでの実績をもとに見込んでいます。

【介護】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	1,123	1,213	<u>1,327</u>	<u>1,284</u>	<u>1,296</u>	<u>1,344</u>

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	67	95	<u>99</u>	96	96	108

⑥ 通所介護

デイサービスセンターなどに通い、日常動作訓練、入浴、給食などを提供するサービスです。

在宅サービスの中でも利用の多いサービスとなっており、今後も増加すると見込んでいます。

【介護】	実績値		見込値			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人）	8,365	7,037	<u>7,050</u>	<u>7,476</u>	<u>7,320</u>	<u>7,488</u>
回数（回）	85,115	74,049	<u>75,992</u>	<u>87,019</u>	<u>90,614</u>	<u>98,554</u>

⑦ 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院、診療所への通所により、心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションなどを行うサービスです。

利用者数は微増するものと見込んでいます。

【介護】	実績値		見込値			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人）	1,884	1,980	<u>2,008</u>	<u>1,956</u>	<u>1,956</u>	<u>2,016</u>
回数（回）	14,380	14,991	<u>14,803</u>	<u>14,362</u>	<u>14,411</u>	<u>14,927</u>

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人）	275	269	<u>341</u>	324	348	360

⑧ 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

計画期間中の新たな施設整備予定がないことから、利用者数は施設定員の範囲内で推移すると見込んでいます。

【介護】	実績値		見込値			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人）	1,805	1,795	<u>1,731</u>	1,812	1,800	1,860
日数（日）	17,784	17,489	<u>16,826</u>	<u>18,445</u>	<u>19,212</u>	<u>20,724</u>

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人）	58	37	<u>32</u>	36	48	48
日数（日）	236	164	<u>116</u>	126	162	180

⑨ 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、医学的管理のもとで、看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話をを行うサービスです。

計画期間中の新たな施設整備予定がないことから、利用者数は施設定員の範囲内で推移すると見込んでいます。

【介護】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	468	411	407	456	456	504
日数（日）	3,043	2,926	2,807	3,456	3,773	4,548

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	1	2	6	0	0	0
日数（日）	2	11	1	0	0	0

⑩ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入所者である要介護者又は要支援者について、施設の特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話をを行うサービスです。

市内には、ケアハウスが2か所ありますが、このサービスを提供する施設はなく、利用者はすべて市外でのサービス利用となっています。

【介護】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	252	282	300	372	384	384

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	27	33	54	72	84	96

⑪ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

在宅での介護に必要な福祉用具（車いす、特殊ベッドなど）の貸与（レンタル）を行うサービスです。

サービスの利用率は高く、要介護度に関わらず広く利用されているサービスです。

【介護】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	7,412	7,840	<u>7,870</u>	<u>7,788</u>	<u>7,728</u>	<u>8,004</u>

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	1,203	1,453	<u>1,717</u>	<u>1,620</u>	1,680	1,776

⑫ 特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

在宅での介護に必要な福祉用具（腰かけ便座、入浴用いすなど）の購入費を支給するサービスです。

サービスの利用率は高く、要介護度に関わらず広く利用されているサービスです。

【介護】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	151	163	<u>158</u>	<u>156</u>	<u>156</u>	<u>168</u>

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	55	51	<u>51</u>	<u>60</u>	<u>60</u>	<u>72</u>

⑬ 住宅改修／介護予防住宅改修

在宅での介護に必要な住宅改修費（手すりの取り付けや段差の解消など）を支給するサービスです。

今後もこれまでと同等の数で推移すると見込んでいます。

【介護】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	139	126	<u>173</u>	<u>144</u>	<u>156</u>	<u>168</u>

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	76	71	<u>67</u>	<u>84</u>	<u>84</u>	<u>96</u>

⑭ 居宅介護支援／介護予防支援

居宅サービス等を適切に利用できるようサービスの種類、内容等を定めた計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の必要な支援を行うサービスです。

認定者の増加に伴い増加する見込みです。

【介護】	実績値		見込値			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人）	12,837	13,042	<u>12,965</u>	<u>12,972</u>	<u>13,020</u>	<u>13,092</u>

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人）	4,437	4,841	<u>4,644</u>	1,884	<u>2,028</u>	2,148

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から創設され、介護保険の対象としてサービスを利用できるのは、原則として本市の住民のみとなります。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。

本市においては、既存の事業所での対応が可能かどうかを含め、今後のニーズの変化を見守りつつ必要となった場合にはその整備について検討していきます。

② 夜間対応型訪問介護

夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。

本市においては、既存の事業所での対応が可能かどうかを含め、今後のニーズの変化を見守りつつ必要となった場合にはその整備について検討していきます。

③ 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の状態にある要介護者が、グループホームや通所施設等に通り、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。

現在、市内で1か所の事業所がこのサービスを提供しています。

これまでの実績からサービス利用量を見込んでおります。

【介護】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数(人)	317	269	227	276	276	276
回数(回)	3,438	2,879	2,388	2,808	2,910	3,032

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数(人)	11	0	0	0	0	0
回数(回)	44	0	0	0	0	0

④ 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設で、施設への通いを中心に、居宅への訪問、短期間の宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練を行うサービスです。
現在、市内で1か所の事業所がこのサービスを提供しています。

【介護】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	438	275	<u>280</u>	<u>324</u>	<u>324</u>	<u>324</u>

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	21	42	59	48	48	60

⑤ 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護者に対し、少人数で共同生活を営む住居（グループホーム）で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。

現在、市内で2か所の事業所がこのサービスを提供しています。

認知症高齢者数の推移を見つつ、地域のニーズに応じたバランスの取れた整備を検討していきます。

【介護】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	428	433	<u>443</u>	432	432	432

【介護予防】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	0	0	0	0	0	0

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

本市においては、今後のニーズの変化を見守りつつ必要となった場合にはその整備について検討していきます。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行う定員 29 人以下の特別養護老人ホームが地域密着型介護老人福祉施設です。

現在、市内で 1 か所の事業所がこのサービスを提供しています。

【介護】	実績値		見込値			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人）	221	210	<u>230</u>	240	240	240

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ提供する「看護小規模多機能型居宅介護」など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスです。

本市においては、既存の事業所での対応がある程度可能であると考えておりますが、今後のニーズの変化も見守りつつ必要となった場合にはその整備について検討していきます。

⑨ 地域密着型通所介護

介護保険法の改正により、平成 28 年 4 月に通所介護事業所のうち定員 19 名未満の事業所が地域密着型サービスに移行しました。

在宅サービスの中でも利用の多いサービスとなっており、今後も増加すると見込んでいます。

【介護】	実績値		見込値			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人）		2,028	<u>1,921</u>	<u>1,956</u>	<u>1,920</u>	<u>1,968</u>
回数（回）		19,190	<u>19,753</u>	<u>22,444</u>	<u>24,127</u>	<u>27,439</u>

(3) 施設サービス

施設に入所して受けるサービスで、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種類の施設があります。

今後とも、在宅サービスと施設等サービスのバランスのとれた介護基盤の整備に努めていきます。

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者に、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

原則、新規入所者は要介護3以上の方となりますが、本人や家族の状況により、要介護1, 2の方も入所できる場合があります。

現在、市内で5か所の事業所があり、利用者は横ばいの見込みです。

【年間】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	3,730	3,874	<u>3,936</u>	4,020	4,020	4,020

② 介護老人保健施設

症状安定期にある要介護者に施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービスです。

現在、市内で2か所の事業所がこのサービスを提供しています。利用は横ばいと見込んでいます。

【年間】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	1,798	1,782	<u>1,879</u>	1,920	1,920	1,920

③ 介護療養型医療施設／介護医療院

症状が安定しており長期療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話などを行うサービスです。

現在、市内には該当する事業所はありませんが、市外施設を利用する人の利用を見込んでいます。

【年間】	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	17	7	0	24	24	24

なお、介護療養型医療施設については、介護老人保健施設への転換期限が平成 29 年度末までとなっていました。高齡化の進展により増加が見込まれるなか、慢性期の医療と介護のニーズを併せ持つ高齡者に対応するため、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能とを兼ね備えた介護保険施設として新たに「介護医療院」が創設されます。

現行の介護療養型医療施設の経過措置期間がさらに 6 年間延長されるため、その間に介護療養型医療施設については、すべて「介護医療院」に転換することとされています。

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業

住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活が続けられるよう、平成29年4月より、地域支援事業にて介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始しました。

総合事業への移行に伴い、介護予防給付でサービス提供されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、同等基準のサービスとして訪問介護相当サービスと通所介護相当サービスに移行し、あわせてサービス基準を緩和した緩和型訪問介護サービスと緩和型通所介護サービスを新設し、事業を実施しています。

① 訪問介護相当サービス

ホームヘルパー（訪問介護員）が家庭を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介助や炊事、掃除などの生活援助を行うサービスです。

介護予防給付で実施していた介護予防訪問介護と同等のサービスです。介護予防訪問介護の利用実績より、今後もサービスニーズは増加すると推計していますが、一定割合で緩和型訪問介護サービスに移行すると見込んでいます。

	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	-	-	1,692	1,512	1,596	1,716

② 緩和型訪問介護サービス

介護保険の訪問介護で規定されている身体介護と生活支援のうち、生活支援のみのニーズに対応するために、総合事業の実施に伴い新設したサービスです。

新規の利用者と介護予防訪問介護を利用していた方が一定数移行すると見込んでいます。

	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	-	-	60	180	252	324

③ 通所介護相当サービス

デイサービスセンターなどに通い、日常動作訓練、入浴、給食などを提供するサービスです。

介護予防給付で実施していた介護予防通所介護と同等のサービスです。介護予防通所介護の利用実績より、今後もサービスニーズは増加すると推計していますが、一定割合で緩和型通所介護サービスに移行すると見込んでいます。

	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人）	-	-	3,708	2,844	3,000	3,216

④ 緩和型通所介護サービス

運動器機能の改善・維持に対するニーズや主にひとり暮らしの方の通いの場に対するニーズに対応するために、総合事業の実施に伴い新設したサービスです。現在、市内に2事業所あります。

新規の利用者と介護予防訪問介護を利用していた方が一定数移行すると見込んでいます。

	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数(人)	-	-	120	516	600	696

⑤ 介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスを利用する際に必要なケアプラン作成業務にかかるサービスです。

新規の利用者と介護予防計画にてケアプランを作成されていた方の一定数が移行すると見込んでおり、その数は増加すると推計しています。

	実績値		見込値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数(人)	-	-	1,764	3,768	4,056	4,428

(5) 共生型サービス

障がいのある人が65歳以上になっても、引き続き使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障がいのある人がともに利用できる「共生型サービス」が創設されます。

本市におきましても、障がいのある人が、障害福祉サービス事業所で介護保険サービスを受けることができるよう、障害福祉担当部署と連携し、共生型サービス事業所の設置を検討していきます。

2 介護保険事業の適正な運営

(1) 介護給付サービスの給付費総額

① 在宅サービス

(単位：千円)

サービス	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
訪問介護	244,314	260,182	288,912	356,000
訪問入浴介護	8,707	8,710	8,972	11,233
訪問看護	90,636	96,293	105,655	153,510
訪問リハビリテーション	11,490	14,402	17,666	20,148
通所介護	660,302	691,986	758,960	1,025,366
通所リハビリテーション	125,468	127,137	132,943	155,886
居宅療養管理指導	10,563	10,520	10,802	12,435
短期入所生活介護	149,465	156,759	169,694	225,632
短期入所療養介護	33,589	36,786	44,450	49,629
福祉用具貸与	107,130	107,627	112,445	123,770
特定施設入居者生活介護	70,134	72,734	73,039	89,568
住宅改修	15,108	15,763	16,418	18,875
特定福祉用具販売	4,946	5,129	5,619	5,732
居宅介護支援	179,722	181,603	183,706	204,549
計	1,711,574	1,785,631	1,929,281	2,452,333

② 地域密着型サービス

(単位：千円)

サービス	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
認知症対応型通所介護	28,401	29,491	30,687	40,062
小規模多機能型居宅介護	59,535	60,452	61,343	67,589
認知症対応型共同生活介護	112,316	112,561	112,659	112,659
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	59,898	59,925	59,925	59,925
地域密着型通所介護	180,279	196,971	228,832	345,494
計	440,429	459,400	493,446	625,729

③ 施設サービス

(単位：千円)

サービス	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
指定介護老人福祉施設	1,028,295	1,028,755	1,028,755	1,276,905
介護老人保健施設	469,750	469,961	469,961	539,489
指定介護療養型医療施設 (介護医療院)	8,811	8,813	8,813	8,789
計	1,506,856	1,507,529	1,507,529	1,825,183

(2) 介護予防給付サービスの給付費総額

① 介護予防在宅サービス

(単位：千円)

サービス	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	11,301	12,641	13,772	19,949
介護予防訪問リハビリテーション	157	315	315	643
介護予防通所リハビリテーション	9,432	9,853	10,062	11,318
介護予防居宅療養管理指導	776	777	904	1,110
介護予防短期入所生活介護	705	912	1,012	1,449
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	8,316	8,593	9,047	10,444
介護予防特定施設入居者生活介護	3,683	4,198	4,711	7,369
介護予防住宅改修	9,238	9,238	10,801	13,359
特定介護予防福祉用具販売	1,668	1,668	1,981	2,328
介護予防支援	8,013	8,630	9,141	10,674
計	53,289	56,825	61,746	78,643

② 介護予防地域密着型サービス

(単位：千円)

サービス	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防認知症対応型 通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	2,807	2,808	3,311	3,311
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0
計	2,807	2,808	3,311	3,311

(3) 標準給付費見込額

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
総給付費 (一定以上所得負担の調整後)	3,713,256	3,855,262	4,088,274	5,101,019
総給付費	3,714,955	3,812,193	3,995,313	4,985,199
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	1,699	2,677	2,927	3,825
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	45,746	95,888	119,645
特定入所者介護サービス費等給付額	147,083	147,741	148,041	146,086
高額介護サービス費等給付額	74,455	74,789	74,941	73,951
高額医療合算介護サービス費等給付額	914	918	920	908
算定対象審査支払手数料	3,468	3,484	3,490	3,445
標準給付費見込額	3,939,176	4,082,194	4,315,666	5,325,409

(4) 地域支援事業費

(単位：千円)

サービス	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	140,740	151,937	166,083	206,537
包括的支援事業・任意事業費	51,651	52,353	53,068	53,423
計	192,391	204,290	219,151	259,960

(5) 介護保険の財源構成

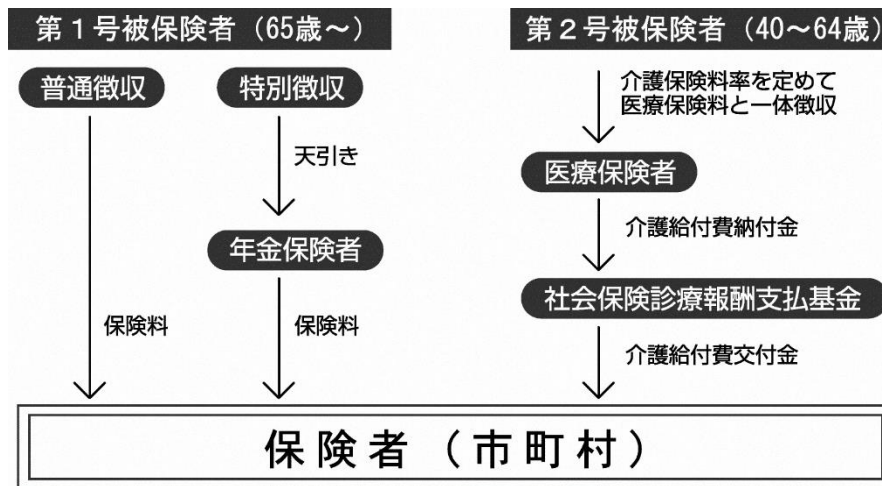
介護保険の財源については、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用（給付費）の50%を保険料、残り50%を税金等の公費で賄うこととなっており、第1号被保険者は給付費の23%を負担することになります。

ただし、調整交付金の割合によって、第1号被保険者の負担割合は増減します。

また、地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の財源については、第1号被保険者の保険料と公費で構成されます。

【介護保険の財源構成】

	介護給付費 (施設等)	介護給付費 (その他サービス)	地域支援事業費	
			介護予防・日常生活支援総合事業	包括的支援事業 任意事業
国	15.0%	20.0%	25.0%	38.5%
国調整交付金	5.0%	5.0%		
県	17.5%	12.5%	12.5%	19.25%
市	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%
第1号被保険者	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第2号被保険者	27.0%	27.0%	27.0%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



(6) 保険料基準額の算出式

平成30年度から32年度までの3年間の標準給付見込み額、地域支援事業費等をもとに、第1号被保険者の保険料を以下のように算定しました。

【保険料基準額の算定】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額 (①)	3,939,176,372円	4,082,193,557円	4,315,665,891円	12,337,035,820円
地域支援事業費 (②)	192,391,000円	204,290,000円	219,151,000円	615,832,000円
第1号被保険者負担分及び調整交付金相当額 (③ = ((① + ②) × 23%) + ((① + 介護予防・日常生活支援総合事業費) × 5%))	1,154,256,315円	1,197,597,746円	1,267,095,329円	3,618,949,390円
調整交付金見込額 (④ = ① × 各年度交付割合)	209,300,000円	220,175,000円	228,121,000円	657,596,000円
財政安定化基金拠出金見込額※1 (⑤ = (① + ②) × %)	/			
介護保険給付準備基金取崩額 (⑥)	/			150,000,000円
第7期保険料収納必要額 (⑦ = ③ - ④ + ⑤ - ⑥)	/			2,811,353,390円
予定保険料収納率 (⑧)	99.0%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (⑨)	15,235人	15,302人	15,334人	45,871人
年額保険料基準額 (⑦ ÷ ⑧ ÷ ⑨)	/			61,907円
月額保険料基準額 (⑦ ÷ ⑧ ÷ ⑨ ÷ 12)	/			5,159円

※1 財政安定化基金拠出金見込額は、各都道府県は基金の保有状況を考慮し適切な拠出率を条例で定めることができる。

【参考】

	平成37年度
月額保険料基準額	7,759円

(7) 所得段階別保険料

第1号被保険者の所得段階別保険料は、被保険者の負担能力に応じたよりきめ細やかな所得段階区分設定を行います。

第7期計画期間の区分(9段階)			保険料率
第1段階	住民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者		×0.50
		公的年金収入＋合計所得金額が80万円以下	
第2段階	本人を含め世帯全員が市民税非課税	公的年金収入＋合計所得金額が80万円超120万円以下	×0.75
第3段階		公的年金収入＋合計所得金額が120万円を超える	×0.75
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいる	公的年金収入＋合計所得金額が80万円以下	×0.85
第5段階(基準額)		公的年金収入＋合計所得金額が80万円を超える	×1.00
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満	×1.20
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満	×1.30
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満	×1.50
第9段階		合計所得金額が300万円以上	×1.70

(8) 所得段階別加入割合補正後被保険者数の見込み

	所得段階別加入者数			3か年 合計	基準額に 対する割合	補正後 被保険者数
	平成30年度	平成31年度	平成32年度			
第1段階	2,264人	2,274人	2,279人	6,817人	0.50	3,408人
第2段階	1,200人	1,206人	1,208人	3,614人	0.75	2,711人
第3段階	1,079人	1,084人	1,086人	3,249人	0.75	2,437人
第4段階	2,158人	2,167人	2,172人	6,497人	0.85	5,522人
第5段階	2,279人	2,290人	2,294人	6,863人	1.00	6,863人
第6段階	2,597人	2,611人	2,615人	7,823人	1.20	9,387人
第7段階	2,037人	2,045人	2,050人	6,132人	1.30	7,972人
第8段階	867人	870人	872人	2,609人	1.50	3,914人
第9段階	715人	717人	719人	2,151人	1.70	3,657人
計	15,196人	15,264人	15,295人			45,871人

(9) 所得段階別第1号被保険者の保険料

第7期計画期間（平成30～32年度）における各所得段階別の年額の保険料は、次のようになります。

第7期計画期間の区分(9段階)		保険料(年額)	
第1段階	住民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者	30,600円	
	公的年金収入＋合計所得金額が80万円以下		
第2段階	本人を含め世帯全員が市民税非課税	公的年金収入＋合計所得金額が80万円超120万円以下	45,900円
第3段階		公的年金収入＋合計所得金額が120万円を超える	45,900円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいる	公的年金収入＋合計所得金額が80万円以下	52,020円
第5段階(基準額)		公的年金収入＋合計所得金額が80万円を超える	61,200円
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満	73,440円
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満	79,560円
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満	91,800円
第9段階		合計所得金額が300万円以上	104,040円

(10) 介護サービスの質の確保・向上

① 利用者の苦情・相談への対応

住民にとって最も身近な存在である市役所及び地域包括支援センターの窓口で苦情を受け止め、利用者が気軽に苦情が言える体制を整え、苦情の深刻化、蔓延化を防ぐとともに、介護ニーズの分析や苦情の吸い上げを行うように努めていきます。あわせて、利用者と事業者間の調整などの充実も継続して行っていきます。

また、高齢者本人とその家族の状況の聞き取り等を通じ、本人だけではなく、その介護者のニーズを含め、対応に努めます。

② 赤穂市介護支援専門員連絡協議会との連携

介護支援専門員相互の連携を図るために設立された赤穂市介護支援専門員連絡協議会の研修会や情報交換などを通じて、介護支援専門員の質の向上を図るとともに、保健・福祉・医療等との連携強化により、公平・中立なケアマネジメントの確保を図っています。

制度や施策に関する情報提供をはじめ、研修会などへの可能な支援を行うなど、介護支援専門員連絡協議会との連携の充実を図っていきます。

③ 赤穂市老人福祉施設協議会との連携

市内の老人福祉施設が相互に連携を保ち、老人福祉事業の振興を図るために設置された赤穂市老人福祉施設協議会は、入所者の待遇向上・施設間の交流・職員の資質向上等を推進しています。

今後とも、老人福祉施設間の連携及び交流を密にし、介護サービスの向上を図っていきます。また、制度や施策に関する情報提供など、他の福祉サービスとの連携も強化することで、介護サービスのさらなる質の向上を図ります。

④ 介護給付費適正化事業の推進

持続可能な介護保険制度を構築することを目的として、介護給付の適正化を図り、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減され、介護保険制度の信用を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することに取り組む必要があります。

ア 要介護認定の適正化

遠隔地を除くすべての認定調査を市の調査員が行い、公正公平な認定調査を確保しています。今後も調査員研修の開催等により調査員の質の向上を図っていきます。

イ ケアプランチェックの推進

利用者の状況を把握した適切なアセスメントを実施したうえで、ケアプランが作成されているかの点検を行い、不適切なプランについて指導を行うことで、サービスの質の向上を図ります。

ウ 住宅改修・福祉用具貸与等の点検

改修内容や福祉用具の妥当性について、利用者の身体状況等に即したものであるかどうかについてきめ細かく確認を行い、その必要性に疑問があるような場合はケアマネジャーや業者に確認を行っています。今後も継続してサービスの適正化を図っていきます。

エ 医療情報との突合・縦覧点検

兵庫県国民健康保険団体連合会からの医療給付と介護給付の突合情報をもとに、介護保険事業所に対してサービス実績を確認します。誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行います。

オ 介護給付費通知の送付

介護保険サービス利用者に対し、利用したサービス事業所、サービス種類、介護保険給付額、利用者負担額を通知します、利用者の介護サービス利用の意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑止につなげていきます。

現在、介護給付費通知を年3回実施しており、今後も継続して実施していきます。

<介護給付費適正化事業の目標>

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ア	要介護認定の適正化	申請に係る全件		
イ	ケアプランチェックの推進 (件)	2 件 × 市内事業所 (10 カ所) / 年		
ウ	住宅改修・福祉用具貸与等の点検 (件)	申請に係る全件		
エ	医療情報との突合	①～④の4帳票*の点検を毎月実施 (国保連に委託)		
	縦覧点検	帳票の点検などを毎月実施 (国保連に委託)		
オ	介護給付通知の送付 (回)	3 回 (6 月, 10 月, 2 月) / 年		

※適正化システム帳票のうち、①算定期間回数制限縦覧チェック一覧表、②重複請求縦覧チェック一覧表、③居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧、④単独請求明細書における準受付チェック一覧表の4帳票

⑤ サービスの質の向上

「介護サービス情報の公表」制度の普及促進を図り、利用者のサービス選択を支援するとともに、事業者の質の向上を図ります。

また、事業者自身による自主的な取り組みとなりますが、サービスの第三者評価は「介護サービスの公表」と同様に、利用者がサービスを選択する際の判断材料の一つとなることから、事業者への第三者評価の導入及び評価の継続を促進していきます。

⑥ 介護相談員

利用者と事業者の橋渡し役として、介護相談員がサービス提供事業所や施設を訪問し、利用者の日常生活における相談に応じたり、サービスに対する不満や要望等の聞き取りなどを行っています。

この事業により、通常では伝わりにくい利用者の要望等を事業者に伝えることができ、また、介護の現場に外部の目が入ることによる介護サービスの質的向上が期待されます。

今後も引き続き施設等への派遣を行うとともに、介護相談員の研修の機会を設け、相談技術や介護保険に関する知識の向上を図り、サービス利用者がより相談しやすい体制となるよう取り組んでいきます。

⑦ 情報公表

市を中心とした地域包括ケアシステムを構築していく中で、地域で暮らす住民が地域にある社会資源を把握することができるよう、地域包括支援センターと生活支援サービス等の情報を公表します。

⑧ 事業所への実地指導

「赤穂市指定地域密着型サービス事業者等指導監査実施要綱」に基づき、地域密着型サービス事業者については、定期的に実地指導を行うとともに、迅速かつきめ細やかな指導を実施し、指導基準の遵守やサービスの質の改善・向上を図っていきます。

また、平成 29 年 4 月より事業を開始した介護予防・日常生活支援総合事業において提供している指定事業者によるサービスと、平成 30 年 4 月より都道府県から市町村に指定権限が移譲される居宅介護支援事業者についても、同様に実施します。

第7章 計画の推進にあたって

本計画の円滑な実施と進捗管理を行うため、次の取り組みを進めます。

1 住民との協働及び関係機関との連携の推進

本計画の理念である「すこやかで、いつまでも安心のあるまち あこう」を目指し、各事業の効果を十分に発揮させるためには、この計画について、より多くの人の理解と協力が必要です。

住み慣れた地域で安心して過ごし、地域社会に主体的に関わることで生きがいをもってより健康的に暮らすことができる状況を実現するためにも、本計画の上位計画の赤穂市地域福祉計画の基本理念である『深めよう地域の絆 みんなで支え合うやさしいまち 赤穂』のもと、高齢者自身や地域住民などと行政が協働し、市民参画と地域福祉の観点に基づく高齢者保健福祉計画及び介護保険事業の事業展開を図ります。

また、市民にとって身近なサービス提供主体である、介護保険事業者や保健・医療・福祉関係機関などと連携し、高齢者の多様なニーズに対応するため、これら関係機関との密接な連携に努めます。

2 推進体制の整備及び計画進捗の把握

本計画を円滑に推進するため、各事業担当課を中心に、サービス提供にかかる事務の効率化や、情報収集・提供機能の向上、相談窓口の機能充実など、サービスを円滑・適切に実施する体制を整備し、事業の効果的な進捗に努めます。あわせて、「我が事・丸ごと」の地域共生社会を目指す体制づくりのため、庁内各部署の横断的な連携体制を強化します。

また、計画の進捗状況に関する総合的な点検、課題の検討、抽出された課題への対応等、計画の適切な進捗管理を図ります。

3 計画の周知

高齢者保健・福祉施策や介護保険制度の理解が深まるよう、本計画書を公表するとともに、市ホームページへの掲載等により、情報発信を図り、広報あこうなどを活用し、継続的に広く市民に分かりやすい情報提供に努めます。

また、サービスの必要な人に適切な情報が伝わるよう、地域包括支援センターなどの総合相談窓口や民生委員、赤穂市社会福祉協議会などと連携を行いながら、きめ細やかな広報・啓発活動に努めます。

資料編

第7期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業 計画策定委員会 委員名簿

(順不同)

	氏名	団体名	職名等	備考
学識経験者	中村 剛	関西福祉大学社会福祉学部	社会福祉学部長 (教授)	委員長
	一瀬 貴子	関西福祉大学社会福祉学部	社会福祉学部 准教授	
保健医療関係者	向田 憲司	龍野健康福祉事務所	所長補佐 兼監査指導課長	
	渡邊 節雄	赤穂市医師会	副会長	副委員長
	赤井 高之	相生・赤穂市郡歯科医師会	副会長・ 赤穂支部長	
	金戸 伸裕	赤相薬剤師会	副会長	
福祉関係者	折原 和彦	赤穂市社会福祉協議会	事務局長	H29. 7. 31 辞任
	近平 健一	赤穂市社会福祉協議会	事務局長	H29. 8. 1 就任
	水野 亮	赤穂市民生委員児童委員 協議会	会長	
	立坂 守	赤穂市老人福祉施設協議会	会長	
	坂本 由規子	赤穂市介護支援専門員連絡 協議会	会長	
被保険者代表	勝田 三好	赤穂市自治会連合会	城西地区連合会 会長	
	有吉 一美	赤穂市老人クラブ連合会	会長	
	平岡 登美子	赤穂市消費者協会	副会長	
	伊東 康子	赤穂市介護相談員		
	松本 十代子		公募委員	
	涌元 雅代		公募委員	

第7期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業 計画策定委員会設置要綱

第7期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第7期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定に資するため、赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療に関係する機関等に属する者
- (3) 福祉に関係する各種機関等を代表する者
- (4) 被保険者の属する各種団体を代表する者
- (5) 被保険者のうち市民公募による者

3 委員の任期は、市長が委嘱した日から平成30年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員会は、所掌事務に関する連絡調整を図るため、別に庁内検討委員会を設置することができる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部医療介護課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日以後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

第7期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業 計画策定委員会協議経過

開催回	開催日時	会場	主な協議事項
第1回	平成29年7月14日（金） 午後3時00分～	赤穂市役所 6階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第7期計画の策定について ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査について ・介護保険事業の実施状況について
第2回	平成29年8月31日（木） 午後1時30分～	赤穂市役所 6階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果について ・高齢者保健福祉サービスの現状と課題について ・第7期計画（骨子案）について
第3回	平成29年11月2日（木） 午後2時～	赤穂市役所 6階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第7期計画骨子案について ・第7期計画（総論・素案）（第1章から第5章）について
第4回	平成29年12月1日（金） 午後1時30分～	赤穂市役所 6階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第7期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について
第5回	平成30年2月1日（木） 午後1時30分～	赤穂市役所 6階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・第7期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（素案）について ・介護保険料の試算について
第6回			

用語説明

① 被保険者と受給資格

■第1号被保険者・第2号被保険者

介護保険では、第1号被保険者は65歳以上、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者のことをいう。第1号被保険者は、原因を問わず、要介護認定を受けた場合は介護保険のサービスを利用できるのに対し、第2号被保険者は、サービス利用が特定の疾病による場合に限定される。

② 要介護認定

■要介護者

介護が必要な状態にある65歳以上の人及び介護が必要な状態にある40歳以上65歳未満の人であって、その要介護状態の原因である身体上または精神上の障がいが増加に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定める特定疾病によって生じたものであるもの。

■要介護状態

身体上または精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて要介護状態区分（要介護1～5）のいずれかに該当すること。

■要介護認定

介護が必要な状態であるかどうか、どの程度介護を必要とするかどうかを、市町村等が介護認定審査会で客観的に評価するもの。要介護認定は、要支援1・2、要介護1～5、非該当のいずれかに分類される。

■要支援者

要支援状態にある65歳以上の人、及び要支援状態にある40歳以上65歳未満の人であって、その要支援状態の原因である身体上または精神上の障がいが増加に伴って生じたものであるもの。

③ 介護支援サービス

■地域包括支援センター

公正・中立な立場から、地域における高齢者の①総合相談・支援、②権利擁護、③介護予防ケアマネジメント、④包括的・継続的ケアマネジメント支援を担う中核機関のこと。

■ケアプラン

介護サービスが適切に利用できるよう、心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービスの種類及び内容などを定めた計画のこと。

■ケアマネジャー（介護支援専門員）

平成12年4月に施行された「介護保険法」に基づく資格で、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が心身の状況に応じて適切な在宅サービスや施設サービスを利用できるように市町

村、事業者及び施設との連絡調整を図り、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な専門知識を有し、要介護者のケアマネジメントを行う者。

■ケアマネジメント

利用者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

■アセスメント

ケアマネジャー等が利用者を訪問し、どのような介護サービス等が必要か事前調査を行うこと。

④ 保険給付

【在宅介護サービス】

■訪問介護、介護予防訪問介護

介護福祉士、ホームヘルパーなどが居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他の日常生活での支援を行うサービス。なお、介護予防訪問介護については、平成 30 年 3 月末までに、介護予防給付によるサービス提供から、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の訪問介護相当サービスに移行する。

■訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービス。

■訪問看護、介護予防訪問看護

看護師、保健師、准看護師、理学療法士又は作業療法士若しくは言語聴覚士が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービス。

■訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、言語訓練、その他必要なりハビリテーションを行うサービス。

■居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

病院、診療所又は薬局の医師、看護職員、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して、療養上の管理及び指導等を行うサービス。

■通所介護、介護予防通所介護

デイサービスセンター等に通い、施設において、入浴、食事の提供など日常生活での支援や機能訓練を行うサービス。なお、介護予防通所介護については、平成 30 年 3 月末までに、介護予防給付によるサービス提供から、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の通所介護相当サービスに移行する。

■通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所に通い、施設において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うサービス。

■福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を貸与するサービス。

■特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

福祉用具のうち、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分を購入した際に、福祉用具の購入費の一部を支給するサービス。

■短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期入所し、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護など日常生活での支援や機能訓練を行うサービス。

■短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所し、施設において、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行うサービス。

■特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームに入所している要介護者等について、その施設が提供するサービスの内容、担当者などを定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話をを行うサービス。

■住宅改修、介護予防住宅改修

手すりの取り付け、段差の解消、すべり防止及び移動の円滑化等のための床、又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便座等への便器の取替え、その他これらに付帯して必要となる住宅改修を行った時は、住宅改修費用の一部を支給するサービス。

【施設介護サービス】**■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）**

特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う施設。

■介護老人保健施設（老人保健施設）

介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設。

■介護療養型医療施設

病院内に併設され、療養病床等に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を提供する施設。平成 30 年 3 月末までに介護医療院等の介護保険施設へ転換、廃止されることが決まっていたが、6 年間延長となった。

■介護医療院

介護療養型医療施設に代わる介護保険施設として新たに創設された。長期療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を提供する。

【地域密着型サービス】

■認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

居宅の要介護者等であって、認知症である方について、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等に通い、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援及び機能訓練を行うサービス。

■小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

居宅の要介護者等について、小規模な住居型の施設で通いを中心としながら訪問、短期の宿泊などを組み合わせて入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行うサービス。

■認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護者等について共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行うサービス。

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行う定員 29 人以下の特別養護老人ホームのこと。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護

平成 24 年 4 月より新たに創設されたサービスで、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応を行うサービス。

■看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組合わせの「看護小規模多機能型居宅介護」など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービス。

【地域支援事業】

■介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となり、地域の実情に応じて、要支援者等に対し、介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施する事業。利用者の状態に合わせて、見守り・配食等を含めた、生活を支えるための総合的で多様なサービスを提供する。市町村の地域支援事業として実施され、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業からなる。

⑤ その他

■赤穂市高齢者見守りネット

活動を通じて高齢者と接することの多い民間事業者、地域団体等と連携し、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で高齢者を見守る仕組み。

■いきいき百歳体操

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるように支援することを目指し、平成 14 年に高知県高知市で開発された体操。現在では全国 1,500 カ所以上（平成 24 年 5 月末時点）で実施され、兵庫県でも多くの市町が「いきいき百歳体操」を参考にした体操の取組を進めている。

■インフォーマルなサービス

近隣や地域社会、民間やボランティア等が行う非公式な援助活動のこと。フォーマルサービス（公的機関等が行う制度に基づいた社会福祉サービス）の対語。

■介護相談員

介護保険サービスの質的向上を目的として、選任された相談員が介護保険のサービス利用者や家族からサービスに対する悩み・苦情・疑問などの相談を受け、サービス提供事業者へ伝えることで悩み等の解消を図る。

■権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

■緊急通報システム

日常生活を営むうえで常時注意が必要な慢性疾患を有するひとり暮らし高齢者世帯等に緊急通報機器を設置し、急病の際に消防署に通報を送り、近隣協力員の協力を得て救援される仕組み。

■高額介護サービス費

所得等が一定額以下の介護サービス利用者に対して、サービス利用料の自己負担額が一定額以上になったときに、超過分を保険から支給する制度。

■サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正（平成 23 年 10 月施行）により、従来の高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の各制度の代わりに創設された制度。バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅であり、一定の基準を満たした賃貸住宅や有料老人ホームが、サービス付き高齢者向け住宅として都道府県知事の登録を受けることができる。

■市民後見人

地域で暮らす判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の権利擁護を図るため、身近な地域で権利擁護の観点から支援を行う社会貢献の精神を持った市民で、家庭裁判所

が選任した専門職以外の第三者後見人のこと。本市では、平成 28 年 5 月に開設された西播磨成年後見支援センターと連携し、市民後見人の養成を行っている。

■生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域ニーズと地域資源のマッチングを行う者。

■地域支援事業

被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために市町村が行う事業。

■特定健診・特定保健指導

平成 20 年から始まった生活習慣病予防のための健診・保健指導。特定健康診査(特定健診)は、メタボリックシンドロームに着目した健診で、特定保健指導は、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できるメタボリックシンドロームとその予備群の方に対して生活習慣を見直すサポートを行う。

■日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したもの。概ね 30 分以内に必要なサービスが提供される圏域として、具体的には中学校区程度を基本としている。

■認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すための取り組み。「認知症施策推進 5 か年計画（オレンジプラン）」を改正し、できる限り早い段階からの支援、やさしい地域づくりの推進などが盛り込まれている。

■認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人と交流したり、医療や介護の専門家に相談ができる等、相互に情報を共有しお互いを理解し合う集いの場。

■認知症ケアパス

認知症の人の病状などの進行状況にあわせて、多職種が連携してどのように支援を行っていくかを、時間軸に沿った一覧表などでわかりやすく示したもの。

■認知症高齢者

脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などが徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態をいう。認知症は病気であり、単なるもの忘れとは異なる。

■認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族に対し、見守り、声かけ、手助けをするなど、温かく見守る応援者のこと。

■認知症地域支援推進員

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人およびその家族を支援するため相談業務等を行う者。

■地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活圏域で適切に提供できるような地域の体制のこと。

■地域ケア会議

高齢者支援について、医療や介護、福祉などの専門職、地域の関係者が協働して行う会議で、地域包括支援センターや市が主催する。個別ケースの検討を行う地域ケア会議、地域包括支援センターごとに地域課題の把握及び対応の検討を行う圏域ごとの地域ケア会議、全市的な課題の把握及び対応の検討を行う市全体の会議から成る。

■作業療法士

身体又は精神に障がいのある人等に対して、積極的な生活を送る能力の獲得を図るため、種々の作業活動を用いての治療や訓練活動、指導等により作業療法を専門的に行う医学的リハビリテーション技術者。

■理学療法士

身体に障がいがある人に対して、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操等の運動や電気刺激、マッサージ、温熱等による理学療法を専門的に行う医学的リハビリテーション技術者。

■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消したりなどの保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立権が付与されている。

■民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。また、民生委員は、児童福祉法に基づき、児童委員を兼務。

■養護老人ホーム

環境上の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な 65 歳以上の人を対象にした入所施設。

■軽費老人ホーム

家庭環境・住宅事情・経済状況などの理由により、居宅において生活することが困難な 60 歳以上の人（夫婦の場合、どちらかが 60 歳以上）に、低額な料金で食事その他日常生活上必要な便宜を提供する施設。入居者の状況に応じて、A、B、C の三つの型があり、車いす生活となっても自立した生活が送れるよう配慮した「ケアハウス」は「軽費老人ホーム（C型）」ともいわれ、個別の介護等が必要になった場合は外部の介護サービスを利用する。

■GPS

GPS (Global Positioning System : 全地球測位システム) は、人工衛星を利用して自分が地球上のどこにいるのかを正確に割り出すシステム。

■NPO

NPO (Non-Profit Organization) は民間の非営利組織のことで、ボランティア活動などを行う民間の営利を目的としない団体で、財団法人や社会福祉法人、生協なども含まれる。

■コミュニティ

共同体、共同生活体のことだが、地域社会そのものを指すこともある。

■ネットワーク

ある単位と単位をつなぐ網状組織。特に情報の交換などを行うグループ。

■バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともとは建物内の段差の解消等物理的障壁の除去。また、より広く、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去をしようという考え方。

■ボランティア

一般に「自発的な意志に基づいて 人や社会に貢献すること」を意味し、「自発性：自由な意志で行なうこと」「無償性：利益を求めないこと」「社会性：公正に相手を尊重できること」といった原則がある。

■ホームヘルパー

福祉の援助を必要とする高齢者や障がい者のもとに派遣され、家事・介護を行う人のことで、訪問介護員とも言う。

■メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

腹囲が男性で 85cm、女性で 90cm 以上の人のうち、①脂質異常（中性脂肪値 150mg/dL 以上、または HDL コレステロール値 40mg/dL 未満） ②血圧高値（最高血圧 130mmHg 以上、または最低血圧 85mmHg 以上） ③高血糖（空腹時血糖値 110mg/dL 以上）の 3 項目のうち 2 つ以上を有する状態。

■リハビリテーション

障がい者や事故・疾病で後遺症が残った人などを対象に、身体的・心理的・職業的・社会的に、最大限にその能力を回復させるために行う訓練・療法や援助。

■老人クラブ

同一小地域内に居住する高齢者の自主的組織。おおむね 60 歳以上で 30 人以上の会員から組織される。高齢者の生きがいづくり、健康づくりを進める活動、ボランティア活動をはじめとした多様な社会活動を総合的に実施する。